度によく現われている。

# 米国宗教学の展望(下)

北

Ш

第三章 米国宗教学の将来

## .

宗

教学

の性

格

enschaft を指すのである。もちろん、宗教学者だけが宗教の研究をするというわけではない。他の学問との 協力 が 味ではそう考えることも出来よう。しかし、私がここでいう宗教学とは、狭い意味での Allgemeine Religions-Wiss 宗教研究に携わる学問と、異なった特殊な性格をもっていることに触れてみたい。それは宗教学者の資料に対する態 なければならぬことはいうまでもない。今ここで宗教学の歴史的発展について述べるつもりはないが、宗教学が他の 世間では、 宗教の学的研究に従事するものがすべて宗教学者であるかのように考えられている。たしかに、広い意

部族の宗教を包容しながらも、それを克服したことは衆知の事実である。イスラエル人がカナンの地に侵入した時も ると、一つの宗教が他の宗教に接触した例は少なくない。古代インドにアーリアン民族が移住した時、彼らは土着の 第一に、宗教学者は自己の育った文化・宗教以外の資料に対して「同情的理解」を必要とする。人類の歴史を顧み

祖先伝来の信仰が懐疑の目を以ってみられたことや、仏教が始めて日本に渡来した時の思想的紛糾が避けられなか 合、文化的•政治的な摩擦ばかりでなく、信仰の上にもある意味での危機に直面する。 先住民族の宗教の影響を受けながら、なおもイスラエルの宗教を展開して行った。一つの宗教が他の宗教と触れ合う場 あった。古代においても、 教が提示する問題を、 た事情も肯かれる。このような場合、互に他の宗教に対して、「同情的理解」をしようとはしないで、むしろ 他 の宗(^) かに処理するか、あるいはいかに政治的な解決を見出すかということに努力が払われたので 他の宗教を研究した人々が無かったわけではないが、 いわゆる宗教学的な「同情的理解」を 紀元前六世紀のギリシャでは、

見出すことは出来ない。

Summa Contra 気運を起しはしたが、 まで自明の理と考えていたキリスト教を、 接するに及んで、 きイスラム文化に心を惹かれたことは想像に難くない。回教の大学に学んだキリスト教徒の学生は、 の治下にあって、 ٤ は 宗教学の第二の性格は、 イスラム教やユダヤ教がいかにヨーロッパ文明を刺戟し、かつ貢献したかが窺われる。 キリスト教文化の恩恵に浴したヨーロッパ人の立場から書かれているといってよい。しかし、 Gentiles をみても解るように、 キリスト教神学で取扱ったことのない新しい問題に直面せざるを得なかった。 一流の大学や図書館が建設された時代には、 キリスト教自体を批判的に研究するという態度は愚か、 宗教学者が自らの育った宗教についても批判的な研究を厭わないことである。 新しい視野から見直したのである。 キリスト教と他の宗教との関係を、 キリスト教徒のヨーロッパ人が、 他の宗教を公平にみようとする学風は けれども、 哲学的• その結果は 特にイベリヤ半島が回 神学的に纒めるとい 当然、 絢爛眼を奪うがごと 最近の研究による アク 回教の神学者に 彼 中世 5 一の歴史 ス そ の れ 教

遂に生まれなかったのである。

sary truth 学的」な方法によってのみ到達し得ると考えられたのである。 に深く掘下げれば、その背後に「純粋な」宗教のありのままの姿を探究することが出来るということである。これを religio naturalis と称した。 教というものは他の文化現象と交わって、長い歴史の間に余計な副産物を纏っている。 矛眉しないと確信したのであった。これに関連して、ライプニッツなどは宗教の真理に coincidental truth と neces-れると考えた。したがって、理性によって探究した宗教の本質は、究極において啓示によって示された宗教の真理と していた。啓蒙時代の思想家は、すべて神の啓示を否定したというわけではないが、彼らは理性もまた神から与えら 深い感銘を与えたことなどが大いに関係している。当時の欧州では、ハーバート・バークレー、 まではなかった。それは十五・六世紀以来、ヨーロッパ人が南北米大陸や東洋に進出して、異民族の文化・宗教・習 は ような人々が、 俗に接し、 宗教学の第三の性格として挙げられるのは、 自然科学や社会科学と異なった「宗教科学的」という意味においてであるが、ともかくこうした学風は啓蒙時代 ことに東洋の古典などが訳されるに及んで、その崇高な宗教的・哲学的思想がヨーロッパ とがあると考え、 ユダヤ教やキリスト教の信ずる「啓示」によらないで、「理性」によって宗教の本質を探究しよう と 純粋な宗教そのものは教団の御用学問たる神学によらず、理性を基盤とする哲学と「科 両者は、人間の理性によって区別されなければならぬと主張した。 その「科学的態度」である。もちろん、ここにいう「科学的態度」と よかれあしかれ、今日の宗教学はこのよ うな それ故に、 ロッ いいかえれば、 宗教現象を歴史的 の思想家たちに ク・ヒュー ムの 宗

#### 宗 教 学 の 体 系 化

的」な学風を受継いでいる。(3)

以前にあっても、 宗教学は 般に 宗教学の構成分子と名づけられる学的要素がいろいろとあった。 「マックス・ミュラー(一八二三—一九○○)の時代に始めて体系化されたといわれる。しかし、 彼

「科学

第一は、

シュ

ライエルマッヘルなどによって代表される一派である。彼らは宗教及び宗教体験の性格に関する学的

を宗教現象の研究に適用しようとした。第二は、

フム

ボル

ŀ

(Hum.

般の解釈学

(Hermeneutics)

右の五つの要素を考慮に入れる必要がある。 流れを汲む Völkerpsychologie 学派である。ゲシュタルト心理学を、個人だけでなく、 国に発展した社会学の影響から、宗教の社会学的考察を行おうとする動きである。第五は、Wilhelm Wundt などの Philosophie der Geschichte der Menschheit などはその代表的なものといえよう。 boldt) 兄弟たちによる言語学派である。彼らは言語の研究が文化の神秘を解く重要な鍵であると考えた。 ループにまで適用しようとする行き方である。 イツ浪漫主義の人々の強調した宗教の歴史的研究である。 この他にもいろいろな学派の体系化を理解するためには、 ヘルデル (Johann Gottfried Herder) 第四は、十九世紀後半、 宗教的•文化的 の著、 ・民俗的なグ 少なくとも 第三は、ド Ideen zur 欧州諸

ろう。 以って直ちに宗教学と呼ぶことは出来ない。たしかに、宗教学においても、 同様に、 りうるのである。 れ であり、 を目的とする学問であるといえる。 のごとき感じを与え易い。結論をいえば、宗教学とは、Dilthey や Wach の用いる意味においての宗教の Verstehen ばならない。 このように、宗教学は諸種の流れを受継いだために、 しかし、 特定の宗教の真理性を是認した研究方法は、その出発点において、すでに宗教学から離れたものといわなけ また現代社会に必要なものであっても、Verstehen の副産物であって、宗教学の分野を越えるものである。 - その際、資料を宗教学的に取扱うか否かによって、それが宗教学的労作とも、似て非なるものともな 宗教学はしばしば各宗教の研究を綜合した名称であるように考えられ易いが、このような研究方法を したがって、 | 護教的な目的や真理の宣揚ということは、それがいかに崇高なもの 複雑な性格をもっているから、ややもすれば統一性を欠くか 特定の宗教の研究を更に進める必要があ

ある。

究を大別すれば、 入れてそれぞれの学説を打ち立てようとはするが、 に連結しようとすると問題が複雑化してくる。この点に宗教学の多面性が大きく浮き上ってくるのである。 宗教学の Verstehen 「歴史的研究」と ということは、 「組織的研究」とに分けられるであろう。すべての宗教学者は、この両面を 取 宗教学の目的として強く認容されている。それを宗教学の研究方法 個々人の性格の違いや学問的伝統の相違などのために、 公に具体が 両者のバ 宗教の研 ŋ

ランスをとることは甚だ難しいようである。

く 研究は、 研究とは、 近では、 なる役割を果すかに関心があろうし、宗教学としての宗教社会学は、社会組織そのものの解明に目的があるのでは ある。例えば、 らぬことは、 Religions と訳すので誤解を招き易いが、ここにいう「宗教史学」とは 宗教学の歴史的研究は 社会の中における宗教の性格を探究することに主眼がある。 宗教学の組織的研究は、 それぞれの部門の研究が盛んになったために、あたかも分科独立の感さえある。この際注意されなければな 宗教の組織的研究の一要素であり、 同じ資料を用い、同じ方法論によってなされるとしても、 宗教学としての宗学社会学的研究や宗教心理学的研究は、 ある教団を研究するにしても、 「宗教史学」とよばれる。 哲学的・人類学的・民俗学的・社会学的・心理学的・現象学的な要素を含んでいる。最 しかも究極の目的が宗教そのものの 一般社会学の一部たる宗教社会学は、 最近欧米では、 一般の社会学や心理学に比べて、 Allgemeine Religionswissenschaft & History of 両者は異なった性格の学問であるということで 一般社会学や一般心理学の立場からの宗教の Religionsgeschichte Verstehen その教団が社会組織の中でい にあることは明らかで という意味である。 宗教学のそうし

めか、 多種多様である。 その詳細な展開は学説発展史の中で述べることにして、ここでは簡単にいくつかの例を挙げ

たのは興味深いことである。 性をつかもうとしたが、 know what we compare"という一節に窺われるように、Max Müller は各宗教の比較的研究によってそれらの類似 労作は、Physical(物的)・Anthropological(人間的)・Psychological(心理的)宗教と称する発展的類型を組織だて 語学的研究が歴史的に――すなわち進化論を基礎とした発展段階的に――組織されていることである。彼の言語学的 彼によれば、 た点にある。 宗教学の始祖ともいうべき Max Müller は、宗教の史的研究に重点を置いて、 人類の宗教体験は各宗教の聖典研究によって最も正確に理解されるという。 しかし、宗教の歴史研究においても、彼が Renan にあてた "before we compare, we must thoroughly Gerhard Kittel は比較研究法によって各々の宗教の独自性を明らかにすべきことを主張し 言語説をその方法論の基盤とした。 彼の学説の特徴は、 その言

Historiography について深い洞察を示した。 (6) Idealtypus は普遍的な一般的合理性の把握を目的とすると考えた。トレルチはキリスト教史の研究によって著名にな(5) 格を把握しようとした。彼らが宗教史研究に重要な typology に貢献したことは衆知の事実である。二人はシュライ るものではなく、歴史的に探究されなければならぬというのである。すなわち、彼にとっては、 項で詳述するが、彼は歴史的研究が歴史的次元に発生した個々の事件を、 ったが、宗教史と宗教哲学関係でも一家をなし、 ルマッヘルとカントの影響を受け、 Ernst Troeltsch と Max Weber は、宗教現象の社会的文化的経済的政治的背景の研究によって宗教そのものの性 から切離すことの出来ないものとする。 い いかえれば、宗教の研究は普遍的一般的合理性によって到達されて) 宗教と倫理との関係を重視した。マックスウェーバーについては宗教社会学の 彼は宗教的アプリオリを肯定したが、 歴史はあくま でも Contingent 宗教学にとってないがしろにすることの 出来 ぬ 個別的に概念 化するのに反し、社会学の 人類の歴史そのもの Contingency Þ

いないけれども。

が宗教史学・宗教学の資料なのであった。

興味をもっていた。彼は revelation, the living God, the Holy などの観念を殆んど同一視したが、 あるとともに、人間の信仰史であると信じた。したがって、彼にとって宗教史は、(9) 史的哲学などの総合体であると考えた。そして宗教学の資料は、全人類の宗教体験を通じてみられる創造神の仂きで あった。こうした考えが、恐らくルーテル教会の正統派から彼が異端視される理由でもあろう。 「聖なるもの」の考えはオットーによって受け継がれた。彼は宗教学を宗教心理学・宗教史学・比較宗教学及び宗教 ナ観念を基礎として Das Werden des Gottesglaubens (1915) を著わし、宗教と社会の繋ながりについても深い Söderblom は宗教学の多面性を一身に象徴したような人である。彼はルーテル派の大主教でありながら、(8) キリスト教信仰を裏付けるもので なかでも彼の

味」を探究すべきであると考えた。オットーの主張にもいろいろの弱点はあるにしても、彼が今日の宗教学の成長に 宗教は決して宗教ならざるものから進化するものでないことを強調している。彼はまた全人類のあらゆる宗教史を発 果した貢献はきわめて大きい。不幸にして、彼の Critical phenomenological method はいまだに広く理解されては Preude が Schleiermacher の宗教論から Subjectivistic な結論に到達したことを遺憾として、 展的にみることを非とし、 Heilige という尊称を奉った位であった。オットーは Wilhelm Wundt の Völkerpsychologie に対する批判の中で、 Rudolf Otto も複雑な人である。彼の著Das Heilige はあまりにも有名である。マールブルクの学生たちは彼に Der The Law of Parallels in the History of Religions を主張した。彼は 宗教学は宗教の「意 Feuerbach ∜

C.P.Tiele とSöderblomの学派を受け継いだ G.van der Leeuw は Husserl や Jaspers などの影響を受け、 phenomenological study は宗教哲学と異なった意味での組織的探究である。彼は神学を神について語る学問 Religion の体系化に努めた。それは宗教の詩的研究でも、宗教史乃至宗教心理学でもない。彼によ(ユ) Phe-

宗教現象学の使命は、神と宗教現象との関係を、宗教現象の立場から研究することであると主張する。(芸

であるとし、

基礎づけられねばならないとする。 較宗教学と宗教史学の資料を取り上げるべきであると同時に、また比較宗教学と宗教史学とは神学によって批判され 者を分離することが出来ぬと考えた。クレーマーの唱える神学的宗教学は、単なる宣教学ではない。 Van der Leeuw は宗教史学・現象(比較宗教)学・神学をはっきりと区別したが、 Hendrik Kraemer 彼は、 はこの三 神学は比

Goodenough, Friess などの宗教史学者だけであるとさえいえる。 が芽生えなかった。ウィリアム・ジェームズのような人でさえ、ヨーロッパの宗教学へ刺戟を与えはしたが、 あったといえよう。学的に順調な発展を遂げたのは宗教史学だけである。今日でも、 宗教学に及ぼした影響は少ないのである。過去一世紀の発展を眺めると、 米国においても、優れた心理学者や哲学者の宗教研究が見られはしたが、純然たる宗教学の系譜からはついに労作 米国の宗教学は単純な意味の比較宗教学で 米国の宗教学者は、 Knock, 米国

国の宗教学に新しい方向を打出すものと思われる。ヴァッハは若くして Das Verstehen 三巻を著わし、一生の 間 在であった。彼の弟子たちはいまだ名を現わすに至らないが、遠からずしてヴァッハの残した「シカゴ学派」が、米 この世を去られた。その間、彼は米国人だけでなく、ヨーロッパやアジア諸国からも学生を集め、米国では特異な存 Joachim Wach は、一九三〇年代に Leipzig から渡米し、 第二次大戦直後シカゴ大学に招かれて、一九五五年に

Otto の宗教学の組織的研究及び Van der Leeuw の現象学的研究などを総合し、体系づけようとした。(ほ) 学的なものでなく、 裏には、 Max Müller の言語学的比較方法、Max Weber と であるために、世間では彼を社会学者と考え易い。けれども、 の出発点は、 Dilthey と Max Scheler の強い影響がある。彼が渡米後、世に出した最初の著作が Sociology of Religion 各宗教の歴史的研究であると考え、 宗教学の組織的研究であることはすでに一九五六年の拙稿で論じたところである。(ほ) 組織的労作を hermeneutical に展開しようとした。その基礎付けの Ernst Troeltsch 彼のいう宗教社会学は、ヴァッハ自身が考えた程社会 の宗教社会学的研究、Söderblom と Rudolf 彼は宗教学

察しようとする。彼の所説にはいろいろの批評はあるが、今日世界を通じて最も imaginative で productive Morphological method は多面的な性格をもっている。彼はまた C.J.Jung とも親しく、宗教する人の内的態度を考 た彼は、 であることは定評がある。 インドでョ ヴ 7 ドイツで教育を受けたヴァッハとは面白い対照である。彼はギリシャ正教会の雰囲気に生を受け、 ハの殁後、ルーマニヤ人 Mircea 1 ガの研究をし、後にシャーマニズムに興味をもつようになったのをみてもわかるように、彼 彼の米国の宗教学の体系化に貢献するであろうことは大いに期待されている。(エン) Eliade がシカゴ大学に招かれた。東欧人でフランス宗教学の伝統に育っ の唱える 若くして

#### 米 国 宗 教 学 の 将 来

な連結をしなければならぬ。 らない。宗教学が米国独自の発展をするためには、 いままでの宗教学は、 すべての学問は氷山にも譬えられる。 どうしてもヨー 米国の宗教学に、 ロッパ中心の感があった。 表面に現われる部分も重要であるが、隠れた部分のあることを見逃しては、 3 l 宗教学の基礎となるべき宗教・文化の流れを理解し、これと密接 ロッパ の宗教学と同じことを期待するのは不可能なことである。 3 1 ロッパはいくつもの小国に分れているとはいえ

か ろいろの知識を短時間につめこむ組織になっている。 の学生はギリシャ、ラテン語を覚え、 他国に旅行することはあたりまえとされ、学生時代から二・三ヶ国語に通じている者も多い。ドイツの 教育、 その他の 英国の Tutorial System など、方法は異なっていても、それぞれ幼年時代から古典に親しみ、大学志望 Lehrbuch が揃っていて、学生の頭が固まらないうちに、 歴史哲学についても一通りの予備知識をもっている。宗教学についてみても、 理解出来るかどうかは別として、い

文化的にも同じ流れを汲んでいる。したがって、諸国の学者の間の相互理解は難しくはない。また、

が、 続け得るけれども、 しながら、 い この点、 l はかつて Meister und っている。 Otto にしても、現存の 3 晩年の 師の学風が学生の全人格に深く泌みこみ、弟子たちは忠実に恩師の研究を続けることが多いのである。 1 ・経済的な条件が備わらなければ、 前者は教室における学問的な関係を中心として成り立ち、後者は師弟という人格的な関係によるとしている。 P 3 | ッパには日本と事情が相通ずるものがあって、頭のよい者が必ずしも大学に入れるというわけではない。 3 食事の買出しまでしていたことなども微笑ましく思い出される。こうした習慣はよいことばかりではな そのかわり、 Van der Leeuw は殆んど大学で講義せず、自宅の二階の書斎に立籠って、学生たちがその高説を拝聴 ーロッパには宗教学の教授職の数が少ない。このために、運よく師の後を継ぐものは一生安楽に研究を ロッパの宗教学には「教師と学生」の関係はいうまでもなく、「師弟」観念が強い。今は亡き Söderblom 多くの有能なものが途中で方向転換を余儀なくせざるをえないのは、日本の学界に似ているとい Jünger という本を書いて、「教師と学生」との関係と、「師と弟子」との関係の相違を指摘 学生はある意味での特権階級であって、 Pettazzoni や Heiler にしても、彼らの名声を慕ってわざわざ弟子入りをする学生は多 例外はあるとしても、 学問を志すことが難しいところに、 周囲が勉強をし易い状態に置いてく 封建性の余香が漂 れ る。 Wach 社

国が小さいため

学・芸術一般ばかりでなく、 が る。 換が活潑である。オックスフォードの All Soul Collegeのように、学生も教室もなく、教授だけが一緒に食事しなが ら意見の交換をするという恵まれたところは少ないにしても、一般に学者間の mutual edification が理想とされてい さいながらよくまとまっている。また、 例えば、 ての外国に出る人は例外として、殆んど望まれないのである。そのかわり、図書館や博物館がなかなか完備している。 いるといっても、 こうした背景をもつヨーロッパに、 common frame of reference をもっていた時代には特に顕著であった。今でも、欧州の宗教学者の中で、 これはカント主義の theory of knowledgeが諸部門の学者に受け容れられ、 ウプサラの大学図書館などは、宗教学者のパラダイスともいうべきであり、マールブルクの宗教学博物館は小 研究費はさほど豊富でない。 心理学・哲学・神学に至るまで、インテリジェントに語れる人が少なくない。 宗教学の理論的探究が盛んなのは想像に難くない。 ヨーロッパの大学は比較的教授陣が少ないために、 したがって、宗教現象の実地調査は、 異なった Wissenschaft 宣教師や Cultural attache とし 大学が政府の補助を受けて 各部門の学者の意見の交 の学者たち 詩・文

えよう。政府と宗教界と大学とが、

歴史的なつながりを保っているのもヨー

ㅁ ッ

۶٠

の特質である。

は、 米国人はみな移民の子孫で、二世、三世の人たちが多いにもかかわらず、外国語はあまり達者ではないらしい。 ことを教育と心得ている。このために、 業生の多くは米国の社会にとけこまないために、結果はあまり芳しくない。一般の学校では これに反して、 国民が一人前の市民たるべき素養を与えることである。なかには秀才教育を施す学校もないわけでは 知識を詰め込むよりは、学生自身の initiative を奨励し、個々の性格と境遇を考慮して、 米国の宗教学は、ヨーロッパのような文化的背景を持ち合わせていない。米国における教育の理想 いきおい実用的な方面が強調され、 古典などは無用の長物と考えられ易い。 学生の天分を引き出す カレッジにおいても

れがまた近所の親たちに比べて田舎臭くみえ、親が家で語る言葉を恥かしいと感ずる風がある。そうしたことが移民 ちが帰化市民であれば、 で構成された米国に、外国語を蔑む気風を植えつけたのかも知れない。最近は独・仏・西の三語をハイスクールでも その風俗・習慣が故国の香を残しているのは当然である。 しかし、 子供たちにとっては、 そ

うまく教課に取り入れだしたけれども、

ギリシャ・ラテン語などは殆んど顧みられないといってよい程である。

ち 子供が夏や週末に仂くことを奨励するようである。最近は早婚が流行し、 もなれば希望する子供は甚だ少ない。まして、子供の時から宗教を将来学ぼうとするのは、牧師の子供ぐらいである。 学やビジネスコースは選択課目であっても、子供たちが志望している。社会科学になると一段下って、 学校の課目も全部統一されずに、ある程度の選択が許されている。米国人は実用主義だといわれるだけに、 経済的に自立することを人生の理想とする青少年男女が多い。 米国人は幼少の時から独立心が強いので、アルバイトを誇りとする傾向がある。経済的に余裕のある家庭でも 早く学校と兵役を終えて、 自分の家庭を持 歴史・哲学と 自然神

に足を踏み入れてはじめて、宗教学がいかに底深く、幅広き学問であるかに気づき、しかも宗教学に必要な学問的素養 教学入門書や、優れた宗教学の教師が少ないということもその原因であるには違いない。たいていの学生は、 多い。社会科学を学びながら宗教に興味を抱くようになっても、大抵はそれぞれの分野の中で、「宗教社会学」や「宗 は 教心理学」関係の研究に入って行き、宗教学に入ってくる者は少ないようである。もちろん、 較宗教のコースに興味をもつ学生も少なくないが、それを一生の専門にしようとする者は殆んどない。 こうした文化的背景の中から、 たいてい哲学・神学・歴史学の中で、そのいずれかを志して、途中でだれかの本に inspire されて転向した者が 宗教学に必要な予備知識を自然に受けることはごく稀なことである。 英語で書かれたよい宗 宗教学の学生 カレ ッジで比

しか

米国の宗教学の将来は決して容易なものではない。

文化的にも宗教的にも、

ځ 人の学生で、 たようなコースをもつカレッジでは、ことさら宗教学の卒業生を俟つわけでなく、 こなし、特定の宗教研究に必要な語学力をマスターしようとすることは、日暮れて道遠しの感があるのである。 のないことを嘆くのである。すでにカレッシを終えた学生が かりに十年の歳月をかけて宗教学の課程を終えたとしても、 宗教学に心惹かれながら、学業半ばにして去る者が半数を占めるのは、こうした失望感によるのであろ 生活の安定は保証されていない。比較宗教学といっ その半数以上は結婚している――、 哲学や社会科学の出身者で、 独仏の専門書を 宗教 米国

に興味のあるものに担当させるところが多いからである。

D þ 来る者が多いのである。 教学に入門しつつあるのは心強 ることは難しい。このような不利な条件が備わっているにもかかわらず、数は少なくとも、 他の学者に宗教学がいかなる性質の学問であるかを説明するのがやっとのことで、落ち着いて宗教学の研究に没頭す 専門的な話をしている。そこで、宗教学のように幅が広く、これといって他の分野の注目を引く特徴の少な 0 学生も自立心が強く、弟子入りをしようという気風が少ない。したがって、大学者の 同僚と会うことはあっても、学問的な意見の交換をする機会は比較的少ない。たいていは自己の部門の同僚だけで 師弟の関係についてみても、宗教学の教授が、ヨーロッパのように学生と師弟関係を結ぼうとする念が薄 までこぎつける学生は、 その学風を存続させることは少ないのである。大学自身も教授の数が多いために、教授たちが社交的に他の学科 年月さえかければ、 ヨーロロ ッパ のように封建性がなく、 3 1 п . ツ パ の学生とは異なった意味で、宗教学に少なからぬ貢献の出 実力本位の国柄だけに、 chair 有望な米国人の学生が宗 を受け継ぐ人はあって 苦労を厭わずに 、学問は また

米国は宗教を宗教学的に研究

ligio-scientific)に探究することはなかなか一般に受け容れられないようである。したがって、宗教学と称しても、そ れが一方的に解釈されて、宗教学の名において宗教哲学や神学、また宗教心理学や宗教社会学が取り上げられ易いの する伝統が少ない。宗教を「宗教学的」に、 あるいは「科学的」に学ぶことは、 理解されるが、「宗教科学的」 ((re-

である。けれども、こうした今日の苦悩を経てこそ、米国の宗教学は独自の行路を見出しうるのかも知れない。

が生まれないとしても、 者でも、現在宗教生活をしている人々を研究するよりは、過去の聖典、偉人に重点を置き易い。この点、 学の研究のために、米国の学者がアジア・アフリカに赴く日も遠からず来るであろう。実際、 であると信じてきたためか、他国の文化・宗教を二流視する傾向が抜け切れない。そのため、よほど東洋の好きな学 ンの宗教現象は人類学者の独占物の風があったが、近頃少しずつ宗教学者の実地研究が行われるようになった。宗教 い無邪気な米国人の学者は、現代生きている宗教現象を研究をするにふさわしい性格的な下地があるといい得るであ ッパの学者よりも、実地研究の態度は好ましいようである。欧州の人々は、長い間ヨーロッパが世界の文明の最高峯 米国宗教学の将来を考えてみると、少なくとも当分の間は、理論的労作においてはヨーロッパ宗教学に比するもの 実証的な研究において急速な進歩を期待することが出来よう。 いままでアメリカ・インデア 米国人の学者はヨー 単純なくら

協力はあるが、 クはあったが、 米国宗教学の第二の特質ともいうべきものはティーム・ワークである。 横のティーム・ワークは少なかったのである。 一つの研究を考えた場合、それは個々の学者の書斎でなされたものといえる。) 米国は個人主義の 国 個々の学者の偉大さが重要視された。いいかえれば、師弟関係があるので、 (宗教学全般を大きな視野からみれば、各国の学者の ヨーロッパの著名な宗教学者は多面的な性 縦のティーム・ワ

ろう。

ましいのである。

にとっては特に大切な要素である。 をすることに巧みである。その性格は、 の立場を単刀直入に批評しながら理解するという態度は、 ヨーロッパの学者のように、 米国の宗教学者のように、 たとえ一時的には感情を害することがあっても、 他人の学説を遠慮しながら批評するのでなく、 個人的に多くの学問的素養に恵まれていない人々 学問 お互

と考えられているが、

人間的には親しみ易く、

何人かのものが

同僚の間でも、

教授と学生の間

でも

共

(同研究

進歩のためには不可欠のものである。

が、 ただ個 所は、 そのものの本質を探究するよりは、 学ぶことの多いのはいうまでもないが、こうした研究も宗教学の立場、 につれて、 に、宗教学内の小部門の専門家だけでなく、ひろく他の分野の学者の協力を必要とする。宗教学の実証的研究が進む 立場から批判するのでもない。印度教を宗教科学的 な研究にされる場合が多い。 いてはすでに触れてきたが、これは例えば印度教を信奉する人の立場から研究するのでもなく、また印度教を仏教の 第三に考えられることは、 ヴェダンタ・ミツションのスワミたちによってなされる場合、それは護教的なものにされないまでも、「宗教的 「々の宗教の研究は、ややもするといわゆる「宗教的」研究に結びつき易い。例えば米国におけるインド教研究 数年にわたってロックフェラー財団の援助を受け、回教研究については、他所にみられない効果を挙げて 財 団や一流の大学からの財政的援助も期待され得る。すでにモントリオールのマギル大学のイスラム研究 無論インド教を宗教的に研究する学者がいなければならぬ。 実証的な興味とティーム 歴史的宗教 (religions) (religio-scientific) ・ワークの素養とを合わせて、 の研究に重点を置いているように思われる。この点につ 出発点、方法論に基づいてなされることが望 に研究することを指すのである。そのため 米国の宗教学は宗教 宗教学が 7 ンド教研究から (religion)

これか

る。マギルのイスラム研究所、

加州 Claremont の Blaisdell Institute の存在はさきに述べた通りであるが、

米国の宗教学研究が将来大学に附属した研究所を必要とすることであ

これと関連して、第四に考えられることは、

らの学者も短期間招くことも望まれる。 ければならぬということである。そして研究所には、 学が同じような研究に従事すべきであるということではなく、異なった特質をもったいくつかの研究機関が生まれな 教授を中心としている。 らは少なくとも四・五の研究所が生まれてこなければならない。 れ以外の特別研究をする余地がない。したがって、どうしても教室以外の研究所を必要としている。 しかし、 米国では大学の教室は学生が学位を獲得するまでの教育に重点が置かれていて、そ post-doctorate の研究員を何人か置くことも出来るし、 ヨーロッパの宗教学研究は、必然的に著名な学者、 このことは各大 外国か

けれども、 係のある論文は、 は 目下 Columbia で出されている Review of Religions は昔の面影も失われてしまい、Chicago の Journal of Religion ていて、それはそれなりの役割を果しているけれども、専門的な学術雑誌ではない。 による研究をモノグラフにして印刷することも必要である。さらに重要なのは、宗教学の専門的な学術雑誌であろう。 第五に大初なことは、 神学中心になってしまった。Journal of Bible and Religion という雑誌は、 これらはいずれも宗教学の需要を満す性質のものではない。 Journal of American Oriental Society (JAOS) や Journal of Asian Studies にも現われている 宗教学の文書刊行である。 各地の大学・研究所の定期発表もなければならないが、 カレッジの教師の間に広く 読まれ なるほど、 宗教学に間接的に関 学者個

と同時に絶えず外国の宗教学と緊密な連絡をとらなければならないという点である。歴史的な関係で、 第六に考えなければならぬことは、 米国の宗教学は独自の発展をしなければならぬことはいうまでもないが、それ 3 1 ロッパ

inquiry の実を結ぶことが出来よう。 学者との協力は容易に持続してゆくことが出来よう。しかし将来の問題は、東洋の宗教学との提携という こ と で あ がややもすると資料だけを東洋に求め、ヨーロッパ伝来の宗教学の研究方法をそのまま持ち続けようとする傾向がな き「内側からの」学問はあっても、宗教科学的な探究がなされていないという意味であろう。しかし、日本の姉崎博 る。 東洋との宗教学は、それぞれの特質を発揮しながら、宗教の Verstehen たる崇高な目的に向って真の cooperative また、その文化と宗教的背景とに根ざした独自の学風を生むべきであろう。その時にはじめて、ヨーロッパと米国と 士を初め優れた東洋の学者が、欧州に発達した宗教学を取り入れたことを忘れてはならない。ただし、東洋の宗教学 いでもない。米国の宗教学が約一世紀の苦悩を経て、漸く独自の学風を展開しようとしている如く、 ヨーロッパのある学者は、かつて東洋には宗教があるが宗教学はないといった。それは宗教の教学とでもいうべ 東洋の宗教学も

筆者だけではあるまい。 過渡期にある米国の宗教学界の展望をするにあたり、同じく過渡期にある東洋の宗教学の発展を祈るのは、ひとり

註 (~) Wach, Joachim, Religionswissenschaft, Leipzig. 1924, p. 153

- (2) 堀一郎博士、日本仏教史論(昭和十九年)第三章及び第四章参照。
- (α) Mensching, Gustav, Geschichte der Religionswissenschaft. Bonn, 1948.
- (5) Weber, Max, Wirtschaft und Gesellschaft 及心 Religionssoziologie 参照。 (4)日本宗教学会編、現代宗教学の問題(宗教研究 第一二一号)・大畠清博士「宗教史学基礎論」参照。
- 彼の大作は広く知られているが、左のような小論文は案外知られていない。"Empiricism and Platonism in the Philosophy
- Schule", American Journal of Theology, Vol. 17, 1915, etc. of Religion", Hurvard Theological Review, Vol. V. No. 20-4, 1912; "The Dogmatics of the Religionsgeschichte

- (~) Troeltsch, E., "Contingency," E.R.E.
- (8)石橋智信博士 宗教学論攷(昭和二十三年)〃逝けるゾェデルブローム先生のおもかげ〃参照。
- (A) Soderblom, N., The Living God (1933): The Nature of Revelation (1933); Natürliche Theologie und Allgemeine Religionsgeschichte (1913); Einfuhrung in die Religionsgeschichte (1928), etc.
- (A) Wach, Types of Religious Experience; op. cit. Chap X. "Rudolf-Otto and the Idea of the Holy".
- (A) Van der Leeuw, G., Religion in Essence and Manifestation, trans. by J.E. Turner, London, 1933. Chap. 109,
- (12) 彼の立場はいま C.J. Bleeker 博士などが受継いでいる。

"The Phenomenology of Religion."

- (A) Kraemer. H., The Christian Message in a Non-Christian World (1938): Religion and the Christian Faith (1956).
- (14) この他、旧約聖書学から宗教史に入った優れた学者は多数あることを附記しておく。

(5) Wach, Religionswissenschaft, op. cit.

- (4) Kitagawa, Joseph M., "Joachim Wach et la Sociologie de la Religion," Archieves de Sociologie des Religion, I, i, 1956 (Paris)
- 前掲拙稿「宗教学の課題」参照。
- (A) Wach, J., Meister und Jünger, Tübingen, 1925.

# ′、幡神と仏教との習合

序

神仏習合の完成については紙数の都合上稿を別にしたい。 清水勤請以後の仏教化、僧形八幡像、平安中期におけるこの神に関しての権現思想、同末期に生れる本地の決定等、 神仏習合を率先代表したことについて述べ、併せて神仏習合についての従来の学説を再考したいと思う。 大仏建立賛助によって東大寺の鎮守神として祀られ、奈良朝末から平安朝初期に菩薩号が奉られた点など、この神が 合形態の伝播もあって、遂に神仏習合が日本の宗教史上特殊の形態として明治維新までつゞいたのである。 国的に広がったが、それに伴って神仏習合も広がり、他の諸神にもこの神の習合形態が波及し、他方修験道による習 と思う。宇佐の八幡神は平安朝に石清水に、鎌倉時代に鶴岡に勧請せられ、以後武神として、 この小論では八幡神の根源である宇佐の八幡神について、奈良朝に神宮寺が建てられ、放生会が修せられ、 奈良朝に入って神仏習合の形態が漸くはっきり現れてきたが、これは字佐八幡神の仏教化から始まったと見てよい 後には生産神として全 八幡神の石 東大寺

園

竹

<sub>貝</sub> 了

現今十万の神社の内三

万社を占めるまでに広がって、全国的に尊崇されてきたが、その根源である字佐の八幡神が何の神であったのか不明

八幡神は奈良朝以後朝廷や武家の尊崇をうけて日本の宗教史上種々の興味ある問題を残し、

場 所 を次第に下に移して、「ほこら」を建てたのが和銅五年の建立という鷹居瀬社、霊亀二年の小山田社であり、遂 方に勢力を張った宇佐氏によって祀られていたが、奈良朝初期に十数年を距てて同一の地に祀られて宇佐八幡宮とな 動から起こり、 典の女神に当てる説、八幡の后神とする説、仁聞菩薩とする説等がある。しかしこの二神は古代の巫女神人集団の活典の女神に当てる説、八幡の后神とする説、仁聞菩薩とする説等がある。しかしこの二神は古代の巫女神人集団の活 に当てる説、大隅正八幡宮を起源とする彦火火出見命説等があり、八幡神と並べ祀られた比咩神についてもこれを古(4) とする説、大仏建立賛助についての資材の関係から鉱業神とする説、平安朝以後に云い出した応神説を原初の八幡神(2) 古く見せ、国家の権威と結びつけるために荒唐無稽な伝説を加え、仏説を引いてその縁起を述べているが、信用 ったのである。 い点が多い。近代の学者の間には、八幡神を「八幡」の文字を解説して海神と見る説、託宣集の或る句から朝鮮 母子神信仰に基いて祀られたもので、八幡神は帰化人の末である大神氏に、比咩神は古くから宇佐の 即ちこの神の祭祀が、字佐を距てる五十町の山頂、馬城峰で巫女を中心として行われていたが、その の神 ΰ

神道の一形態で、その起源も本質も共に神子信仰(シャマニズムのこと)から成ると云われた通り、(ユタ) に神亀二年に小椋山に社殿を建て、同時に弥勒禅院を建立し、天平十三年にここに比咩神を並べ祀ったのである。 葉であり、巫者の姿は即ち神の姿であった。集団員の祈りは巫者の口を通して神に達せられ、また巫者の口を通して神 ばれることを最高潮とする儀礼中心の宗教であるから、異常な様相を示し、昂喬状態に達した巫者の言葉は即ち神の言 に巫者の口を通して託宣を下したと伝えていることもその証拠である。神道史学者故宮地直一博士も八幡信仰は原始 から応答せられるのである。これが託宣である。従って神の名称や性格は不定であって、祭る人間の心理や集団の生 ムであった日本の古代宗教の典型と見ることができる。シャマニズムは巫者の言動を媒介として、神と集団員とが結 八幡神をまつる形態は巫者を中心とするシャマニズムであった。この神が老翁や小童の形 で 現 われ、 種のシャマニズ 事ある

この神の性格について種々の論考があ

りながらも決定的でないのも当然である。鎌倉時代に書かれた八幡宇佐宮託宣集や八幡愚童訓には、この神の由来を

である。記紀にその名も見えずに天平九年突如正史に現われたのであるから、

活状態によってどうにでも変ったのである。八幡神の性格の不明確なのもそれがためである。八幡神の社殿を建てた 想を附加して、 政治的に利用して中央朝廷と結んで、 時の神主大神比義は巫者であり、その後裔の杜女、 この神の属性を高め、 以って朝廷の尊崇を篤くしようとした。その結果神仏の習合を率先することに 歴史上に飛躍したのが宇佐八幡宮であった。 宅女等も同類であった。これら巫者の託宣を祭祀集団の代表者が しかも当時全盛であった仏教の思

註 1 境野黄洋博士、八幡菩薩(東洋哲学二七編) なったのである。

(3)土田杏村氏、東大寺大仏と宇佐八幡との関係についての一仮設(現代仏教五四号) 肥後和男博士、八幡神について(日本神話研究六)

(5) 栗田寬博士、八幡の神の考(栗里先生雑著巻一) 4 宮地直一博士、八幡宮の研究一七頁

6 玉依姬(託宣集、縁起)、宗像三女神(八幡宮本紀)、応神帝の伯母(八幡愚童訓、

(7) 宮地博士、前記八八─九○頁 **鶴岡八幡宮記)下照姬(諸社根源記)** 

9 8 柳田国男氏、玉依姬考(妹の力六五―一〇六頁) 中野幡能氏、八幡信仰の二元的性格(宗教研究一四四号)

10 宮地博士、前記七一一〇頁、その他中山太郎氏、 原始神道に於ける巫女の位置(日本巫女史、第一篇第一章)参照

八 幡 神 の 神 宮 寺

られて、そこで華麗な儀礼が展開されるようになったので、 って仏教を受け入れた。白鳳時代には天武天皇の信仰によって全く国家的宗教となり、遂に仏教儀礼が神前でも行わ 仏教は我が国に入って間もなく朝廷によって国家的祈願のために取り上げられた。 新来の宗教は新文化を伴って大いに発展した。 首都やその附近に大殿堂が建て 貴族も競

造がこの新宗教をうけ入れない筈はなかった。また太宰府の実権を握っていた藤原氏と関係をもっていたために、中 れるようになって、いち早く伊勢神宮寺が建立された。大陸文化の輸入の通路に当たる字佐地方に居を占めた字佐国

この地方に仏教を発展させたのは、史上で知り得る人としては宇佐氏の法蓮であった。法蓮については続紀三、 大

央朝廷の新宗教採用を知っていた宇佐氏は、同様な態度をもってこれを取り入れたのであろう。

宝三年九月廿五日の条に

施1.僧法蓮豊前国野四十町1褒1、醫術1也

とあり、また同八、

養老五年六月二日の詔に

廻ったからである。その間に御許山をも開いたのである。彼の建立した虚空蔵寺や華厳が辛嶋郷に建てた法鏡寺等も(1) 奈良朝及びそれ以前の作であるといわれていることから見て、当時この地方に広く仏教が行われていたことを知るこ 府には観世音寺の建立が始められ、西国東半島から豊前、豊後にわたっては各地に石仏が多数発見されて、これらが 開いたのも法蓮が大宝三年から神亀元年に至る二十一年の間にこの地方をその徒華厳、体能、 架空の伝説にすぎず、むしろ法蓮が朱鳥年間にこの山に入って修行して開いたといわれる。また国東半島の六郷山を 修験道の発祥地である彦山に於いてもその開祖を役小角に帰したり、その他種々の縁起類が作られているが、何れも があったのであろう。北九州地方に於ける山岳仏教の多くは彼の修行によって開らけたといわれている。例えば彦山 られた仏僧であった。九州の地にありながらも中央にこれ程知られていたのは、太宰府の藤原氏との関係も与って力 白鳳時代の寺院様式を整えていたというから、弥勒寺建立以前に出来上っていたのである。また奈良朝初期から太宰 ったり、その三等親に宇佐公姓を賜っている。このように白鳳時代から奈良朝にかけて中央の朝廷にまでその名を知 とあるから、医術によって民の苦を救ったことや修道の秀れていたことによって朝廷から激賞されて、 沙門法蓮心住;|禅枝」行居;|法梁「尤精」醫術「済」治民苦「善哉若人何不;|褒賞「其僧三等以上親、賜」字佐君姓「 覚満等と共に修行して 田四十町を賜

中央の仏教に関心をもっていたからこそである。

とができる。 祭司を兼ねていた天皇や中臣氏、その他の貴族が何の矛盾もなく仏教を奉じていたのと同様である。 宇佐氏が比咩神をまっていながら仏教を取り入れていたことには何の矛盾もなかった。このことは神道

勒菩薩の信仰は見られたが、この新しい信仰に基いてこの寺を弥勒菩薩を本尊とする弥勒禅院と称したのも、法蓮が 下生の信仰に基くものである。和銅四年に法隆寺の五重塔に弥勒浄土が描かれていたことによっても、己に当来仏弥 蓮がこの傾向を知って、早くに仏教儀礼をここで催したのも当然であった。弥勒禅院の号も奈良朝初期に現れた弥勒 世音寺の竣工を促し、養老七年二月、満蓍がこの工を完成したのであるから、仏寺の偉観と儀礼の華麗とは知られて(5) 度をとらず、法蓮の意図を大いに用いたに違いない。朝廷で国家的に仏教を盛んに行い、太宰府に和銅二年二月、(4) 主とした儀礼では満足できないから、壮重な誦経を行う仏教儀礼をも取り入れたのである。法蓮がそれまで行って来 椋山の社殿と同時に弥勒禅院が建てられて、法蓮が初代別当になった。社殿を整えると、(3) 小山田社であり、遂に小椋山の社殿となったのであるが、社殿の建造は仏教の殿堂の影響によるものと思われる。小 の前でその儀礼を行っていたのであろう。それが神を固定する場所として、「ほこら」を建てたのが前紀の鷹居瀬社、 た儀礼を新しい社殿で行うことになったのであるが、帰化人と密接な関係があった大神氏は、仏教に対して排他的態 おり、しかも己に伊勢神宮寺が出来、霊亀年間に気比神宮寺も建てられていたのであるから、新宗教を取り入れた法 さて八幡社が大神氏によって小椋山に移し建てられたのは社殿を整えるためであった。古代の神社には本来社殿は **磐境に『ひもろぎ』を立て、そこに神の降臨を乞うて儀礼を行っていたのであるが、八幡神の場合山上の巨石** 従来の巫女の狂的な舞踏を 観

(375)

度者を奉納

宮寺の偉観を整えたのである。寺よりも先きに塔を建てる筈もないし、寺の建立を記さずに塔の建立を記録すること から、そこへ奈良朝に最も尊ばれた最勝王経を納め、度者十八人を置き、さらに寺の附属である三重塔を建てて、 宮寺建立と記録されるべきであるが、経典や度者、塔の奉納として記録しているのは、己に以前から神宮寺があった

もなかろう。従ってこれらは何れも己にあった神宮寺を、報賽の意で拡張したのであった。

比咩神に附属するという理由で、もう一ケ寺神宮寺を建てたのであろう。比咩神宮寺は中津尾寺と称して平安朝以後に「(6) の八幡宮の仏教化を促したから、両神宮寺の存在が八幡社の仏教化を一層進めたと見なければならない。 の間に競望があったために、天平勝宝六年の厭魅事件によって大神氏失墜の後に活躍した主神宇佐池守の願によって ようになったが、これは八幡神と比咩神との二神にそれぞれ別々の神宮寺を必要としたというよりは、大神、字佐氏 この後二十五年を経て神護景雲元年九月十八日には比咩神の神宮寺まで建てられて、一社に二ケ寺の神宮寺をもつ(\*)

と同じ様に、宇佐氏の進取的な仏教受容の態度がそうさせたのであった。 幡社の仏教化はこのように東大寺大仏建立以前に己に進んでいたのであった(比咩神宮寺の建立は大仏建立以後であ ったが)。しかもこの仏教化は、中央で天皇、貴族等の進取的な仏教受容の態度が神前にまで仏教様式を取り入 れ た こうして外来の仏教儀礼を取り入れた進取的な神社として、八幡社は北九州での珍らしい形をとったのである。

(1)中野播能氏、六鄕満山の歴史的研究(豊日史学一二八、九号 (2)小野玄妙博士、宇佐の八幡と大分の石仏(宗教研究二の六)

- (3)託宜集によると神亀二年の神託によって菱形宮の東日足林に建立したが、天平十九年さらに神託により今の処に 建て たと いう。類聚三代格二、天平勝宝元年六月廿六日の太政官符に弥勒寺の名が見えるから、この頃までに神宮寺は建てられていた
- (7)。日本仏教史の研究、六七—八頁 (8)、続紀廿八 (4)続紀四、(5)、同九、(6)、同一四
- (9)中野播能氏、六鄕満山の歴史的研究(豊日史学一二八号)

### 幡 放 生

催されたことが、八幡社独特の法会として記録されている。後の石凊水八幡宮、鶴岡八幡宮その他の八幡宮に於いて されるようになったのであろうか。 放生会が大切な行事になっているのは、字佐八幡社の行事を模倣したためである。どうしてこの宮で放生会が催 [八幡社においての仏教儀礼は勿論神宮寺の別当や社僧の神前読経が主なものであったが、特にここで放生会の

が天皇の遊猟を諫められたことがある。聖徳太子伝暦上に 三月天下諸州に詔して放生池を置き、その数八十一箇所に及んだという。我が国でも推古十九年五月五日、聖徳太子 んで、諸人に進めて一箇所放生池を定め、魚類のために金光明経や法華経を講じたことがあり、唐の粛宗は乾元二年 は梁の武帝は殺生を禁じて宗廟に犠牲を供することを廃し、天台大師は天台山の麓臨海の民が捕漁を業とするを悲し 理家であった時、市人の売る亀を買って池水に放った、と説いているのは放生の慈悲行をのべたものである。中国でほるであった時、市人の売る亀を買って池水に放った、と説いているのは放生の慈悲行をのべたものである。 水長者であった時、池水が涸れて百千の魚が死に瀕するを見てこれを救ったと、説き、六度集経第三に、徃昔仏が大 を解き、常に教化して菩薩戒を講説して衆生を救度せよ、との意が説かれ、金光明経第四流水長者子品に、仏が往昔流を解き、常に教化して菩薩戒を講説して衆生を救度せよ、との意が説かれ、金光明経第四流水長者子品に、仏が往昔流 我が故身を殺すことである。故に常に放生を行じ、生々に受生して世人の畜生を殺すを見れば方便救護してその苦難 ならなかった。梵網経巻下に、六道の衆生は皆我が父母であるから、もし殺して食せば、即ち我が父母を殺し、また 放生とは捕えられた魚鳥を山野、池水に放つ慈悲行であるが、仏教のとく不殺生戒は必然的に放生の法とならねば

彼此相合、 太子諫日、殺生之罪仏教最重、僧童菩薩、漸降"其礼。故釣而不」網才不」射」宿。釈氏五戒、一不殺生、外典之仁也: 伏願、陛下永断"此事。天皇勅日、朕為"女王、好"此殺生。是朕之過也。深 以 慚愧。自^今已後為"太子,

九日、京に近い諸国に詔して放生せしめ、持統五年十月十三日、幾内及び諸国に長 生 地(放生池のこと)各一干歩(6) に充てしめた。同八年十月二日、放鷹司を撥して放生司を置いた。(3)また同三年六月、唐僧曇静の奏上によつて諸国に放生池を置き、国毎に放生田を設け、その穫稲を以て魚鳥を贖う資また同三年六月、唐僧曇静の奏上によつて諸国に放生池を置き、国毎に放生田を設け、その穫稲を以て魚鳥を贖う資 生を禁じ、鷹司の鷹狗、大膳職の「ろし」(鵜のこと)、諸国の鶏猪をを放たしめ、放鷹司の役人等を停めさせた。ま(\*) を置いたというから、天武、持統頃に放生が行われたことが分る。養老五年七月廿五日、元明上皇病気のため深く殺 とを禁じた。天平宝字二年七月四日、皇太后(光明)病気のため殺生を禁断し、猪鹿の類を食膳に進めることを禁じた。(三) た神亀三年六月十四日、 とあるのは不殺生戒の現れである。放生は天武五年八月十六日、諸国に詔して放生せしめたことが初見で、同十一月十 元正上皇病気のため天下に放生せしめた。天平十七年九月十五日、三年間一切の宍を殺すこ(3)

神前に奉仕して以来、 ために放生会を催したというのである。三宝絵詞下巻、八幡放生会の条にも同様な説明をしている。(氏) 書の説明は放生会の目的に叶っていないし、八幡社だけに放生会の催された趣旨も分からない。むしろこれは仏者が を戦乱犠牲者に対する滅罪のために催したと説明しているのであるが、放生は滅罪行為ではないから、 四年隼人征伐に当って、豊前国奴首男人がこの神の霊を奉じて大隅、日向に遠征して多数の敵人を殺した時の滅罪の 養老四年九月の宇佐八幡社に於ける放生会であった。神亀元年の託宣と称するものに、「吾レ此隼人等多ク殺却スル報 二ハ年毎二二度放生会奉仕セム」(託宣集霊之巻)とあるが、この意味は政治要略廿三、石凊水放生会事の条に、養老 に積功累徳の思想に基いて、放生を儀礼として行うようになつたのが放生会である。この儀礼が始めて行われたのが 命をも延べることが出来ると考えたからである。天皇等の病気の時に度々放生が行われたのもこれがためである。遂 「経日、救,済受,苦雑類衆生,者、 これら放生の行われたのは、殺生を禁ずるというだけでなく、天平勝宝三年十月廿三日、聖武天皇病気の時の詔 自責の念に駆られて試みた法会であった。 免、病延、年、」とある通り、生類の命を教うという慈悲行の功徳によつて、 これらは放生会 この託宣や諸 人間の、

意味で放生会が重要な儀礼となったのである。この点でも宇佐八幡社は神仏習合の先鞭をつけたのである。 を和らげようとした。これが定期的な放生会となったのである。従ってこの法会は仏教の不殺生戒に基くのであるけ があった。 を行うとなると、そこには生々しい魚鳥が供えられているので、 も放生会は重要な儀礼として定期的に行われて金光明経または最勝王経がよまれていた。 は 間に矛盾を感じたから、 とは神道としては当然の習慣であったが、仏僧が神前に儀礼を捧げるようになると、彼等の守る戒律とこの習慣との れども、 :仏教化した神社(石清水八幡宮の如き)に於いては魚鳥を供えず、 放生は仏教の不殺生戒に基く慈悲行であるから、 仏教儀礼を行う神社に於いてこそ、 魚鳥を供えて経典を読誦することは別当や社僧にとっては戒を犯すことでもあった。 この矛盾を解決するために、せめては魚鳥を山野、 むしろ意義のある儀礼であった。早くに仏教化した宇佐八幡社ではこの 仏僧にとっては当然の行為であった。 自分等の守る戒律に背く感じがして堪えられ 所謂精進神となったのもあるけれども、 池水に放つ形の儀礼を行って、 けれども仏僧が神前で儀礼 魚鳥を神に供えるこ 尤も後に 心の痛み それで ぬもの

という矛盾した態度であって、 本に於ける赤十字思想は神を中心として発験せられた、 うとして放生会を催したのであって、こゝに恩怨一如**、** この放生会に関して、前記の託宣を重要視して、 神を衆生の一と見る従来の史学者の立場を固執しながら、 学問的な説明とは思われない。 神は衆生の一であるから殺生戒を犯し、 平等無差別の博愛思想、慈悲の徳が表われている、と讃え、日 と強調する学者もあった。 しかも衆生の域を超えた徳を神がもつことを強調する しかしこの説は放生の思想を誤解 その罪障を消滅せしめよ

### 註 1 石 清水放生会記、 鶴岡放生会歌会参照

3 2 同三巻、 同一六卷 大正藏経 五 二四巻、 六六三 (最勝王経では第九長者流水子品、 一四八四

奈良朝ではこの方が誦まれた)

4

(379) 27

- <u>5</u> 聖徳太子全集三巻、一〇一頁
- $\widehat{\underline{6}}$ 書紀二九
- 7 同三〇

8

続紀八

- 9 10 同九
- $\widehat{\mathbb{I}}$ 同一六 同二〇
- 13 続紀二五 類聚三代格三
- $\widehat{16}$ 同一八 史籍集覧編外
- 17 宮地博士、前記二七頁 仏教全書一一一册

### 東 大寺大仏 建 立. 賛 助

鎮守の八幡宮が造営せられて、寺院に鎮守の社を建てる先例をつくり、さらに後に僧形八幡像が造られる端緒となっ とを目的としたものであったから、神仏の習合を企てたものではなかった。けれどもその結果に於いては、東大寺に たから、神仏習合を著しく促進したことになった。 あった。この一件は八幡神に仕える巫者や組織者の策動によって、政治的に中央に進出して、その勢力を拡大するこ さて八幡神が大仏建立の援助を申出るためには、朝廷から相当重んじられていなければならなかった。古典に神名 八幡神が大仏建立を援助したということは歴史上誠に珍らしいことであり、また神仏習合の上でも劃期的な事件で

る。その翌四年三月、武智麿の弟宇合が西海道節度使となり、兄についで太宰帥となって、同九年八月の薨去まで兼 のである。即ち天平三年九月二日、藤原武智麿が大納言として太宰帥を兼ねたが、この年に八幡社は官幣を受けてい 祀する集団の勢力に依るものであるが、宇佐八幡社でも特に巫者の言動や大神、宇佐氏の勢力が大きな影響を与えた 藤原氏の協力を得て朝廷に仂きかけたからである。神社の発展ということも、そこに奉仕する祭司の努力やその神を奉 も見えず、正史にも現れない一地方神が天皇の国家的大事業の援助を申出るなどは到底出来ないことであった。けれど この社は天平年間に俄かに朝廷から重んじられる大社となっていたが、これには同社の祭司達が太宰府にあった

になったのである。 聖武天皇の病気平愈の祈願を受けた。このように短期間に九州に於ける第一の神社として朝廷から重んじられるよう。(5) 広嗣の討伐の祈願を捧げられ、翌年閏三月廿四日、広嗣平定の報賽として神宮寺が拡張せられ、同十七年九月二十日(3) 香推宮と並んで朝廷から奉幣されて新羅の国の無礼の奉告をうけ、つゞいて同十二年十月九日、筑紫で謀反した藤原(2) 果たせるかな、天平九年四月一日、今まで正史に現れなかったこの神は俄かに伊勢神宮、大神社、筑紫の住吉社、果たせるかな、天平九年四月一日、今まで正史に現れなかったこの神は俄かに伊勢神宮、大神社、筑紫の住吉社、

任したが、この両人の太宰帥兼任中に八幡社は躍進の素地を固めたのである。

されていない。大神宮では、神宮寺が神域より離れた地に移されたことを考えると、神前の仏教儀礼が好まれていな(エヒ) は神宮寺が建てられていたのであるから、造仏の大事業を大神宮に祈ってよい筈であったが、このことは正史に記録 兄や行基が伊勢神宮に参ってこの事業の完成を祈ったという偽説が後世に生れるほどの大事業であった。已に伊勢に はなかった。これを天神地祇、歴代天皇の霊にも祈って、その冥助を受けようとするのも当然のことであった。橘諸 はなく、「人民苦辛、氏々人等亦是為、憂」と云われたほどであったから、国家的協力を得なければ到底完成の見込み 同十五年十月十五日、その建立を正式に発願せられた。巨大な大仏の建造は資財、技術、労力に於いて容易なことで(6) 東大寺大仏建立は、 聖武天皇が天平十二年河内国大県郡知識寺の盧舎那仏を拝してからこれを造り度いと考えて、

肯かれる節もあるが、上述のように朝廷に重んじられた八幡社に太宰府の藤原氏を通じて祈る運びとなったのであろ して、その地方が銅の産地であるから、この神を鉱業神と仰いで資財の援助を得るためであるとの説も見られて、首 ~ったと想像されるから、恐らくはこの事業を大神宮に祈ることを憚ったのであろう。宇佐八幡神に祈ったことに関

ያ ነ

<u>ځ</u> 天皇はこれを発願しても、「衆人・不」成ター疑、朕・金少ムー念憂ッッ在ル゙」という不安な心境であった。この時積極的

に援助を申し出たのは宇佐八幡神の次の託宣であった。

右の託宣は、已に九州の地の大社とまで認められていた八幡社を一層躍進させようとして、その機会をうかがって とに比べると如何に優遇されたかが分る。またこの時には八幡大神とも称せられた。(5) 大神宅女、大神杜女に一躍外従五位下を授けられた。この位階は伊勢大宮司でさえ貞観以前までは従六位であったこ 二十年には未だ曽て見ない巨大な盧舎那仏の像が完成に近づいた。そこでこの年八月十七日、従八位上であった祝部(ラン れによって国家の総意を集注することができたから、天皇の喜びは例えようもなかった。八度の改鋳を経て遂に天平 大きな力となった。諸神祇に祈りながらも、その憚りを気にかけていた時に、八幡神の援助は一大推進力となった。こ た大神田麻呂、杜女、宅女などの企てたものであっただろう。けれども右の援助の託宣はさしもの難事業を遂行する 神我天神地祇。率伊左奈比,必成奉、、事立不」有、銅湯,水-成、我身,草木土"交"、障事無^奈佐--、(3 八幡神の援助の託宣がどれほど

び、このことを幾内七道諸社へ奉告し、特に四月一日、完成近い盧舎那仏像の前に奉告の大法会を営み、 ŋ の奴」と称してこの奇瑞を盧舎那仏の慈みと讃えられた。さらにこの喜びのために伊勢大神宮を始め諸神に神田を奉(トヒン) その翌二十一年二月二十二日に、陸奥国小田郡から黄金を献じたから、(ほ) 諸大寺に懇田を許し、 僧綱を始め衆僧尼を敬い、新しい寺を官寺とし、御陵に奉仕の守を置き、歴代の功臣の墓 金の少きを憂いつゝあつた天皇は非常に喜 自ら「三宝

喜ばれたかは、この叙位によっても察することができる。

このような八幡神奉迎の様子は、

あたかも仏を迎えたようであった。通過の国々では殺生を禁じ、

従者に酒

!肉を用

就した。そこで十一月一日、八幡大神の禰宜杜女と主神司田麻呂の二人に大神朝臣の姓を賜った。大仏建立について(ミロ) 八幡神の援助をあくまでも重んじられたことが、この賜姓によってもうかがうことができる。 た。 夫々叙位があり、二日には天下に大赦し、十四日に天平感宝と改元した。万葉の歌人もこの黄金の出土を 喜 び 所に標を置くなどして、あらゆる神仏に感謝の意を表わした。黄金献上者百済王敬福に従三位を授け、その他諸臣 七月二日には聖武天皇位を孝謙天皇に譲り、同日さらに天平勝宝と改元したが、この年の十月二十四日、 大仏は成 歌

の日から僧四十人を請じて七日間悔過せしめた。 が、成就した大仏を拝するために、重ねて託宣を用いたのであった。日に宇佐宮に於いて神前に仏教儀礼を捧げて 諸国に兵士百人以上を遣して前後を駈除せしめ、その途次に当る諸国に殺生を禁じ、その従者の供給には酒、 の奉迦は前代未聞の大袈裟なものであった。同月二十四日には参議石川年足、侍従藤原魚名を迎神使と定め、 を受け、勢力を拡大しようとの意図があったに違いない。朝廷では大仏建立を援助した八幡神の入京というので、そ たのであるから、彼等が大仏を拝することは何ら矛盾したことではなかった。またこの上京によって一層朝廷の崇敬 向うという託宣を下したことである。このことは大仏建立に関して叙位、 して八幡神を平群郡に迎えしめた。当日八幡神は入京したので、宮南の梨原宮に新殿を造って、こゝを神宮とし、こ いしめず、 なおこゝに八幡神と大仏とを一層強く結びつける重大な事件が起った。 道路を清めて汚穢なからしめた。十八日には朝廷から五位十人、散位二十人、六衛府、 賜姓の恩賞に預った八幡神の禰宜、 それは同年十一月十九日、 舎人各二十人を出 八幡大神が京に 路次の 宍を用 主神達

に於いてこの神に仏教儀礼を捧げており、今度の上京が大仏を拝するためであったから、このような儀礼を捧げたと の憑代としての何かを奉じていたに違いないから、これに対して仏教儀礼を捧げたのであるが、このことは已に宇佐 いしめず、梨原宮では僧四十人に七日間悔過せしめたのは、明らかに仏に対する態度であった。 爾宜や神主は八幡神

思われる。いよ~~二十五日杜女が紫色の輿に乗って東大寺を拝し、天皇 (孝謙)、上皇 幸し、百官、諸氏人等も悉く寺に会し、僧五千を請じて読経礼拝せしめた。また呉楽や、五節田舞、久米舞を奏せし (聖武)、太后 (光明) も行

めた大法要であった。

位田六十町を授けているのは、この位階に応じた封戸、位田であって、神社を維持するためのものである。従ってこ 同列と見て位階を贈ったのではなかった。 の時の位階贈呈は、大仏建立の援助を謝して、神社維持の経費を与えるためのものであったから、決して神を人間と 奏上できただろうか。翌天平勝宝二年二月二十三日、一品八幡神に封八百戸、位田八十町、二品比咩神に封六百戸、 た神を衆生の一人と見ていたから人間と同様な位階を贈ったのでもない。神を衆生の一人と見ていたのならば、どうに神を衆生の一人と見ていたから人間と同様な位階を贈ったのでもない。神を衆生の一人と見ていたのならば、どう けるものであって、これに応じて封戸や位田を贈るのであるから、位階贈呈は神の段階を定めたものでもないし、ま た杜女には従四位下、田麻呂には外従五位下を授けた。神に位階を奉ったのはこの時に始るが、この位階は親王に授 して大仏建立を祈ることができただろうか。このような巌粛な奉迎ができただろうか。またあのような尊厳な宣命を こゝで八幡大神に一品を、比咩神に二品を奉り、左大臣橘諸兄は神前に宣命を読んで大仏建立の援助を謝した。 ŧ

はなかろう。杜女はまた尼となっていたのであるから、彼女が大仏を拝したことは不思議なことではない。しかし杜 て、八幡神に対しては橘諸兄が宣命を奏して謝しているのであるから、必ずしも八幡神が大仏を拝したと解すべきで 杜女を迎えるために与えたものであっただろう。八幡神が大仏を拝したというよりも、杜女が大仏を拝したのであっ 女はまた八幡神に仕える禰宜であるから、杜女を八幡神の代理者と見て、杜女が大仏を拝したことを以って、八幡神 したのではなかったと思う。この日は杜女が紫色の輿に乗って東大寺を拝したのであるが、この輿は朝廷から丁重に していたとするならば、決して不可解のことではなく、むしろ当然のことである。しかし決してそのような考えで拝 次に八幡神が大仏を拝したことを破天荒な珍現象と云う学者もあるが、もし神を衆生の一人と見、人間と同列と解次に八幡神が大仏を拝したことを破天荒な珍現象と云う学者もあるが、もし神を衆生の一人と見、人間と同列と解 聖武天皇の仏教信仰は、

が大仏を拝したと解することもできないことはない。 ばこのことも当時の仏教と神道との関係についての天皇や貴族の考えに基くものであるから、 それ程おどろくべきこ

朝廷の側ではこのように考えていたかも知れない。

そうとすれ

とではなかった。そこで当時の聖武天皇の仏教信仰について一言触れておこう。

(1) 続紀一一 (2) 同一二 (5) 同一六 (3) 同一三

7 4 同 ---四 同二〇天平宝字元年七月四日の条

(9)辻博士、前記五四―五頁

8 (6) 同一五

同一七天平勝宝元年四月一

日の詔

土田杏村氏、前記、 肥後和男博士、 前記

文武二年十二月、(続紀一)

(12) 続紀一七、天平勝宝元年四月一日の詔

10

十二月廿五日の詔

同一七 间 司 18 15 同 同

14  $\widehat{13}$  $\widehat{\mathfrak{U}}$ 

16 同

人間に与えると同じ位階を贈ったといわれた。(前記七四―七頁) <u>19</u>

辻博士は神が衆生の一であるから、

22 同三五頁

 $\widehat{21}$ 20

宮地博士、

前記三三頁

聖 武 天 皇 の 仏 教 信 仰

四

附 鎮 守 の 八 幡 宮

た。 に示すと、 仰を支持したのは、大陸から渡来した学僧菩提僊那 華厳経は宇宙のあらゆる存在、現象が相即相入するという重々無尽の法界縁起をといているが、この説を具体的 盧舎那仏 (修行中の釈迦)の周りを千葉化現の小釈迦が囲んで、 (印度) 、鑑真 (唐) 、審祥 一致調和している姿であって、これが蓮 (新羅) や義淵、 行基、 良弁であっ

主として国家の主権者としての立場からであって、

華巌経の所説に基いていた。天皇の信

国分寺を統一する関係であって、両者は天皇の理想とする政、教の形態であった。従ってこの蓮華蔵世界の象徴とし 華蔵世界である。この姿を国家的体制として見れば中央集権制であり、宗教的体制として見れば総国分寺(東大寺)が で示めそうとせられた。従ってこの大仏建立は畢生の願いであったから、 た竜門奉先寺の七十数尺の盧舎那仏の大石仏と対等の大きさとし、これによって信仰の力と政治上の威力とを唐にま 文化を模倣するだけでなく、これと競り意識もあった。そこでこの盧舎那仏を唐の高宗が上元二年(六七五)に造っ ることによって、この理想は実現できると考えられたのである。しかも天皇は天性聡明豪気であったから、単に唐の 盧舎那仏を造り、その台座の蓮弁各葉に小釈迦を描いて、その前に百僧、百官を集めて、 前節の通り、 祈願の仏教儀礼を捧げ

されたのであった。

あらゆる困難を克服して成就

遂に受戒して沙弥勝満と号し、自らも誦経祈願に加わわられた。聖徳太子は人間の有限を自覚し、仏説の和、平等、 り外に方法がない、これがために、祈願の儀礼を催さねばならぬと考えられた。このような熱心な信仰の立場から、 の詔に「欲、頼、三宝之威霊、乾坤泰、修言万代之福業、動植咸栄サ」 とあり、大仏鍍金の黄金献上を奉告した詔に(マ) 祈願させられた。天皇は「全」身延」命、 た。その出発点に相違はあったが、太子の政教調和の理想は聖武天皇によって完成されたのであった。 とされたが、 このように統一的体制をととのえた、 慈悲、 聖武天皇は先づ宗教体制をととのえて、そこで祈願して仏の加護を受けて、 信義を国家、 国家護多仁勝在」とあって、平安な理想国家、即ち蓮華蔵世界を現出するには、仏法の助けによるよ(3) 社会に実現することによって、泰平を将来したいと考えて、 安」民存」業者、経史之中釈教最上」という考えであり、また大仏建立の発願 中央、地方の国分寺に於いて、最勝王経をよませて、天災除去、 仏教を国家的に盛 泰平を将来しようとせられ んにしよう 国家泰平を

録されている。 それだからといって固有の神祇を無視していたのではない。 けれども天皇は積極的には仏説に基づいて、 仏の加護を祈ることによって国家泰平を将来できるとい 国家の大事を祈るために神々に奉幣したことも度々記

神に 圧倒 化を盛んにうけ入れた奈良朝では一層明らかになった。 るが、 た 神や禰宜とには、 な 調する一神教ではなかったから、 たことが推察できないでもないが、 らである。 したり、 い な仏教信者であり、貴族もその氏神の祭司でありながら篤い仏教信者であった。彼等はこの様な宗教的態度をもって て質的に異なる宗教であったから、 比べる必要もなかった。 素な奉幣と、 の域を脱してはいなかったから、 年の神祇令 **う強い信仰があったから、** たか かった。 かの如く考え、 的で 相当すると見ていた。こうして用明天皇の「信仏法尊神道」の態度は、 それは固有宗教の形式を整えただけで、 5 あった。 怪しんだりしたが、 なるほど伊勢神宮寺の移転や称徳天皇新嘗会の詔を考えると、 両宗教について二者択一の態度をとらなかったのである。この傾向は飛鳥朝以来つゞいてい もっと具体的には中央政庁の近くにある諸大寺の殿堂と僻地の山林にある祠と、壮厳な誦 (大宝令中) 三十二相を備えた端厳な仏像と木、 そうして天皇や貴族が両宗教の関係を考える場合には、 また固有の神が国家主義を標榜していたかのように考えて、 貴族や世人の信頼も違っていた。 で、 また大陸の学問を身につけて国政に参与した留学僧や帰化僧と巫者の程度にすぎなかった主 神祇への奉幣は慣例的に行われたが、 これ 唐令の祀令にならって制度化されていたから、 固有宗教を排斥しなかったし、 文化的宗教としての仏教と対比する必要はなかった。 は当時の両宗教の相違を十分理解せずに、 それは職掌上の偏見であって、広く奈良朝の宗教界を見ると、 両者を同列の宗教と見ていなかった。 宗教としての内容を満たしたのではなかった。従って、 石 要するに両宗教はその殿堂、 **薦枕の自然物の神体と、** 江戸時代以後の学者は両宗教が同列の宗教として対立 仏への祈願は自らすすんで行われた。 固有宗教は仏教を排斥するような教義的根拠をもた 従って天皇は最高の祭司でありながら熱心 神は仏法を守る、 一部の祭司や神祇官には対立的態度のあっ 自ら国家主義に立ってこれを解釈したか 朝廷の間に一貫してつづいていた。 国家的宗教として統一されていたのであ 莫大な経論釈の書と一片の祝詞文とは 当時の天皇や貴族の宗教的態度を非難 礼拝像、 また仏教は元来排他 儀礼、 即ち経典にある護法の 教義、 全般的に 経儀礼と素朴 たが、 神道は大宝元 祭司者に於い なお原 は仏教が 主義を強 唐の文 始宗 してい

簡

教

八幡神の大仏拝礼は固有の神が大仏造営を承認した証拠とも見られて、天皇にとっては最上の喜びであったに違 を拝礼したと解しても、別に不思議はない。殊に神は仏法を守るという経典の所説が信じられていたのであるから、 天皇や貴族の態度が右にのべたようであったから、八幡神上京の一件に於いて、例え杜女が神の代理者として大仏 それでこそあの様な大規模な奉迎が催され、莫大な論功行賞が行われたのである。八幡社は天平年中に封戸一千

四百戸、位田一百三十町を有したことによって、大同元年の全国(九州二嶋を除く)封戸四千八百七十六戸の三分の

に近く、寛平当時の大神宮の社領、神三郡の封戸の数九百七十二烟よりも六百戸も多いことになった。(6)

天平勝宝六年十一月には八幡神宮と称し、同八年四月には八幡大神宮と称していた。(9) 廷の側では、神が仏法を守護するという考えは少しも変っていなかった。従って八幡神に対する朝廷の崇敬は変らず、 は託宣して、さきに充てられた封戸、位田を朝廷に返上した。このように託宣を偽作した策謀であったけれども、 女 た策謀であったことが露顕して、遂に大仏開眼式の翌々天平勝宝六年十一月、行信は下野国の薬師寺に配せられ、杜 しかしこの一件は杜女、 . 田麻呂は除名されて、杜女は日向国、田麻呂は多せつ島に配せられた。また翌天平勝宝七年三月二十八日、八幡神 田麻呂が当時権勢のあった薬師寺の僧行信と結び、託宜を偽って、 神領を貪るために企て

国で、 護するという天皇の考えを強め、この後盧舎那仏を守護するために東大寺近くに鎮守の八幡宮を建立することになっ 建立賛助が原因となって進展したのであった。僧形八幡像は、宇佐宮に安置されたのではなく、 八幡宮はやがて薬師寺八幡宮の造営を促し、こゝに僧形八幡像が安置されることになった。神像を造らなかった我が て神宮寺が建てられたと同様に、神と仏との関係が極めて密接となって、両者の習合が一層進んできた。即ち東大寺 初めに述べた通り八幡神の大仏建立賛助は神仏習合を企てたものではなかったが、結果に於いては、 寺院の境内近くに神社を建てることが始まった。寺院に附属して神社が建てられるようになると、(9) 初めて僧形の八幡神が造られたことも、 この神が神仏習合を率先していた証拠である。 しかもこのことは大仏 また寛平年代の作と 神社に 神が仏法を守 |附属し

幡神の仏教化を更に濃くしたことは、

この神にいち早く菩薩号を奉っことである。

の論もあるから別稿に譲ることとする。

天平六年勒,治部卿門部王,令、写,一切経,詔

- (2) 続紀天平十五年十月十五日の条
- 3 同天平二十一年四月一日の条
- (4) 文武二年十二月、宝亀三年八月、
- $\widehat{6}$ 5 当時呪術を重んじたり、珍奇な動物を瑞祥と喜ぶ傾向があったから、これを利用した巫覡が輩出して人心を不安な ら 新抄格勅符抄 続紀天平神護元年十一月廿三日 同十一年二月
- 社の禰宜、 寄辞神託、屡々有妖言、非止擾乱国家、兼有詐偽朝廷、前後国司末加糺正、宰牧之務、 宮司等の託宣が人心を乱し、国家を惑わせたことが推察できる。

を企て、これが一時功を奏したのであった。また、田中文書、宝亀四年豊前国司の解に「頃年之間、八幡大神禰 宜 宮 司 等 て淫祠を崇めさせたのでこれを禁止した(同)。このような傾向があったから、杜女、田麻呂は八幡神の託宜と称して 陰 謀 天平勝宝四年八月十七日京師の巫覡十七人を伊豆、隠岐、土佐に流し(続紀)、宝亀十一年十二月巫覡が百姓を煽動

豈如此乎」とあるを見ても、八 幡

- 9 8 同 続紀一九
- 八幡大神を東大寺の鎭守の神としたことについて続紀には記載がなく、東大寺要錄、巻四、諸神社、八幡宮の条には 耳」と記している。これによると未だ大仏の完成しない時、即ち八幡神入京、礼仏の前年に勧請したことになる。し かし 天平廿年、聖武天皇奉」鋳「東大寺大仏「之間、以「右兵衛督藤原朝臣「為」使、奉「勧請「為「寺鎭守「奉」鋳「大仏「之妙工御 座

天平勝宝元年八幡神の入京の際の梨原宮から東大寺に移したという説もあって、この方が勧請の経過として順当の よ うに

思われる。 五. 八 幡 神 の 菩 薩 号

八幡神は大仏建立賛助によっ

て朝廷の崇敬を一層篤くし、東大寺に鎮守の神となって中央に進出したが、この頃から護国や天朝守護を強調するよ

うになった。例えば天平神護二年十月八日の託宣と称するものに

逆人仲麻呂等陰謀を発て在しかば、神吾れ本誓に依って遷座て天朝の御命を守り助け奉れり、今も又吾が御子達を

とあり、また杜女、田麻呂が許さめあり、また杜女、田麻呂が許さり率れて日々に守護し奉らん(1)

2 神吾は一切の物の中には朝廷の御命のみぞ甚だ惜む、君に奉仕すること更に他心なし、御体を守護し奉ること影の如 田麻呂が許されて再び禰宜、主神に就いたことに当って、同年十二月一日の神託に

とある。さらに宝亀十年、菱形の旧宮に遷宮するに際して

身は胄鎧を著て朝廷及び国家を守護し奉らむ (3)

が、こゝに護国思想が強く現われているのは、朝廷との関係を密接にするためであった。 とある。これらの託宣は杜女、田麻呂等のかねての陰謀の罪を償って、天朝及び国家の護持を誓ったもの で ある

によって建てられた神願寺である。この神願寺は類聚三代格巻二所載、天長元年九月二十七日の太政官符によると、 さて中央進出のために写経、造仏等の行為に頼ったのが、神護景雲三年の道鏡の皇位侵犯の一件の後、和気清麻呂

清麻呂が宇佐八幡神の神託を伺った時に

大神鄭11自威之難1当、仰11仏力之奇護1 (中略)

我為"紹"隆皇緒,扶"済国家"、写"造一切経及仏"諷誦最勝王経一万巻、建"一伽藍、除"凶逆於一旦"固"社稷万代、 汝承11此言1莫\有11遺失

との託宣があったので、清麻呂はこれに答えて、

国家平定之後、必奏"後帝;奉、果;神願;粉、身殞、命不、錯;神言;

菩薩号が最も早く見られたのは、扶桑略記にある次の文である。

移築された高雄の神護寺のこと)。右の神託の中で一切経書写云々の件については、天長十年十月廿八日の条に 内に天皇は譲位されたので、重ねて天応二年桓武天皇に奏上し、遂に延暦年中に一寺を建てて神願寺と称した と誓った。 清麻呂は大隅の配流から許されて帰京した後、宝亀十一年一寺の建立を光仁天皇に奏請したが、許されぬ

縁"景雲六年八幡大菩薩所»告、至"天長年中,仰"太宰府、写"得一切経、至」是便安"置弥勒寺、今更復令」写"一通

行われた仏教の積功累徳の行為によって、凶徒を除き、 とあるから、神願がこゝに叶ったのである。こゝに大神が自分の力では到底当り難いので、仏力の奇護を頼んだとあ を仏教的行為によって宣言したのである。 る通り、仏の加護を得て国を守ることを約し、そのために写経、 国家を安泰にすると云い出したのであって、護国ということ 造仏、誦経することになったのである。当時盛んに

社僧達はこの神を大自在王菩薩と称したのである。禰宜や主神達もこの神を菩薩と称することによって一層仏教全盛 進出するためには、この神が仏の力をも兼ね備える必要があった。神の威力だけを固執していては、仏教全盛の時代 号を奉らねばならなかったのか。その理由を考えると、八幡神が東大寺の盧舎那仏を守護し、或いは神願寺に拠って 秀れた功徳をももつことを知らせる必要があった。これによって仏者の崇敬をも集めることができる。そこで別当や に中央に進出して活躍することはできない。神としては己に朝廷から最高の優遇をうけていたのであるが、仏のもつ の中央に進出できると考えたから、菩薩号に何の疑いを入れる筈もなかった。むしろこれに同調したのだろう。 このように八幡神が護国を宣言して中央に進出した奈良朝末期に、この神を菩薩と称するようになった。 何故菩薩

延曆二年五月四日、宇佐託宣、施祝大神鞍座々、吾无量劫中化, 生三界、修善方便、 導,済衆生、名曰,大自在王菩

これによると八幡神自らが大自在王菩薩と称したのであるが、右の年代を確かめるものとして、新抄格勅符抄中の延

暦十七年十二月廿一日の官符がある。即ち

太政官符太宰府

一応納府庫八幡大菩薩一千四百戸、位田百四十町、(以下略)

延曆十七年十二月廿一日

七月十六日の官符にも大菩薩の称が見える。 とあって、延暦二年の菩薩号の宣言から、 この神を八幡大菩薩と称したことを立証するものである。さらに大同三年

フェイイ

応令国司出納八幡大菩薩宮雜物事、(以下略

また水鏡下、桓武天皇の条に

延暦元年五月四日、宇佐の宮託宣し給様、我無量劫の中に、三界化生して、方便を廻して、衆生を導く、名をば大

自在王菩薩となん云と宣き、貴く侍る御事なりき

日の託宣に於いて、八幡神自ら大自在王菩薩と宣言したのであって、これに基いて、太政官符などには八幡大菩薩、

とある。こゝに一年の違いがあるが、延暦二年の託宣と同様なことを記している。これらによると、延暦二年五月四

八幡大菩薩宮と称したのである。

は、世界創造の最高神格を大自在天と称していたが、仏教では自在とは諸仏及び上位の菩薩の体得した作用のことで、 大自在王菩薩とは何に基いて唱え出したのであろうか。自在とは万能の力のことであって、印度の波羅門教の一派で

諸経中にこれについて説いている。例えば旧華厳経第二十六、十地品には十自在の説を出して.(6)

この菩薩は善く是の如きの諸身を起すことを知り、則ち命自在、 心自在、財自在、 如意自在、 智自在、 法自在を得

とのべ、同三十九、離世間品にもこれとは別の十自在をのべている。 即ち

智自在、 菩薩摩訶薩に十種の自在あり。何等をか十と為す。所謂衆生自在、 通自在、 神力自在、 力自在なり。仏子是れを菩薩摩訶薩の十種の自在と為す。 刹自在、 法自在、身自在、

願自在、

境界自在、

また自在王菩薩経巻上には といゝ、その一一に各十種の自在のあることを説いて、全て百種の自在を出している。 菩薩摩訶薩には四自在の法あり、是の法を以ての故に能く自在に行じ、諸の衆生をして大乗に住することを得しむ、

とある。この経では特に広く四自在を解説して、

何等か四なる。

一には戒自在、二には神通自在、三には智自在、

四には慧自在なり

無礙智を得て能く諸法に通じ章句を解釈するを慧自在と名づく なることを神通自在とし、 具足戒を行じて、諸戒を具するが故に所願皆成ずるが故に戒自在とし、天眼、天耳等の五通を具足して所欲無礙 陰智、性智等の五智を具足して無礙自在なるを智自在とし、 義無礙智、法無礙智等の四

とある。

この外法集経第三、(8) 顕揚聖教論第八等にも十自在の説があるが、 その名称、 次第に互に少異はあっても、 旧華厳経

菩薩があらゆる作用を自在にもつことができると説いた経典が多く、また自在王菩薩経の如く直ち

二十六、十地品の十自在と殆んど一致している。

このように仏、

大自在王菩薩と称し、これを神の託宜としたのであろう。託宣集にもこの経にとく四自在を引用している箇処がある。 に自在王菩薩をして自在につき詳細に語らしめた経典さえあった。これらの経典が全て奈良朝に我が国に伝わってい の経典の所説に基づいて、八幡神を右のようなすぐれた作用をもつと見て、自在王菩薩経の経題からその名をとって 石田茂作博士の奈良朝現在一切経疏目録によって明らがである。従って宇佐八幡宮の別当や社僧がこれら

さらに右の大自在王菩薩の号の外に護国を強調した菩薩号が加えられた。 即ち東大寺要録第四所載弘仁十二年八月

#### 十五日の官符には

応令大神宇佐二氏□為八幡大菩薩宮司□事、

化1,生三界1、修1方便1導1,済衆生1、吾名是 大自在王菩薩、宜1,今加5号曰1,護国霊験威力神通大自在王菩薩者, (前略)天応之初、計"量神徳、更上"尊号、 日n 護国霊験威力神通大菩薩,延曆二年五月四日託宣、 吾無量劫中, 如此

之験不可勝計

とある。

菩薩号は神が仏教儀礼の供養をうけて菩薩地に違したというのではなくて、むしろ衆生救済の功徳をもち、 考えていたのではない。神であって、しかも菩薩と同様の無礙の妙用をもっているという意味であった。 護国の力の強いことを宣揚するために、経典に説く仏、菩薩の作用を当てたのであって、八幡神が即ち菩薩であると る。この長々しい菩薩号も護国の威力を誇張するためのものであった。従ってこれらの菩薩号は八幡神の神威が秀れ、 菩薩のもつ無礙の妙用と同様と考えて、護国霊験威力神通大菩薩、又、護国霊験威力神通大自在王菩薩と称したのであ 行した新旧華厳経、法華経等にこの作用を十神通、六神通、五神通などに区分して説いている。何れも仏、菩薩のも つ超人間的な秀れた作用を指しているから、八幡神の護国の威力の秀れていることを強調するために、この力を仏、 て得られた感応のことであり、神通とは仏、菩薩の定慧力によって示現する無礙の妙用のことであって、奈良朝に流 したのであるが、この上にさらに護国霊験威力神通と加号したのである。この加号のうち霊験とは仏、菩薩に祈祷し これらによると八幡神の菩薩号は、さきには、衆生を済度する功徳をもつと主張するために、大自在王 菩 薩 従ってこの 護国の威 と称

けれども故辻善之助博士は、神に菩薩号をつけた根底には神が衆生の一つであるから仏法を聞いてその供養をうけ

力をもつこと菩薩の自在力の如しという意味であった。

以上を考え併せると、

る。 求め、 て、 を衆生の一と見るならば、 その功力によって悟りを開き、 人間の行う儀礼によって神が昇格するならば、それは呪物と呪術師との関係にすぎない。 泰平を祈願することが目的であったから、 念があってこそ、 述べておられた。 この区別はそれぞれの自らの修行による区別であって、他者の捧げる儀礼によるのではない。 大仏建立の祈願、 奈良朝の文化人がこのような低い神の観念をもつていたとは思われないのである。 衆生を化益することによって、仏の地位に達するのであるから、 神の地 始めて祈願も奏上も行われたのである。 また清原貞雄博士は八幡神に菩薩号をつけたのは、八幡神を仏よりも一段下位に格付けておこうと 「位を軽視するものである、と云われた。しかし何れも仏、 (3) 宣命の奏上などできる筈はなかった。凡そ宗教的行為は成り立たない。 衆生が衆生の儀礼をうけることになって、宗教的意義をなさない。このような衆生に対し 進んで菩薩地に至るという思想があった、 神がこの供養をうけて悟りを開き、 また神前の仏教儀礼は神に対して護国の経典を読んで国家 人間の捧げる儀礼によるのではな と云われ、 菩薩、 菩薩地に上るというのではなかっ 衆生の区別を誤解し 故宮地直 これほど低級な 人間を越えた存在の観 一博 菩薩は無上菩提を 士も同様 V る ておら な意見を 神 また神 は な れ

の妙用であるから、 八幡神の菩薩号に用いた「自在」とか「神通」とかいう言葉は、 仏と差別されていないことが多い。観音、 また菩薩は十界の中で仏と区別はされてはいるけれども、いずれは仏果に違するものとして、 それには両者の段階的区別を認めているのではな 勢至菩薩の如きは阿弥陀仏と同体に考えられていることさえある。従って 仏、菩薩の区別なく、 定慧力によって示現する無礙 その功徳に於いては

付けたなどということは、 や別当達にとって思いも及ばぬことであった。 の一であるという観念が根底にあった、 仏 菩薩の差別を曲解した説であって、 と見ることはできないのである。(4) 護国の威力をもつこと菩薩の妙用の如しという神威宜揚の意が主神達 この神を中央に進出させようと努力してい まして菩薩号の故に八幡神を仏の下位 た主神

この神に菩薩号をつけたからといって、神が仏に達しない段階に止っているとか、

神が

衆

生

にも社僧達にも共通していたからこそ、菩薩号をつけたのである。

このように八幡宮の側からこの神を菩薩と称したから、朝廷の方でもこの神を尊んで八幡大菩薩、八幡宮を八幡大

習合の進展を劃するものと考える場合、矢張り八幡神が率先して神仏習合を進展させたと見ることができるのである。 まったのであるから(延喜式神名帳には常陸国に大洗、酒列薬師菩薩神社の名があるが)、神の 菩 薩号を以って神仏 ど八幡神につけられたものであり、また菩薩号が広まったのも石清水、筥崎の如く八幡宮の勧請されたところから始(ほ) 八幡神の菩薩号がさきにのべた通り、 神宮寺を八幡大菩薩宮寺と称するようになったのである。こうして平安朝初期に見られる神の菩薩号は殆ん(エラ) 護国の威力を強調して奉られたのであるが、さらに護国を理由づけるために

この神を応神天皇の御霊と云い出した。この機運は已に奈良朝末に萠していたのであるが、遂に弘仁六年十二月十日

の宇佐神主清麻呂の解に(タケ)

件大菩薩、是太上天皇御霊也

と云い出された。太上天皇については、承知十一年の文書に

右大菩薩者、是品太天皇御霊也(8)

薩と称し、 ることによって、この神の国家的権威を得ようとしたのである。こうして八幡神を仏教流には護国霊験威力神通大菩 と関係のある天皇として応神帝を定めたのであろう。それまで性格の不明確であった八幡神を応神帝の御霊と吹聴す る国家的大事件として印象づけられ、その結果創立された住吉、 と改めて、明白に応神天皇の御霊としたのである。こゝで特に応神天皇を選び出したのは、三韓の役が北九州におけ 皇統の上から応神天皇の御霊と称することによって、朝廷と結びついて、一層護国性を強調することがで 香椎両社が国家の崇敬を篤くしたので、両社の祭神

きたのである。

絽

 $\widehat{16}$ 

註 (1) 八幡宇佐宮託宣集 (2)同

(3 同

(5) 類聚三代格巻一 (4) 続日本後紀二

6 大正藏経九卷二七九

8 (7) 同一三巻四二〇 同一七巻六七一

 $\widehat{10}$ 9 同三一卷一六〇二

同目錄中に一―三華厳経、

前記八四頁

11

前記一八四頁 八幡神と仏教(無尽灯二〇の一一)

13

日本後紀、 八幡大菩薩に仏果を得せしめようとする考えが石清水勧請の頃には見られるが(このことは別に触れる)、菩薩号をつけた 当初に於いてはこのような思想は見られない。

<u>15</u>

菩薩宮寺……、続日本後紀天長十年四月壬戍の条……八幡大菩薩宮……、同、天長十年十月丁末の条 ……八幡大菩薩……… 菩薩宮司………、同、弘仁十四年四月十四日の条……可新造八幡大菩薩宮……、同、天長六年五月十九日の条 |大同四年閏三月廿一の条……豊前国八幡大菩薩宮司……、日本逸史、弘仁十二年八月十五日の条|

平安朝初期に伊勢国桑名郡多度神社に多度大菩薩の号があった。(多度神宮寺伽藍縁起資財帳) 東大寺要錄四、弘仁十二年八月十五日官符所引一八、 (18) 記錄廿二

一六二自在王菩薩経、二八七法集経、

一二一二顕揚聖教論とある。

...八幡大

放生会、 菩薩号等の点に於いて仏教化を率先

鎮守の社、

以上述べた通り、宇佐八幡神は平安朝初期までに神宮寺、

社僧等になった宇佐氏の仏教思想が縁由となって進展したのであった。従って後の国学者の云うように単に仏僧だけ 代表した神であって、日本宗教史上神仏習合の先鞭をつけたといっても過言ではない。このような仏教化は、 この問題にふれる史学者は殆んど博士の説を承けておられるが、筆者は巳に各節で述べた通り、 の主張ではなかった。このような神仏習合の根底には一般に神を衆生と見る思想があったと故辻善之助博士は云われ、 て主神、禰宜となった大神氏が、朝廷の尊崇をうけて中央に進出しようとした政治的意図が動機となり、 斯様な思想が朝廷の これに別当、 主とし

側にも、

主神、

禰宜、

別当の間にもあったとは思わない。

のである 穣、 唐令を模倣して祭り方を制度化して、 敬していたから、 団的には祖先として祀られることが多く、その祭り方は一種のシャマニズムであった。けれども国家の統一につれ 自然や特異な形状、機能をもつ自然及び集団の長上に、超自然力や精霊を認めて形成されたのであった。この神が 日本人の固有宗教は農業民族のもつナチュリズムであって、 疫病退散、 国家安穏を祈った。従ってこの祭りを担当する祭司や貴族、 神を人間と同類の衆生と見る思想はなかった。衆生と見ていては宗教的態度や儀礼が成り立たない 神を天神地祇と称し、 祭り方の時節、 その神観念は発生的には主として農業に価 天皇は何れも神は国を守るものとして尊 様式を定め、 一定の神には国家が五穀豊 値を与える

顧みた貴族達も仏者の見地に従っていた。神宮寺の仏僧が神前に誦経したのは、護国の経典をよんで国家安穏を祈る る諸天に比して、 かれている。従って仏者は日本の神を衆生と見て、 た経典にはこの諸天が悟りを開くということよりも、 であって、 次に仏教でいう衆生とは煩悩を有し、生死に流転するものを指すから、仏の救済の対象となるあらゆる存在のこと この中には印度固有の神、 仏法を守ると解して敬意を払った。こゝに仏教が排他的一神教と異る点があった。 即ち諸天を含んでいることになるが、諸天を人間と同格とは説いていない。 直ちに人間と同列と見るようなことはなく、 仏法及び仏法を信ずる国王と国土とを守るということが屡々説 むしろ神を経典にあ 両宗教の関係 ま

と称したのは神を尊敬して、 神威を菩薩の妙用と同格と見るためであった。

決して人間と同類である神を悟らせて菩薩地に、

さらに仏果に昇らせるためではなかった。

神を菩薩

ためであって、

がり、 威力、 熱田、 果になったのであるが、この習合形態のために八幡信仰が盛んになり、 も一層濃くなった。宇佐八幡宮では神の高揚と中央への進出に最も早く努力したから、 名にしようとすればする程、 うとすれば、 ける宗教としての本質的な相違を顧みなければ、 立よりもむしろ協調があった。鎌倉時代になると、 化が単に仏者の野望であったのではなく、 鹿島、 .原始宗教の域にある神には、 また他の諸神社にも習合形態が波及したのであった。以上のべた通り、 超人間性を飾るためにも、 気比、気多、 別当や社僧の手で当時全盛であった仏教の教理を用いるより外に方法がなかったのである。 多度、二荒山、賀茂等の神社は何れもこの意味で別当や社僧の手で仏教化していた。 仏教化せぬ訳にはいかなかったのである。奈良朝末、平安朝初期に地方で重きをなした 経典の文を引用するのが最も手近かな方法であった。 その根拠となる聖典も教義書もなかったから、 神を高揚するための当然の手段であった。従って神主と社僧との間には対 十分に理解できないのではなかろうか 神社が国家の権力と結ぶ傾向が益々強くなったから、 源氏の武神としての崇拝と相俟って各 神仏習合の問題は、 宗教的 従って神を高揚し、 神仏習合を率先進展させる結 な内容や尊厳性を 神道と仏教とに於 神仏の習合 神の来 神社 附 地に広 加 仏教 を著 歴 しよ Þ

<u>る</u>。 「宗教学の問題と方法とに関する綜合研究」の中の分担事項「日本宗教史の問題と方法」についての報告の一 部

で

ぁ

# 道元の時間論とその意義

#### .

高

橋

督

陳

存

在

ع

時

間

と自

己

持つものであろうか、更にはまた、そうした時間論はどのような性格の思想として受け取るべきものであろうか。 捉えた概念であることが、まず知られるのであるが、そのような思想は今日われわれの思惟において如何なる意義を き所以があるものと見てよいわけである。ともかく道元の言う「有時」とは、以上のように存在と時間とを相即的に れわれはこれを次の諸点において見出したいと思うのである。 のあり方としての時」であるから、まさしく道元の言うように「あること」と「とき」とは不離一体に把握されるべ 冒頭の)としての「ある時は云々、 いえば必ず時間的なものである」と解するならば、 る」と言うに過ぎず、常識的には理解し難いもののようであるが、これを「時間は存在を離れてはあり得ず、 に決定付けていることが知られるのである。その意味する所は、 みな時なり」というにある。 道元における時間論の特色を最もよく示す基本的な命題は、「正法眼蔵」有時の巻の「時すでにこれ有なり、 有時の巻でもこれが自説展開の出発点をなしており、 ある時は云々」という場合の「云々」とは、「その時におけるあり方」であり「そ 常識的にも通じないことはない。実際また、 文面では単に「時間は存在であり、 内容的にも時間論の性格を基本的 薬山の言 存在は時間であ (有時の巻 存在と 有 は

第一は、 存在の優位の下に時間を見ようとする思想であるということである。時間は「ある」のではなくして、

想と一連のものとして了解されるのである。 動きに頼らなければ日時を計り得ないように)。そのことはまた仏教古来の正説に根ざす所であり、 在をも離れて時間そのものを把握することは不可能と言わなければならない(例えば、 が優位しているのである。このような考え方は今日われわれの思惟からしても当然成り立つことで、 るのであって、 識されるに外ならないのである。換言すれば存在は何等かの時の存在であり、時は何等かの存在に関連して認められ 同一なるを意味するのではなく、 「時と法と相離れず」とする如き、ある意味で有と時との相即を説くもので、 「ある」のは存在だけなのでなる。「時すでにこれ有なり、 その相即性から言えば存在と時間とは即一的であるが、「ある」という点からすればどこまでも存在 「ある」という点から言えば有すなわち存在だけがあって、 有はみな時なり」と言っても、 道元の時間論もそうした仏教本来の思 日月など何等か物的なものの 時間と存在とが絶対 時間はそれによって意 ことに華 実際如何なる存 厳 家が に

るが、 法位という。 まとまった一個の事態であるから、要するに存在とは如何なる意味においても他と区別せられてそれ自身独立する単 Þ 格が問われなくてはならないが、存在なるものは元来が不連続のもので、空間の一部を占有する単元的性格のもので るのではないから、 元的不連続的性格のものであることが知られるのである。かように存在が不連続であるならば、存在によってある所 )時間 の存在と言われるのがそれである。まを存在ということによって事柄を意味するとしても、その事柄自体が一つの またその単元から成り立つ物体そのものが、やはり空間の一部を占めて一つの単元でもあり得る。 存在といことによって物体を意味するとすれば、 もまを不連続なるべきは当然で、 存在の独立性と時間の不連続性ということである。 すべての法 時間 の性格はまた存在の性格によって規定されることとなる。そこで時間論の前にまず存在の性 (存在)はそれぞれその法としての位置にあって前後から断絶しているとするのである。 時間はそれぞれの「時」として、存在と共にあるのである。 物体は空間の一部としての単元から成り立っていると見られ 存在によって時間があるのであり、 時間そのも 道元はこれを住 すなわち個 のがあ

法位とはそれ自身すでに存在と時間とを相即的に捉えた概念で、法は前際(現在より以前) 在はその地位においてそれぞれ独立し、時間はそれに伴って前後際断するものとの見解なることが知られるのである。 とから断絶して、その時における存在であるとするもので、まさに有時というのと同一内容の言葉である。かくて存 と後際(現在より以後)

うな永遠の中にあって、 仏性の巻に「時節もし至れば云々」について論ずるその「時節」(その他諸々に見られる) なども、すべて右の よう それは時の中の一節ではなくして、時が直ちに節なるがゆえである。現成公案の巻に「諸法の仏法なる時節」とか、 はこのような「時」の性格をしばしば「時節」として表現している。時節とは時の間隔ではなくして、存在に着目され その「時」において「存在」があるのであって、時間はその存在の間隔において観念されるに過ぎないのである。 時間が区切られるのである。そして、存在に即した時間なるものは、実は「時間」ではなくして単なる「時」なので き「永遠」の中に位置して前後を区切るものである。時が永遠に続くのではなくして、永遠という空なるものの中に ある。存在は空間の中に位置するものであり、しかもその空間は無限であるが、それの如くに時間もまた無限なるべ な位置性として理解すべきものであろう。存在は空間の中にあってどこかの位置を占有すると共に、一方ではこのよ るべき永遠中の位置を言うのであって、「永遠」の概念を背景にしなければ時節なる語は意味をなさないものである。 ある。それはあたかも存在と存在とのへだたりを間隔と言うように、時と時との間を時間というのであり、あるのは とで存在の決定が完成されるわけでもある。 時間の (永遠中における)位置性ということである。これも存在との対比において当然考えられることで ある何等かの「時」に位置づけられるものと言うべく、「何」は「いつ」「どこで」というこ

それは無我と対境との平等一如を意味することを思えば、当然首肯されるはずのものである。禅書に言う「尽十方界 れなければならない。 時間の (存在と共に)意識的性格ということである。ここにおいてもまた時間にさき立って存在が考えら 元来仏教の根本思想なる無我観から言えば、存在は自己と不離一体に考えられるべきもので、

するにすべて存在なるものは自己と共にあるとの思想を基本とした考え方(詳細は別稿に譲る)である。それは存在 が、その「自己」とか「われ」とかは本質的には意識性において意義を持つものでなくてはならないから、 なりと覷見すべし」と言い、また「われを排列して。われこれをみるなり。自己の時なる道理、 論を待たない。 物体がその物体として成り立つのはわれわれ自身の意識においてであって、「草木国土これ心なり」(仏性の巻) ことは自分があるからである。これを更に立ち入って言えば、存在ということによって物的なものを意味するならば の存在もあり得ないわけである。もちろん自分が無くてもそれらはあると考えることは出来るが、しかしそう考える 対境との融合一体の情感と見るべきものであろう。 に排列されることとなるのである。 あり意識性において確立するものとすれば、もともと存在と共にある所の時間もまた同様でなくてはならない。すな また存在ということによって事柄を意味するとすれば、その存在意義は物的なもの以上に意識性が濃厚であることは を主体的性格において捉えようとする者にとっては当然の見解で、自分というものが無くては外界は成立せず、 真実人体」も、 られなければならないことである。 在と共に意識的性格のものとして把握されていることは決定的と見なければならない。 わち時間は時間として独立しているのではなく、 「山河大地・日月星辰これ心なり」(身心学道の巻)など言われる所以も、 (以上有時の巻)と記述している。要するにそれは、自己と存在と時間とが融即一如であることを言ったものである(5) 第五は、 時間の現在性ということである。それは、 その「人体」において意味する所は他人事ならぬ自己の体験において然るべきで、 何となれば事柄とは物的なものにおける関係的把握を言うがゆえである。 何となれば、意識とは常に即今の自己における自覚状態を言うものなるがゆえで 道元はこの趣きを「われを排列しおきて尽界とせり。 存在に即してあるのであるから、時間は存在と融即して自己意識内 道元もしばしばかかる真実人体の理に言及しているが、 時間が意識性として把握される限りにおいては、 当然首肯せられてよいわけで この尽界の頭 かくて存在が自己と一体で それかくのごとし」 直接的に 必然的に考え 頭物物を時時 ある。 時間が それは要 は自己と 個

52

あり、

識において成り立ち秩序付けられ把握せられ自覚されることによって「ある」のであり、 ども而今なり」と記述せる点において明瞭に伺い得られるであろう。要するにそれらは、 時にて一経す、 りとも今時なり、 「ある」のは常に意識と共に現在(自己において)であるとの思想を背景として首肯されるものでなくて は な ら な 彼方にあるににたれども而今なり。丈六八尺も、すなわちわが有時にて一経す、彼処にあるににたれ 而今なり。人の分上はかならず今時なり」と言い、また有時の巻で「三頭八臂も、 従って過去未来といえども 過去も未来も共に即今の意 すなはちわが有

在時に集約される所以のものが、現実の自己を中心とする主体的性格に基づくことを、まず基本的に認めざるを得な ように過去未来を現在において意義づける所以の論理は、一応記憶と期待として考えられていたものとも見られるが 時に見出そうとする見解とも考えられるから、その意味において「而今なり」としたものとも見られるであろう。 経 において現在意識中に見出そうとする態度とも見られるであろう。一方、上文で取り上げた三頭八臂・丈六八尺の一 却)しているのであり、到達した時はそれを放出(吐却)したに過ぎないもので、言わば未来を「期待」ということ は河を渡り山を登って玉殿朱樓に到達するという場合、上山渡河の時には未来において昇殿するはずの時を包蔵(吞 の しかしそれは時間の現在性が示す二三の場合に過ぎず、その本質的意義としてはもっと別な所(後述する実践的自由 - かの上山渡河の時、この玉殿朱樓の時を吞却せざらんや、吐却せざらんや」(有時の巻)というのがそれで、こ れ なおそうした現在性の意義については、もっと別の面から把握しうるものとして次の叙述をを挙げることが出来る。 過去 に見出されなくてはならない。ただここで問題とする限りにおいて、 (彼方・彼処)の経歴を「而今」なりとすることから言えば、記憶ということにおいて過去を現在 われわれは道元の時間思想が現

考察を試みようとする者である。

また常に現在なるべきものとして考えられていることを知り得たのである。 の存在であり、 かくて道元の捉えた時間の根本性格は、何よりもまず存在と時間と自己との相即としてであり、 時は存在においてあるのであって、 しかもそれらはすべて自己の意識において成り立ち、そのゆえに 存在は必ずその時

### 時間の断絶性とその意義

ずこの両性格が常識的な一般通念に反する(時間は連続を特色とし過現未に亘ると考えられているから)ことからし ても当然問題とされるべきことであり、そうした諸種の観点からして、 考えられるからであり、 者が不連続性の根拠として、後者はおのずからそれ(不連続性)に附随する性格として、 的に問題とすべきは不連続性と現在性との二点においてである。 道元の時間論について、 一方意識性は現在性への根拠として同じくそれ(現在性)へ含め得るからである。 われわれはその基本的な性格をほぼ以上の五点に見出したのであるが、そのうち特に重点 何となれば、存在の優位性と時間の位置性とは、 われわれは右の二点を中心に更に立ち入った それぞれ不連続性へ含めて のみなら 前

連続であると言われる所以には当然賛同すべきものであろう。 より見れば、 後ありといえども、 現成公案の巻の薪灰生死の論において見られる所である。すなわち「薪は薪の法位に住して、さきありのちあり、前 つらなりながら時時なり」というによっても見られる。その「さきありのちあり」と言い「つらなりながら」と言う まず不連続性については、前に触れた住法位の思想から当然帰結されることであるが、その具体的な叙述としては 時間の連続性をも一面において肯定していることは確実で、その意味において道元の時間論が 前後際断せり」というのがそれで、これと同じ主旨はまた有時の巻で「尽界にあらゆる尽有は、 しかしその連続性とは前後に位置する存在を一連とし 不連続

る。 べし。たとへば春の経歴はかならず春を経歴するなり」とて、あくまで前後際断の住法位の性格において経歴を説く 説明し、「経歴は、 念として考えられていることに注意しなければならないのである。道元は更にこの点に念をおして再び経歴の意味を の連続性を示す概念としてではなく、どこまでも存在の各時性を根拠としつつ意識の連続的把握に応じようとする概 とが各時的存在を間隔的に意識した場合の概念として意味されていることが知られるのである。従って経歴とは時間 づいて時間観念の融通無碍なる趣きが説かれているのであるが、しかしそ(意識性)のゆえにまた「経歴」というこ 日より昨日に経歴す、昨日より今日に経歴す、今日より今日に経歴す、明日より明日に経歴す」というのがそれであ る表現において次の如くにも示されている。すなわち「有時に経歴の功徳あり、いはゆる今日より明日に経歴す、今 く不連続性に着目すべきを言わんとするものと見るべきものである。かかる時間論の性格は、また「有時の経歴」 提しつつ、なお且つ「前後際断せり」とか「時時なり」と断定する所以であり、従ってまた連続性よりもむしろより多 く主張されていることに気付かざるを得ないのである。それが「前後ありといへども」とか「つらなりながら」と前 もっともこの文においては、特に明瞭に伺い得る所としてはむしろ時間の意識性の面で、意識の自在的性格に基 たとへば春のごとし、春に許多般の様子あり、 これを経歴といふ。外物なきに経歴すると参 学 す な

強調し、不連続の重要意義に着目させようとするものなることが知られるのである。しかし問題はこれで終ったわけ らである。 何 ではない。 .のためにそのような考え方が必要なのか、そうした意味あるいは価値の問題が改めて提起されなくてはならないか か ように道元の時間論は不連続 これに対して、 何となれば、そのように時間なるものを不連続として把握するということに如何なる意義があるか、また われわれの解釈に一つの重要な示唆を与えるものは「啓迪」の虚実の論である。そこには の連続として、その連続性を無視するわけではないのであるが、 より以上に断絶を

所以がそこに見られるのである。

て意識する所に成り立つもので、存在そのものはむしろ常に前後際断してその各時性を堅持するとの見解が、より強

両面 して むしろ実としての有を、そのゆえにまた差別性を見失うべきでないとする態度が感得されるのである。 その意味において時間の不連続性とは、より的確には断絶性と言うべく、 ず否定もできないものとして受け取るべく、それが存在の存在たる所以であり、実の実たる所以であるとするのが有時 思い合わすれば当然首肯できること(懺悔が宗教上重要意義を持つことは論を待たない所であり、 を誤らせる所以であることを根柢とした思想なることを物語るものである。 存在性をどこまでも肯定是認すべきをいうのであり、 はなり得ない のと見るべきで、 しかしその根柢は右のような差別性 主旨としては、 ではないのである。すなわち滅として無的性格を、 の実的意義で有時とは何よりもまず存在をその時節の上に独立して実有とするの態度なることが知られるのである。 妥当な向上が得られるものとは言い得ない。かように存在はすべてその時と共に実なるものとして、 たないはずのものであり、 を説くことは特に谿声山色の巻で有名である)で、 「時とはみな実にしてみな虚ぢや」となし(その前に)諸種の具体例を挙げているが、 第二の虚の面とは、 の差別性に徹することによって、 から捉えることが最も適切であるように思われるのである。 (いわゆる悪平等に陥り、迷いの自覚を伴わないこととなるから)わけである。むしろそうした実有と 後述するように絶対平等を性格とするもので、 もしそうした差別性が無視されているのならば、 存在はその各時性のゆえに他の時節から見て実有でない また実践倫理上で見てもそれは同様で、 (それぞれの存在をそのままに認めるゆえ)の自覚がそれを成り立たせているも 却って次の虚の面を成り立たせる所以でもあるのである。 懺悔とは自己の業因を無条件如実に認めることなくしては成り立 そのゆえにまた無差別性を意義づけようとするのではなくして、 それを無視したり、 是非や差別を超えた所に目標をおくものではあるが、 その実の面とは、 是非を是非としてその時の事実に立却しなけれ それは如何にしても宗教的な超越 しかもそれはどこまでも断絶であって断滅、 その認識を誤ったりすることはやがて実践 そのことは、 (そうした性格を中心として考えれば 存在はすべて時の存在としてその たしかに断絶の意味を虚実の 何よりもまず懺悔の意味を 道元もその重要性 ごまかしも利か 解脱の 有時の本来 原理と

徳川、 も認め得ないことを意味する。それが有(或)る時なのであり有時なのである。薪は薪であって灰でないと言われる はない。ある時は三頭八臂ある時は丈六八尺とは、その時節において肯定されるべき実有をその前後において必ずし であって、その各時において存在をそれぞれ独立させるのであるから、他時から言えばそれらは当然実在するもので すべてが虚ではあるが、論理的分析に従って虚実に分けたもの)ことを言うのである。時間は不連続であり刹那生滅 のもそれと同様で、そこに有時が現成公案と同義とされる所以が見られる。「啓迪」はその趣きを例示して、 明治は明治と、それぞれその時における日本の全部として前後の際断を言い、そのゆえを「虚にして現われ虚 徳川

意味される所以の大要は、およそ伺い得られるわけである。

みんな一時一時で、これが天地の常数じや」と結んでいる。かよな点からわれわれは、

その虚として

にして滅する、

がその実を断って虚となるには維新という一大活動が然らしめているのである。そうした点には何等触れられること うのはなぜであろうか。それは一応不合理と見るべきであり、 法位に住するのではあるが、実際としては両者間の断絶には燃焼という容易ならざる現象を媒介するのであり、 説明を経なくては落ち付かないものがあるのである。右の例示について言えば、薪は薪、灰は灰としてそれぞれその り人為的努力がこれにあずかって創造的なるがゆえである。にもかかわらず自然現象と人為世界とを区別なく取り扱 れば自然界における断絶は因果必然の自然法則に従うもので決定的であるのに対し、人事界には自由意志の介入があ の場合がある。 の宗教的特質を開示すべき所以の論理が潜在しているのではあるまいか。元来、断絶に関しては質を異に する 二つ なく直ちに断絶の意義が説かれているのであるが、しかしむしろその断絶を媒介する所にこそ超越 ろん前後際断・刹那生滅で宗教的主意は尽きるとも言い得ようが、日常的経験的な思惟過程としては、その間に媒介的 しかしなお入念に見れば、 それは自然現象としてのそれと人為による場合とで、両者は一応区別して考える必要がある。 右の如き考え方には実際的には重大な飛躍があることを見逃すわけには行 その不合理性のゆえに安易に考えれば真意を誤り悪平 ・解脱 か ない。 ・脱落など 何とな 徳川 もち

に居らず、

するものでないということである。むしろ大いに決断を要し努力精進する所ありとするも、

決断して決断を忘れるの趣きを言うのであって、「仏道をならふどいふは、

ここに注意を要することは、それが自然法爾として自然現象に擬せられるからと言って、

等に陥る 等に肯定されるべき所以を、 (異質的なものを同等に扱うから) 次の如く心理的自由において見出すべきものと思うのである。 結果となるものとも言ってよい。 われわれはそうした異質的なものを同

K **ら無いのと同然で、言わば自然現象と異る所のないものである。** 対して自己の内面に抵抗を感ずるか否かは必ずしも決定的ではない。 K うに自由が介入して人的努力がこれにあずかり、 すなわち自然物は自己の内的原因と外的助縁とに対して寸毫も抵抗しようとしない。 的な過程において、 予知されなかったため偶然と感ぜられるに過ぎないから)であるから、結局自然現象は因縁が和合しさえすれば必然 内的原因なるものが本来必然であり、 諸士の努力があり、将軍の決断があずかり、そしてそれぞれ人相応に抵抗が感ぜられたはずである。 るのである。 (または徳川明治) なる人事界とを同等に説く所以があることを知るべきである。 (それは歴史的必然と言われて自然的必然とは区別せられるべきもの)、人的には諸方面の自由意志が交錯し、 iţ 自然界の断絶は、 かか かように自由意志による決断と努力とを必要とすることはほとんど決定的であるが、しかしその決断や努力に わらず自然と一如なる趣きのものを心理的に実現することを意味するもので、 徳川が時代を断絶するには全体的(あらゆる条件を総合して)には自然必然が決定したもの と は 言 え いとも円滑に自己の断絶を実にするのが特色である。その円滑とは抵抗のないことを意味する。 上述のように因果必然によって実にせられる。 外的縁由は多く偶然がこれにあずかるが、偶然も一種の必然 意志の決断がこれを左右し、そしてそこにしばしば抵抗が感ぜられ いわゆる自然法爾で、 因果といっても詳しくは因縁和合であるが、その もし抵抗を感じないならば決断も努力も最初か 人間世界の断絶には、 そこに薪炭なる自然界と生死 それは自然現象では (後述する如く、 人間世界の現実 上述のよ 先覚

自己をならふなり、

自己を

な

自然

(放任)

主義を意味

しかもなお努力して努力

すべては一如の世界と言い得べきものである。換言すれば、実にして虚なるゆえに畢竟空であり、 ないのである。それは既に人為的努力というよりも、 衝動・欲望・感情等)に委せるのでなくして、あくまで習うのであり習練するのではあるが、 的自由)が必要であり、否むしろ実践が脱落させる趣きのものであって、 あるので)によるものと称すべきものである。ただその実践なるものが、抵抗から脱落していること(その点が心理 た虚を真に虚たらしめるものは実践的断絶(それは実践的自由として次に論考する所であるが、実際は不離の関係に 超然たる所、そこに虚が成り立つがゆえである。換言すれば、実の実たるに基づいてこそ虚が成り立つのであり、ま も見られなければならない。何となれば努力精進という内容的実質がなくては、勝義において超然たるを得ず、その って、そこに至れば何等の束縛もわだかまりも感じないはずのものである。そして、そこにまた実にして虚なる所以 むしろ自然の如くであり自然と一如の世界に悟入した境地であ そこに至っては実践も脱落も同時であり、 ただそれに抵抗を感じ 差別に即して平等

## 二、時間の現在性とその意義

を実現する所以であって、

有時の断絶的意義は結局そこにあると思われるのである。

も可能 殺もできないのであるが、 く P ては因果の系列であるが、しかしその因果とは実は因果が在るのではなくして、意識が感ずることによって成立する のなることに注意しなければならない。因果をもって認識のための範疇とするの論がある所以も決して偶然ではな 尽有はつらなりながら時時である。換言すれば存在は連続しつつ不連続である。連続とはその最も重要な意義とし 道元の時間論が意識的性格において説かれる所以もまた是認せられてよいわけである。意識性のゆえにまた超越 なのであり、 心理的自由が実現される所以でもある。存在はどこまでも存在であって、 因果は認識の型であり形式であるから、 その型や形式の性格が変れば認識の内容も変って 否定もできなければ抹

自己を自然性

(本能

らふといふは、

自己をわするるなり」との言は、ここにおいても思い合わされるべきである。

去的な必然に対しては超越が自由を可能にし、

あるから、 離れることはできない。 れたのである 由が開けてくるものと見られるのである。そしてそれが時間の断絶的意義であり、 然を認識し自覚することによって、 識は因果を離れることは出来ないが、 くるはずのものである(例えば苦楽を宗教的因果の範疇によって把握した場合と、 た場合とで全然異ってくるように)。 異時における存在の関連を意味する因果は当然自覚現象の要件として参与するはず)でもある。 それが意識の特質であり、自覚の要件(自覚とは自己における他との関連的知意識を言うので むしろその必然性を超えて存在そのものに着目し、 ただ、 しかしそれが同じく意識性のゆえに因果を超えることは可能である。 如何に認識の内容が変るとしても、 少くとも認識を要する限りは因 果 心理 科学的因果のそれによって把握 「的自由の根拠なることが知ら 存在の各 時性に生きる所に自 因果の必 かくて意 を

が、 みち現在の主体に係るものである。 は未来に向 人間界においても同様で、 面を見出すことが出来、 のである。 いるのと同様で、 識性の範囲を出な る所以のものは何か。 以上に対して時 しかしそのことは後述によって明らかなように、 もちろん前の心理的自由とても、 っても永遠に必然であるのに対し、 両者は互に密接不離に関連し合っているのではある。 蕳 から当然言い得ることで、 の現在性は、 われわれはこれについては特に根本的な性格として、 またそれによって考察理解に便しようとするものに外ならな 特に人間と自然との分れる所は、 如何なる意義を持つものであろうか。 過去は既に決定であって、 常に現在の意識において成り立つことは、 人間 従って現在性もまた心理的自由の根拠なることに のみは自 実践的自由が現在性を根拠とするとは言え断絶にもまたがって 現在から未来へ向ってのあり方においてであり、 由 その意味において必然的なることは自然界においても が開 かれているのである。 有時 ただその間におのずから特色付けられる二方 実践的自由の根拠なることに着目 の而今として、 V, それが心理的なるのゆえに意 その意味における自 元来自由なるものは、 常に現在 は相違が に集約して考え ない のである 自 どの (過

そのことはより多く心理的自由に関与するので)こそ実践的自由

が今としての特質を特に明瞭に示してくることが知られるのである。 な因果を選び採ることを意味し、そこに時間の不連続性を根拠とする所以が見られるわけでもあるが、同時にまた時 って、即今の主体的実践によって実現される所のものである。そしてその自由とは因果を断絶すること、更には新た

性を否定するわけではないので、ただそれに固着すべきでない所以を強調しているのである。時を流れとして観念す れば、 の而今なり。 未への方向を意味するのに対し、「時が来た」とか「やがて春が来る」などと言う場合はその逆方向を観念して いる 次第して考えられるのに対し、 かしそれはどこまでも時が流れとして在るのではなく、既に前述したように在るのは存在だけで、その存在との関連 きはよく仏教のそうした方面の特色を伺わせるに足るものと言ってよい。何となれば、仏教では時間の問題を三世と と明瞭と言わなければならない。道元におけるそうした思想の趣きは「時もし去来の相にあらずば、 と見られるのである。かように、時間の遷流性は意識との関連においてあるもので、本来固定的に在るものでないこ いを致せば容易に理解し得るであろう。すなわち時は流れであるとしても、その流れは考え方によって過現未ともな 言っても時間は一種の流れであり、しかも厳密な等速度をもつ等質的一方向的な遷り行きとして考えられている。 して考えるのが普通であるが、それは生死流転が世の習いとして迷妄の世界を決定づけているからである。 の根本的特色は、言うまでもなく連続性であるが、それは換言すれば特に流れとしての性格で、 からず、 これについては、もう一度時間の特質そのものから顧みる必要がある。 (永遠内の位置性における)において時間が成立するのである。そのことはまた、 また未現過ともなって、全然逆の方向が成り立ち得るからである。仏教でも十二支など縁起としては過現末と 飛去は時の能とのみは学すべからず」など言うによって伺い得るであろう。それは要するに、時間 時もし去来の相を保任せば、われに有時の而今ある、これ有時なり」とか「時は飛去するとのみ解会す 法の生起としては未現過と逆方向に考えられ、 時間が時間として一般的に観念される所以 常識的にも「世変り時遷る」 流れの方向性ということに思 遷流という言葉の如 上山の時は有時 の遷流

自由として区別して捉える所以は全く主体的な性格においてのみ言い得ることで、

えに未来に向って新たな因果を選ぶという自由が成り立ち、懺悔滅罪とか修行証得などの宗教性に意義が生じてくる 因果を肯定するゆえに因果を超脱し或は新因を選ぶ所以があることを示唆するからである。 てよいであろう。 のである。 そしてそれが宗教上の深刻な問題を生む所以であるが、にもかかわらずそこに自由が介在し、 在としての必然性に支配される面があり、 たそれを離れるとも出来ない。 ることは、 (いわゆる因果応報) 不落不昧の因果 むしろ現実生活には必須であり認識の基本条件であって、 何となれば、 面などがあって、 (道元もしばしばこれに言及するが) もまさにかかる点から理解せられるべきものと言っ ことにそうした遷流性のゆえに宗教が意義を持ってくるのでもある。 因果律はどこまでも無視すべぎものではなく、 ともかくも諸種の点において因果律の支配を脱し得られないのが現実である。 また環境的なものの影響や、更には自己の行為の結果を必然的 何人たりともこれを無視することは出来ず、 また無視し得ないものであり、 むしろその因果律のゆ 人間も自然的存 K 受 ける ŧ

それが常に現在なのであるが、そこに自由が介入すると考えられるべき性格のものである。(9) い 関連しての現在の自由という点)をも少し詳しく言えば、まず自然界には自由は無いが、 能なのである。 果を選ぶという自由のあることが知られるのである。そしてその自由は常に現在の主体的決意と実践によってのみ はなく、 の必然に外ならない。そのような意味からすれば自由といえども同様で、 れではなくして、「必然」という過現未への流れと「偶然という未現過への流れと、 要するに自由には因果の必然に居て必然を超えるの心理的自由もあるが、 偶然とは客観的には必然なるべきものを、主体の必然観念から漏れていたものを言うのであって、 切の心理現象がみな複雑な諸条件の関連から必然的に決定されてくるはずのものとなる。 かかる自由の現在性というものは、それのみの性格に着目するならば、 如何なる自由も客観的には必然でないもの 他面において未来の可能に向って別な因 まさに逆方向の流れの交わる 所 時間とはも早や一 偶然ということもあり得な この点(必然と偶然とに にもかか 言わば予想外 方向的 わらず な流

偶然もその点は同様である。

る所、 実になるのは常に現在だけである、人間は好むと否とにかかわらず、かかる必然と偶然という逆方向の流れの会合す その原因性を根拠として言えば過去からであるが、未知のゆえに未来からと感ぜられるもの)であり、 間的創造の世界が開かれてくるものと見るべきものである。そしてそれが、 的自由の意義と価値とがあるのでもある。否、心理的自由だけでなく、更に積極的には両者(必然と偶然)に対処し てはその必然のゆえに恐怖があり、その偶然のゆえに不安があるのであるが、同時にまたそのゆえに超越による心理 てその偶然とは、主体的には未来から現在への方向性の上に観念せられるもの つつ、新たな因果を選ぶという実践的自由もあるのであり、 その現在に置かれているのであり、従って必然と偶然から離れることの出来ないのは当然であり、 それに依って(それを離れては現実遊離となるから)人 道元から学び得る実践的自由の根拠たる (偶然は常に未知の原因によるもので しかも偶然が 場合によっ

時間の現在性の根本的意義であることを思わざるを得ないのである。

に転回 り、 証一等の精神と言ってよいであろう。 以であるから過去からの断絶なることは言を待たず、従って常に現在を行じつつ刻々に本来の自己を実現するのが修 ても未法肯定の時代思潮の中から立ち上ったわけであるが、ただ未法の世にもかかわらずそれを超える所以があるこ らない。未法否定の論も、 に期待しないのであるから、 とを説いたのである。(その意味において未法否定説というよりも未法離脱説という方が適切であるが)。 2.出来る。第一は修証一等の理論根拠としてであり、第二は未法否定の原理としてである。修証一等とは証得を未来 以上のような現在性の意義が、道元の思想の上に発揮される重要な場合として、 又はそれを無視しようというのではない。むしろしばしば世の末であることを言うのであるから、 して独自の解釈をしたことは、 それと全く同じ論理に基づくものと言ってよい。未法否定と言っても完全に否定し尽した それは未来からの断絶であり、 上述の如き現在性の理論根拠からして当然首肯せられるべき思想でなくてはな 有名な道元の「時節若至」の論(仏性の巻)において、未来への連続性を即今 一面修行本来の意味が実践によって新しく仏因を選ぶ所 われわれは次の二つを挙げること やはり道元と 「大乗実教

5

等の立場からは常に今が始まりで、 である。それは「すでに修の証なれば証にきはなく、証の修なれば修にはじめなし」(以上弁道話の巻) には、正・像・末をわくことなし、修すればみな得道といふ」と記述しているように、修することによって超えるの て未法否定の論理は修証一等と共に時間の現在性を根拠として、実践的自由がこれを実にして行くはずの思想性格で 従って世が末との観念は無意味となることは理の当然でなくてはならない。 で、 証

あることを知り得るのである。

註 î (?)これは五教章に言う所であるが、なおその復古記に「時は法に依て有なるを以て、花の開くを見て是れ芳春と 知 婆沙論(巻七、十六)に、世(換言すれば時間)と行(換言すれば法で、存在の意)とを異るとするを邪見とし て 退 け、 「世即行、行即世」との見解を正説として説いている如く。

春に許多般の様子あり、これを(春の)経歴といふ」と説いた点と比較して考えれば、その間の消息は一層会得し やす い

(草木の繁茂盛大)は是れ朱夏などとするが如し」と註解した点を、有時の巻の「(時の)経歴は、たとへば春のごとし、

り

無でもよいが、存在に対する「空間」に擬して言えばむしろ空が適当であろう。あるいはまた時間的なもののありなしをそ の中で決定する意味からすれば、仏教的には有無を超えた概念としての空という風に考えてもよいであろう。

3

- 4 この「われ」については、「時」の意とする説と「自己」の意とする説との二説がある。しかし有時の巻全体の主旨か ら 言 界に対立する自我的な自己でなく自他一体を自覚する自己なることを示唆し、開解や啓迪もほぼ同じ主旨に解している)。 えば、時間を主体的性格において説くものゆえ、「自己」の意と解する方が妥当と考える。(経豪抄は「仏法の我也」とて、外
- 経豪抄の「ただ我が尽界なる所を、排列とは云ふなり。尽界の頭々物々を時々なりと觀見すべしとは、尽界と時とが、各別 の法にあらざる所がかくの如くいはるゝなり」との註解参照(各別の法にあらざる所とは融即一如の意)。
- 6 でこそあれ、念又身にはなれねば、念々具足してゆくべくは、過去も今時なるべし、未来も今時なるべしと云心地也」と釈 意味としては経豪抄に「我をして過去未来現在を念ぜしむると云は、過去と云も未来と云も、今時の人が念をやるばかりま しているのが最も傾聴に値いするものと思われる。 「令"我念"過去未来現在"」の典故について、参註は法華経の類似の文を揚げているが従うべきものであろう。

(7)啓迪には「有時の住法位を経歴と云はるる」と明言している。 (8) 小論「道元における現成公案の基本性格」(「研究紀要」第七集)参照。 (「道元の時間論とその意義」 六三頁に続く)

(9)現在性の意義については、一般には過去を担い未来を孕む永遠の現在として考えられるようである。道元の時間思想におい となれば、過去を担い未来を孕むとは自己の充実を意味することになるが、道元にあってはむしろ自己を空ずることが意図 ても、必ずしもそのような場合を否定するわけではないが、それ以上の論理を含んでいることを知らなければならない。何

えに現在を充実させる意味(止揚された充実)であり、活発々地の全機を現成する所以であると見るべきものであろう。 んでの仂きであるが、道元はそれすらも退けて現在そのものにのみ止まろうとするものである。むしろそれが空ずるものゆ 過去性から離脱(過去を担うのでなくして捨てるのである)して、自己を新出発させる意味があり、そしてそれは未来へ臨 されての論であるからである。歴史的現実からすれば一切の過去は現在を充実する所以ではあるが、主体的な現在としては

# 宋廷の封賜から見た媽祖信仰の発達

¥

献

璋

が、また、歴代官府の、舟師及び遭運に対する要求と施策とが、直接あるひは間接に影響をしてゐることを見逃がす 守護神となり上ったものである。これは、固り航行の安全を祈願すべき沿海の水上生活者の信仰が進んだのにもよる ことはできない。而して官府の態度は、 媽祖は福建の莆田縣下におけるささやかな一郷土神から、南宋の間に俄かに發達し、元代に入って忽ち全國的航海 朝廷の封賜や祭祀に端的に現はれるので、封祭記録を資料として媽祖信仰の

#### 宋会要に見える媽祖の記事

消長を解明して見たいと思ふ。

引いてある莆田比事、及び霊恵妃に封ぜられた時の制酷などである。中につき、宋会要はもっとも信頼できさうに思 はれるが、編纂物の弱点を持ってゐるばかりでなく、現在の稿本はそれが引用されたのを更に書きぬいたものである る。と次のごときである。 といふ成立過程を考へると、 宋代の封賜記録を留めた文献資料で、いま手にし得るのは、清末に永樂大典から輯録された宋会要と、 利用する前に綿密な検討をせねばならぬ。そこで、宋会要に見える媽祖の記事を摘出す 白湖廟碑を

先づ、その禮二〇之六一神女祠の項に、

ないことゝ推察せられよう。

夫人。孝宗乾道三年正月加封霊恵•昭應•崇福夫人。 莆 田 [縣有神女祠。 徽宗宣和五年八月賜額順濟。 高宗紹興二十六年十月封霊恵夫人。三十年十二月加封霊恵 昭應

また、禮二〇之五一張天師祠の項に、

濟侯。 廟中寧海鎮順濟神女廟霊恵夫人。 在福州福清縣。 土地亦有祠於眞人廟內。因霊應、併及封焉。孝宗乾道三年二月加封保禧•妙應•普佑眞人。夫人即本縣順濟廟神女也。本廟自有封。羅山 在蒲田縣岩潯山江口奥、(莆) (澳) 紹興三十年十二月加封霊恵・昭應夫人。 漢天師張氏別祠。 保禧眞人::::紹興三十年十二月加封妙應二字。 并廟中羅山土地。 紹興三十年十二月封威

それから禮二一之三一順濟廟の項に、

を批判する。 とある三ヶ條である。 淳熙十二年二月 在興化府莆田縣白湖、 加 瞥しただけでもそれ自體に矛盾を含むのや、 封霊恵•昭應•崇福•善利夫人、 霊恵•昭應•崇福•善利夫人。 霊恵•助順妃。 紹興四年十二月封霊恵妃。 相互間に齟齬してゐるのが見えるが、 嘉定元年八月加封霊恵•助順 寧海鎮神女、 • 顕恵衛 霊恵•昭應•崇福夫 次にそれ

例へ ない。 自有封」 女廟…」の前へ來るべきを入れちがったものと思はれる。 廟神名に入れられたので、紹興三十年に昭応を加封されたことだけ記してゐる。 年に崇福を加封されたとある。張天師祠の寧海鎮順濟神女廟霊恵夫人の方では、 宋会要に載 ば最後の「乾道三年二月加封…普佑眞人。」 すなわち、 の注文に徴しても省略したのであって、 せられ 神女祠の項では宣和五年「順濟」 た媽 祖記事 は、 祠廟 か祭神の名を除けば、 記事の作られた時期は乾道三年のことに及んでゐる神女祠のと大差 の一句は張天師の事蹟に属するので、 廟額を賜り、 さすれば、 たゞ封賜の年月と封號とを簡単に列擧 紹興二十六年に霊恵夫人、同三十年に昭應、 媽祖の昭應以後の加封を書かないのは、 この項の記事には錯乱があるらしく、 「順濟」 本來なら「廟中寧海鎮順濟神 廟額と霊恵夫人の封號とは してゐるに過ぎ 乾道三 「本廟

妃に封ぜられたとあり、また寧海鎮神女の霊恵•昭應•崇福夫人は淳凞十二年に善利夫人、 霊恵•助順妃、

|顋恵衛妃に加封されたところまで書いてゐる。しかし、この項の記事にも、例へば霊恵 「妃」の加封が紹興四年十二月 とあって、却って霊恵 「夫人」 に封ぜられた紹興二十六年より早くなるのは、 宋代封賜の順序に合はぬし、 樓鑰の

べく、嘉定元年の「顯恵衛妃」といふ封號も、 なほ、淳熙十二年二月の加封は勿論一度に霊恵と助順とを加封したのではなく、助順の加封年月を抜かしたものとす 「霊恵•昭應•崇福•善利夫人封霊恵妃」なる制酷に照しても誤であるのは明白なので、紹興は紹凞とすべきであらう。 「恵」は衍字であって、実は「顯衛妃」が正しからう。ざっと見ても

これだけの問題が指摘できるのである。

少し後のことについては、咸淳臨安志やそこに引かれてゐる丁伯桂の順濟聖妃廟記、及び至正四明続志に引く程端学 の霊慈廟記などを中心にして、関係文献を参照しつゝ、宋代の封賜の性質を順次にたどって行く。 そこで、右宋会要の媽祖記事を樓鑰:封霊恵妃制酷と李俊甫慧輯:莆田比事と陳巌孫:仙溪志の諸資料と対比し、

# はじめて「順濟」廟額を賜った経緯

べての資料が一致してゐるところである。すなはち、宋会要の禮二○神女祠の項に、 媽祖の、朝廷から受けた最初の封賜が「順濟」といふ廟額を賜ったことであるのは、 いま挙げた文献をはじめ、す

莆田縣神女祠。徽宗五年八月賜額順濟。

二十一の白湖「順濟廟」は敕賜の廟号を採って廟名にしたものである。)宋会要が神女祠の項にだけ「賜額順濟」の件を 記して、江口の張天師別祠及び白湖の順穧廟に全然それに触れなかったのは、順穧の神女祠に対して賜ったことを示 と見え、同じく張天師祠の江口奥別祠に併祀せられたのは 「寧海鎮順濟神女廟霊恵夫人」 と なってゐる。 (ま た 禮

嘉定元年に

の筆に成る「封霊恵妃」の制酷に、

唆するものである。事実、 この点からもさう断ぜられよう。 て見なければならぬ 宣和五年の頃は、 しか ڔ 廟額を賜るに至った経緯についてはいろいろの疑問があるので、 元佑丙寅にできたといふ寧海聖屯の外、 どこにも祠廟が なか っ それを考 たので、

順 濟 廟額を賜った事由につい て、 莆田比事巻七の「鬼兵佐國、 神女護使」 の條に、

濟。 使還奏聞、 特賜廟號 順 濟

湄州神女林氏....今湄州·聖屯•江

П

宣和五年路允廸使高麗。

中流震風、

八舟溺七。

獨公所乗、

神降于檣、

安流以

一の順濟聖妃

路允廸の高麗出使を庇護した功によるとしてゐる。 同じ系統の資料から出たと思はれる丁伯桂

とあって、

廟記にも、

曰 宣和壬寅、 「順濟」。 給事中路允廸載書使高麗。 中流震風、 八舟沈溺。 獨公所乗、 神降于檣、 獲安濟。 明年奏於朝、 錫廟 額

てずっと承けつがれた。 とある。また降っては、 白湖の廟を詠んだものと推測される黄公度:知稼集 程端学の霊慈廟記にも殆どそれを抄襲した記事が見えるやうに、 「題順 濟廟」 これらは媽祖の霊験譚とし の詩に、

とある「已に死して猶ほ能く國功を効す」の句は、 ···平生不厭混巫媼、 已死猶能効國功。 ……傅聞利澤至今在、 千里危檣 信 風

國功と云ひ得る性質の顯跡が通信使の庇護以外にないの

樓鑰

居白湖 而鎮鯨海之濱、 服朱衣而護鶏林之使。

の近さ、彼と白湖廟の創建に地券を提供した陳俊卿との親しさから推して、 と書いてゐる 「鶏林の使」 も路允廸のことに違ひないこととから知り得られる。さすれば黄公度の生存年代と宣和と

右霊験譚は賜額当初からまつはつてゐたと推測せられる。

当然媽祖の事蹟に詳しかるべきはずなの

しからば、使舟に顕霊した話は事実と認められようか。まづ路允廸の高麗行について、徐兢の宣和奉使高麗図経

四海道一の招寶山の項に、巻第三十の招寶山の項に、 慰而行。 宣和四年壬寅春三月、 遵元豊故事也。 五年癸卯春二月十八日壬寅促装治舟。…〔三月十四日〕解舟出汴。夏五月三日乙卯舟次四 詔遣給事中路允廸・中書舎人傅墨卿充國信使副往高麗。秋九月以國王俁薨、 被旨兼祭奠弔

…十六日戊辰神舟発明州。十九日辛未達定海縣。…二十四日丙子…以次解発

発ったのである。 られたので、その祭奠弔慰を兼ねて行く旨仰せつけられ、 と記してゐる。 路允廸は宣和四年の三月に国信使として遺はすことを詔されたが、 また同図經 港第三十 禮成港の項に、 翌五年五月十四日に汴(開封)を出て、二十四日に定海を 出発前の九月に高麗王の俁が薨ぜ

….及囘程、 以七月十三日甲子発順天館。十五日丙寅復登大舟。・・・・〔八月〕二十二日壬寅望見中華秀州山。

二十七日丙午過蛟門望招寶山。午刻到定海縣

撼。 いて、 った外は、たゞ往路の方に属すべき黄水洋の項に、 とあって、帰りは七月十三日に高麗から出発し、 舟中之人吐眩頭仆、不能自持十八九矣。」「颭動颺摇、瓶盎皆傾。一舟之人震恐胆落。」 といった程度の風波に遇 時間と空間の記述の錯乱した海道各項をたどって見ると、往きは蓬萊山・半焦洋において「噴豗狗湧、 翌八月二十七日に定海へ帰着してゐる。そこで途中の航海状況に 舟楫振

黄水洋即沙尾也。 :: 比 使者囘程至此、 第一舟幾遇淺。第二舟午後三福併折、 賴宗社威霊、 得以生還。

と書いてゐる。 帰路も禮成港の項に

と云ってゐる難に遭っただけで、乗員にも乗船にも損害はなかった。従って莆田比事などのいはゆる「八舟のうち七 八月〕二十一日辛丑過沙尾。午間第二舟三副毯折、 夜漏下四刻正柁亦折。使舟與他舟皆遇險不一。 方信仰を取上げたのは何故だらうか、

まづ思ひあたるのは、

徐兢の断髪哀懇したのとは別に、

第二舟の船員たちが祈

が溺れ、 たど、 霊驗譚は後に至って任意に誇張し敷衍したものと思はれるので、 独り公の乗る所は神が檣に降りて流を安んじ以て濟らせた。」 右を以て直ちに封賜事情を否定すべきでない 云々の話は事実に反すること云ふまでもない

の は当然であらう。 按ずるに、 徐兢は黄水洋で難儀したときのことを高麗図經 九海道六 禮成港の項

比者使事之行、 臣窃惟海道之難甚矣。 第二舟至黄水洋中、 以一葉之舟泛重溟之險、 三柁並折。 而臣適在其中、 惟恃宗社之福、 與同舟之人断髮哀懇。 當使波神効順以濟。 不然則豈人力所能至哉。 祥光示現。 然、 福州演嶼神

亦

前期顯異。 故是日舟雖危、猶能易他柁。既易、 復傾搖如故。 又五書夜方達明州定海

と書き、 福州演興神の顯異を感謝してゐる。演興神とは福州奉谷里に属する東方海上にある演興の昭利廟を指すが、

梁克家 :三山

志巻八によると、

渉海遇風、

祷而獲濟。

帰以聞、

詔賜廟額

「昭利

之急、 昭利廟。 死當廟食以慰生人之望。 東瀆越王山之麓、 故福建觀察使陳嚴之長子。 既没、果獲祀連江演嶼。 本朝宣和二年始降于州。 乾符中、 黄巣陥関。 公…慨然謂人曰:吾生不鼎 民遂置祠今所。 五年路允廸使三韓 食以濟朝廷

しくはもっと一 とある。 際して途すがら宣祝した定海の淵聖広徳王祠の東海竜君か、 しかし遭難に当って徐兢が髪まで断って哀懇した対象は、 般的権威のものでなければなるまい。 にも拘らず、 使者が請祷するのを例としてゐる梅岑の霊感観音か、 それを示さずに、「然」と転捩して演興神 当然公認された波神の類であって、 例へば出発に ٤ いふ P 地

願し 髙 た郷土神ではなか 麗図 経 四海道一 客 ったかといふことである。 舟 先期委福建兩浙監司 の項

舊例:

毎因朝廷遣使、

顧慕客舟……

69

とあり、また葬州可談や夢粱録などの記事に徴してもわかるやうに、宋代以来、 福建の造船と福建人の舟師は航運上

の主要な位置を占めてゐた。而して同じく図経に

每舟篙師•水手可六十人、惟恃首領熟識海道。善料天時人事而得衆情。故、一有倉卒之虞、首尾相應如一人、 則能

が、天妃宮碑集巻五に、 が多い。従って、 じみの神々に祈り、同運命の官員にも詔介したため、媽祖が知られるに至ったと思はれる。海道の研究に著名な丘濬 に福州人がゐたとすれば、 と述べるごとく、 上述の演興神が使舟の遭難に率然現はれたのは福州周辺の舟師がゐたと考へる外なからう。 いざの場合に呼吸を合はしてそれを乗切らねばならぬ舟人は、同郷の者が組になって乗りこむこと 他の船に莆田地方の舟師が乗込んでゐたとしても可怪しくないので、 彼らが遭難の際にな 第二舟

と云ってゐるのは、閩商に限ったのを疑問とするにしてもさすがに一見識であると云はねばならぬ。 宋宣和、 中朝遣使于高句驪。 挾閩商以往。 中流適有風濤之変、 因商之言頼神以免。

濟。」 允廸の奉使とは無関係であったことを断定してゐる。 ら汴京までの路程を考へると時間的にをかしいから、愛宕松男氏もその天妃考の三にこれを指摘して、順穧廟号と路 顕霊の事跡についで問題なのは、 と賜額を八月のことゝ明示してゐるが、路允廸の使舟は八月二十七日の午後漸く定海に帰着したので、 順擠廟号の封賜年月である。宋会要の神女祠の項には 果してさうであらうか。 「徽宗宣和五年八月賜額 定海か 順

べて、 封賜の年月を考へる前に使官の祭祷を調べて見ると、高麗図経 四海道| の招寶山の項に、定海を出る時のことを述

先期遣中使武功大夫容彭年建道場於總持寺。

七書夜仍降御香、

宣祝於顯仁•助順•淵聖廣徳王祠。

二十四月〕

(422)

使者の祈祷するところとなっでゐたので、

四

[年に王襄が

加封を奏して風雨神祠が建てられた。

以次解發。中使關弼登招寶山、焚御香望洋再拜。

海を涉るとき風に遇ひ、 に加封を奏請すべきを声明することも少くない上に、 づれも帰着港で天妃に祭告してゐる例に照してもさう推察せられる。さすれば、さういふ時に神の効霊を讃へると共 る。 0 いては、 行事から推しても、 宝陁院に霊感観音を請祷するといふ次第であった。 勅 宣和五年の八月に廟号を賜ったとしてもよいわけである。 これは元代の遭運が直沽に抵る毎にその場で海神を祀り、明初に西洋へ使ひした鄭和や爾後の琉球冊封使らが、い |使が招宝山に御香を焚いて東海に向って航海の平穏を祈った。また梅岑においては、 朝廷が 宋会要の禮二〇の東海神祠の項に次のごとき記事がある。 勅使を豫め遣はして道場を建て、 定海に勅使か、 祷って濟を獲た」ので詔して廟額を賜った、 その任務を委ねられた者かが待機してゐて神々に安着を祭告謝恩をしたはずであ 七昼夜も御香を広徳王祠に降して宣祝を為さしめ、 図経 神の封賜記録は奏請の年月をそのまゝ書込まれることも多い 十九の海道六は帰着の記事で終ってゐるが、巻第三の海道六は帰着の記事で終ってゐるが、 況して演興の昭 としか出てゐない 利廟には が、 「五年路允廸三韓に使ひ 国信使自ら三節人を率ひて 前述定海の広徳王祠に 解発の 出 発のときの 日にも、 别

広徳王祠 順 淵聖廣徳王。 在寧波府定海縣。 は 元豊元年に 仍令轉運判官監葺廟宇及建風雨神祠。 海神助順廣徳王祠 奉使高麗國信使安驁が奏乞して祠を立てゝ後、 ····大觀四年六月國信 宣和五年八月風神封寧順侯。 使王 襄 崇寧二年に劉達が奏乞して道士を置き、 言 海 一中遭 風、 雨師封寧濟侯 祈祷護應。 願 増 王 號。 詔 大観 加 助

たなくならう。 ない。 しからば、 それにも五年の八月と見える以上、 媽祖が同じく八月に廟額を賜った点に対する疑問は自ら成立

宣和五年八月風神雨師に賜った封号は、

路允廸らを庇護したによること疑

専ら高

路允廸らも出発前にそこで七昼夜の宣祝をしたやうに、

. 71 (

# 靈惠夫人」を加封された紹興の情勢

南宋は金と対峙状態にあったので、常に敵が水軍を以て海上より一挙に南下し、背後を衝かれることを警戒せねばな 順 を賜った後、 紹興末年まで約三十年もの間、 媽祖はずっと加封されなかった。その理由を考へるに、 当時

らなかった。それで建炎以来繋年要録 巻五 〔紹興二年五月〕王午、詔泛海往山東者行軍法。諜報劉豫於登密淮陽造舟。論者恐賈舟爲偽地所拘、 則棉工•柁師

悉爲賊用。 故有是旨

る。 止したのである。 と記すやうに、 劉豫の船を造ることが傳へられるや、商舶を拘せられ技術者を利用されるを恐れて山東への渡海を禁 同書は、 紹興四年に舟人林貴が膠西において危く商舶を戦艦に編入されようとしたよしを伝へてゐ

繋年要録 五十 の紹興十三年十二月の末尾に、湯鵬挙の議によって附入せられた

而閩廣諸郡多不舉行。於是、泉州商人夜以小舟載銅錢十萬緡入洋。

舟重風急。

遂沈於海。 官司知而不問

申厳淮海銅錢出界之禁。

とある記事によると、 銅銭の搬出をも厳禁したことがわかる。 また同書 六十三 に

〔紹興二十二年〕八月戊子、上謂大臣曰:比、累禁私商泛海。聞泉州界尚多有之。宜令沿海守臣常切禁止。 毌致

守倅巡尉抵罪。 興二十六年の条には「五月甲子、 と見え、 とある。海に泛べて北へ行くことは勿論、界隈を出ることさへ厳禁したので、航海を保護する媽祖が奨励されなかっ 皇帝が「累ねぐ〜私商の海に泛ぶを禁じたが泉州の界に尚多くこれありと聞く。」 云々とある。 從之。」とあり、 同 八十一二十九年の条にも「二月己丑、詔海商假託風潮、同 巻一百二十九年の条にも「二月己丑、詔海商假託風潮、 都御史中丞湯鵬擧乞申厳福建•廣東沿海銅錢出界之禁。犯者盡數給賞。檢稅官除名; **輙往北界者、** 同 依軍法。J 七十二紹

たのはそのためと解せられよう。

紹興末年の封賜は先づ宋会要の神女祠の項に、

高宗紹興二十六年十月封霊恵夫人。

福 が、具体的ではない。宋会要の禮二○の神祠記事を見ると紹興二十六年の加封がかなり多く、 叙所置本末、 ŋ によらず、 てゐない。八閱通志に引く元の倪中:弘仁普濟天妃宮の記には「紹興間、 と見える、寧海神女祠に対するものである。これは丁伯桂:順濟聖妃廟記にも :清県の昭應廟も「紹興二十六年賜今額。」とあるのと、「郊典を以て封ずる」の語から推して、 郊典とは宋会要の禮二()に「哲宗紹聖二年十二月二十三日尚書禮部侍郎黄裳等言:乞紹天下州軍籍境内神祠、 媚神に加封したものかとも考へられる。 勒爲一書曰某州祀典。從之。」 に謂へる祀典のことだらうが、例に反して加封を受くべさ勲功が書かれ 有司以霊應聞于朝、 「紹興丙子以郊典封霊恵夫人。」とあ 同治福建通志 瓊廟 に 封霊恵夫人。」とある 或は明確な霊験事跡 略

×

霊恵夫人に次ぐ媽祖の封号は、

同じ宋会要の神女祠の項に見える、

である。昭應は宋会要の張天師祠の項を見ると、江口奥の張氏別祠では、主神の張天師も「紹興三十年加封妙應(湊) 〔高宗紹興〕 三十年十二月加封霊恵•昭應夫人。

とあり、 順濟神女と共に併祠されてゐた羅山土地も「紹興三十年十二月封威濟侯。」とあるので、江口の祠廟に対し

0

てなされたことが知り得られる。丁記はそれを紹興丙子の次に、

上其事、 と説明し、 逾年、 封霊恵·昭應夫人。」と敷衍してゐる。八閬通志ではこの封賜を紹興二十九年としているが、 程記には更に分りやすく「〔紹興〕三十年海冦嘯聚江口、居民禱之。 江口又有祠。祠立二年、 海冦憑陵。効霊空中、風揜而去。 州上厥事、 神見空中起風濤煙霧、冦潰就獲。 加封昭應。

(425)

泉州 逾

多分丁記の

紹興末年は金人の南侵がくりかへされ、宋も防備怠りなかったが、特に三十一年の膠西における海戦は名高い。建

今惟患兵少。 續宋編年資治通鑑 巻七 の紹興 三十一年十月の条に 「兵部侍郎陳俊卿奏言 :… 又王師分戍長江巨海、 を造り、 舟已出海口、相距止一山。…丙寅、風自南来。衆喜争奮。引帆握刃、俄頃過山。…虜鶩失措。…虜帆皆以錦纈為之。…寶 以保衡為統軍使浮海来寇。 炎以来朝野雑記 邊防二 に李寶膠西之勝として、 師を募るべきを奏言したのを、李宝に命じて措置せしめたので、福建の舟師も入ってゐたことがわかる。淳熙三山志 命以火箭射之。…延焼数百艘。…脱甲而降者三千餘人。」と記すのがそれである。海陵王が姦民の献議によって船舶 版籍類五の海船戸の項に、 三十一年の秋に臨安へ攻入らんとしたのを李宝が舟師を率ひて先制攻撃を行ったのである。 宜於閩廣厚賞以募舟師。 此皆不可緩也。 朝廷…命浙西副総管李寶駐江陰以防海道。……冬十月遂引舟師至密州膠西県石臼島。時、虜 「海陵之世、 於是、 上乃命李寶措置舟師。」とあって、 淮浙奸民倪荀•梁•簡等、至北地献議造舟。……辛巳秋、 陳俊卿 その舟師 備衆而隙. が関廣の舟 は

一百五十七隻分三番起発。盡抵平江府。是歳膠西之役焚虜船六百餘隻。 ……紹興二年、沿海制置使仇念奏:福建合雇募海船五百隻。…至明州定海。…十九年括福清縣船二千四百三十四 侯官縣船三十五隻。 及諸縣船戸、各籍定姓名。……二十九年師司奏:船…率十隻歳拘三隻。……三十一年當番船 向所募首領多獲奇功。

護神も一役演ずるのは當然であらう。 とあり、はっきり関船の応募と、膠西に奇功を立てたことを示してゐる。福建の船隻と舟師とが活躍すれば、その保

٤ これを考へるよすがとして、福建人の宋室に対するはたらきと表裏をなす福建諸神の顯霊事例を二三提出して置く 莆田比事巻七「鬼兵佐國」の項に

顕寧公、 初封佑民侯。廟在迎仙驛左。熙寧五年闌兵戍熙河。 神現雲端率鬼兵佐國。 蜚蜂数萬螫敵陣。 遂大捷。 とあるやうに、

景炎元年に建てられた鄭子清: 涵江霊頭 廟記碑に

建炎初、 莆山 Ш 里 奇 偉:: 人観察使陳公淬宣撫淮 地 霊振洩。 要其土地之著、 南。 **冦聚於垣、** 勲勞定國、 師環其境。 祥祉及民。 天戈所向、 自湄州妃母而後、 空中時見陳将軍神旗前導。 涵江陳侯又其 冦鋒披靡! Þ 者也。 卒能

獲救。 援保釆石、 神與 人有力焉

閩 宝宝 記書 泉州府恵安県、 青山霊應廟に

神蹟。 問はぬ。) 神張梱、 録功上 三國吳将也。 聞。 制入祠典。 宋建 進封霊恵侯。 炎間釆石之戦、 賜廟額 談應。 人見大旗上題張将軍 (この記事には宋会要の 禮 姓 名。 時 虞允文訊青山土人之従軍者、 と齟齬する所があるが、 得其 まは

また、 朝 廟とに見える、 野雑記 高宗を救助したといふものには、 巻二十 二十 釆石を援保した戦とは、 . の 「虞丞相釆石之勝」 建炎以来繋年要録 卷一百 龍渓白礁の大道真君と斎 の紹興三十一 田 『黄石の 顕 透劑 年十一月甲戌から丁丑の各条、 とが ある。 そのうち霊 頭廟 及び と霊應 同

迎敵。 築壇 極不平、 辛巳……十 …翌日南渡。 金主自以紅旗麾舟絶江而来。 故遂盡為官軍所殺。 月甲戌、 丙子并甫将至釆石。 〔葉〕審言至建康…命并甫 …丁丑并甫命戚新引舟師直抵楊林河口。 先是、 道聞之:…士皆願死。 諸将盡伏山崦、 允○ 文虞 馳 至池州趣顕 虜未之覚也。一見大驚。欲退不 於是統制張振…等列于江岸…而以海鰍船載精1 忠交権軍事。 虜見舟無帰路、 ·海陵··将自釆石濟。 於下流縦 गु 虜舟皆旋為之。 火自 兵駐中 乙亥臨江 底 流

が江 のであって、 「辛已之秋、 |北に至って民舩を掠めて擠らんとした云々と言ってゐる。 牙斯寇邊。……掠木縣估客之牒、 福建舟師の貢献の多かったことは前引郷土神の顕霊記事からも推測せられる。 π斯寇邊。····掠木緜佑客之鰈、登長年三老之鮾、并進半濟、其気己:虞允文が東釆石から南渡しようとした金主亮を郤けた戦役である。 これに反して、 其気已無江壩矣。」とし、 宋軍の蒙衝 楊萬里の誠 海鰌諸 しからば、 齋集 舶が 十巻四四 その後席に逆亮 海鰌 何故に関係深 南 |方福 賦 建 E の

き媽祖が却て取上げられなかったであらうか。

膠西と釆石との戦勝における神助については、 文献通考半三郊社十六に封贈記録がある。

界也。 乾道五年太常少卿林栗言:…如東海之祠、但以萊州隔絶、 紹興辛巳虜人入寇、李寶等大捷於膠西。是時神霊助順…於國有功矣。欲乞…参照南海已封體例、特封…八字 不曽…時祭。殊不知通泰・明越・温台・泉福皆東海分

王爵。…詔従之。

とあって、李宝らを助けた東海の神に封祭を詔してゐる。同じく、

乞増封、 漲、截断不得渡。以為水府陰祐。…乞詔禮官…依五嶽例、 、紹興〕三十一年知樞密院事督視軍馬葉義問言:…比・虜寇進逼江上…謀開第二港河。…施工累日。一夕大風沙 遺官精潔祭告。…太常寺言:欲特加贈…建廟・賜額…。帝號一節…別議。 峻加帝號。令建康守臣擇地建廟。其金山•釆石二水府、 …従之。

て重ねて加封を奏請することができないので、さうなったと思はれる。 海神に含めて考へられたからであろう。また地方においては、すでに詔興二十七年に加封されてゐるので、原則とし 将官にとっては現地において直接の霊験を受けた神でもなく、独自の権威については直ぐ東海之神などゝいふ一般的 とあって、 

# 孝宗以後の厚貺と「蠶璽妃」への改封

孝宗朝の加封は宋会要の神女祠の項に、

孝宗乾道三年正月加封霊恵•照應•崇福夫人。

祠なる項に「舟師詣崇福夫人廟求救護。」と見え、 とある。 この加 封の記事は神女祠にだけあるので、 いまの脊禧にあった祠を崇福夫人廟と書いてゐるが、それに加へ それに対するものかと思はれる。 洪邁:夷堅支戍 | の浮蟻妃 寧海

鎮神女、

淳熙十二年二月加封

湿恵

昭

應

崇福

善利夫人。

たものとは断定できな どけて、 い 丁伯桂 : 順濟聖妃廟記には、昭應に 加封され た紹興三十年に白湖の廟ができたことを記

時疫。 神降 日 去潮丈許 脈 有甘泉。 我為郡民續命于天、 飲斯泉者立痊。 掘泥坎、 甘泉湧出。 請者絡繹。 朝飲 夕

**甃**為井、 號聖泉。 郡以 聞 加封崇福

ある。 。 化 官兵不能捕。 といって、 「乾道三年興化大疫。 「廟前に 府 莆 程記には白湖廟創建の 田 縣 .至らせて就擒す。」 の条に、 白湖廟に賜ったものとしてゐる。 神迷其道、 神降曰: 俾至廟前就擒。 の 記事がなく、 廟がどこであるか 去廟丈餘有泉可 封霊恵 江口廟の霊顕の項から直かに続いてゐるので、 程端学の霊慈廟記は丁記を敷衍するのが主であるのに、 癒。 ٠ 昭應 、ゞ明瞭 居民掘斥鹵、 • 崇福夫人。 ĉ *ts* 0 丁記 甘泉湧出。 と書き、 の い はゆる聖泉は、 飲者立癒。」 崇福の加封を後者であるやうに繋げて 文中 八閩通志十一地理山 ځ ل 「廟を去ること丈餘 また 「又海冦作亂 これだけ Ш ľξ の 興

霊 恵井 F 神示一井、鑿 在白湖之側。 鑿而飲之、無側。環境斥土。 無不癒。是藏封霊恵。故名霊恵泉。。而井居其間。舊記云…時疫、有夢

٤

は何であるかど分らない以上、 順濟廟」 いう霊恵井に擬せられさうだが、「是歳に神始めて霊恵に封 の項にこの封賜が書かれてゐないので、 判断しかねよう。 加封の対象と記事の 早くから混乱が起ってゐたのは事実である。 ぜらる。」 在り所とに が 丁記 と齟 あまり狂を見出さぬ宋会要の、 齬 するのを措 旧 白湖

くとし

ても

記

ع

崇福 の次に加 が封され たの は 宋会要の 順 透濟廟 の項に

と見えてゐる。 丁伯桂: 順濟聖妃廟記によれば

越十 有 九載、 福 興都巡 検 使姜特立捕冦舟、 遥禱響 應。 上其事、

とある。

姜特立は八関通忘十六秩官

官の条に

「姜特立、

麗水人。

淳熙中累遷福

建路兵馬副都監。

海賊姜大療寇泉南。

加

封

一善利

(429)

特立以一舟先進、擒之。」と見えるので、顕霊したといふのはその時であらう。 程端学の霊慈廟記によれば、

淳熙十一年、 福興都巡検姜特立捕温台海冦。 祷之即獲。封霊恵•昭應•崇福•善利夫人。

だけ封号を累ねられた神は、宋会要に列載せられてゐる神祠をさがしても、あまり類例がない。 が、論外であらう。) 上に述べて来た封号を綜合すると、媽祖は「霊恵・昭應・崇福・善利夫人」となったわけで、これ によって、その年、東海の神に加封したのを感違ひしたものと思はれる。(天妃顕聖錄にはこれを孝宗淳熈十年としてゐる ではなからうか。八関通志(とそれを抄襲した東西洋考(にこの加封を乾道五年としてゐるのは、太常少卿林栗の奏言 九載」といふのを乾道三年より計算して来ると、淳熈十二年になって宋会要と合致するが、丁記はその後に、 とあって、冦舟は温台の海冦だとしてゐる。たゞ年代は宋会要と一年齟齬する。そこで、丁記をよく見ると、「越十有 年を下れず、却て程記と合致する。宋会要稿に加封が「二月」とあるので、前年に奏請したのをそれぐ~書いたの 一年 民奮‥‥」云々の、霊恵妃に易爵された件に繋ぐべき霊験譚を記してゐることからも善利の加封は淳熙十〇十 民奮‥‥」云々の、霊恵妃に易爵された件に繋ぐべき霊験譚を記してゐることからも善利の加封は淳熙十 「淳熈

.

要の禮二〇「順濟廟」なる項に白湖廟の封賜として記載せられてゐる、 「夫人」の号を次々に加へられて八字になった媽祖は、それから十年くらゐ経って封号の転換が与へられた。宋会

紹興四年十二月封霊恵妃。(應)

には、 がそれに当るが、紹興の紹凞たるべきことはすでに弁じたとほりである。加封事情について、丁伯桂:順濟聖妃廟記

とある。しかし、 状 淳熈甲辰〇十 聞于両朝。易爵以妃、 肝腎な封賜年月は見えない。丁記を引いてゐる咸淳臨安志光三の本文には「紹凞三年改封霊恵妃。」 民奮。葛侯郛禱之。丁未〇十旱。朱侯端學禱之。庚戌〇紹熙夏旱。趙侯彦勵禱之。 号霊恵。 隨禱随答。 累其

に、宋会要のより一年早くなってゐる。 とある。 程端学:霊慈廟記にも「既而民疫夏旱。 請封と加封の年が違ふのを、 禱之愈且雨。 紹凞三年特封霊恵妃。」とあって、 請封の年に従ったのではあるまいか。 淳熈の 加封と同様

聖錄では、この加封を紹煕元年のことに繋げてゐるが、詔も次に引くのと違ひ、信憑性はなからう。) 霊恵妃に改封されたときの制酷は、その筆者樓鑰の攻媿集 ★三に収めたる「興化軍莆田縣順濟廟霊恵•昭應•崇福

善利夫**人**封霊恵妃」に、次のごとくある

之封。仍霊恵之舊稱、示褒崇之新渥。 居白湖而鎮鯨海之濱、 勅:明神之祠率加以爵、 服朱衣而護鶏林之使。舟居所至、香火日厳。告賜便蕃、既極小君之龍。 婦人之爵莫及于妃。 其祇朕命、 倘非霊響之著聞、豈得恩榮之特異。具某神、巌彝素飾、 益利吾民。 祷祈昭答、 廟食愈彰。 遂超侯國

諸神祠封額爵號之序」とあるやうに、王古の奏言を採用したものである。宋会要の禮二○之七に、 の安全とにあることをそれによって看取せられる。宋代の神に対する封賜の順序は宋史 巻三百二十 浜を鎮めることにならうが、とにかく朝廷の媽祖に寄せる祈願が、国家の命運と直接関係する沿海一帯の静謐と舟師 りて鯨海の浜を鎮め」、 丁記・程記に見える加封理由の説明は、 これを読んで感ぜられるのは、神に対する讃へ方が地方側と甚だ違ふことである。 「舟居の至る所、香火日に厳し。」としか云ってゐない。 疫病・旱・風・盗賊に関する霊験が多いが、「封霊恵妃」の勅では「白湖に居 勿論、 「順濟」廟額のごときを除けば、 海冦を捕へるのも、 王古傳にも「又定 鯨 海 の

亳 生有爵位者従其本。婦人之神封夫人、再封妃。其封号者初二字、再加四字。…如此則錫命馭神、 、豊三年禺六月十七日、太常寺言博士王古乞自今諸神祠無爵號者賜廟額。巳賜廟額者加封爵。初封侯、再封公、次封 恩禮有序°····

の六月にそれがあることからも通考の年月が正しからう。この条令によれば、 と記してゐる。 「妃」は女神の最高位の封号になるの

(431)79

却て同六年

## 慶元以後における媽祖の武勲と加封

が、丁伯桂:順濟聖妃廟記 妃号を賜った後の封賜は には 「助順」 である。 上に述べたやうに、宋会要「順濟廟」の項にはこの加封年代を書落した

慶元戊午 年 甌闌列郡苦雨。 莆三邑有請於神、 獲開霽、 歳事以豊。 朝家調発閩禺舟師平大奚冦。 神著厥霊、 霧障

四塞、我明彼晦、一掃而滅。

とあって、末尾に列挙してある封賜に「慶元四年加助順之号。」 とあるのに繋げられる。咸淳臨安志 岩上順濟聖妃廟 の本文には「慶元四年加助順。」とあるについて、 次の封敷がひかれてゐる。

不出於閨門、 舒耀魄、 **敕**曰:古以女神列祀典者、 其名月妃。 而死乃祠於百世、此皆其義烈有過人者矣。霊恵妃宅於白湖、福此閱粤、 川祇静波、 若湘水之二妃•北阪之陳寶•西宮之少女•南嶽之夫人、 其名江妃。爾之封爵、既曰妃矣。增錫美號、 被以綸燦、 以至丁婦膝姑、小皆廟食。 雨暘稍愆、 崇大褒顕、 摩所不應。 凡以為民尚體異 朕惟! 夫 生 望

恩、以永厥祀。

読し、 端学…霊慈廟記に 敕文には わけで、天妃顕聖録魘封に「慶元六年朝廷以神妃護國庇民大功、進封一家。」とある記事もこれによって案出されたも し、大奚冦を平げる時に顕霊したのをその後のことと書いてゐるが、これは霊験譚と加封記事とを別々にした程記を誤 大奚冦。神復效霊起大霧。 恣意に解釈したものである。そのために、 「助順」 加 「慶元四年甌閩諸郡苦雨、 封の句は見えないけれど、既に妃と曰へる上に美号を増錫せんとあるので、間違ひなからう。程 我明彼暗、 盗悉掃滅。」とある。 惟辭三邑、 助順の加封をも慶元四年から「且有年」にしなければならなかった 禱之霽。且有年、封靈惠助順妃。」 すなはち助順の封賜を慶元四年から「且く年ありて」と また 「時方發閩禺舟師平

顕

衛までの加封は宋会要・莆田比事に見えるが、

彰烈侯。」とあり、 のと思はれる。 大奚冦の収服を助けたと見えてゐるのをつけ加へて置く。) (なほ鄭開極:福建通志+ | 祀典の莆田縣顕濟廟の祭神朱黙が建炎の後、「後又滅呉山火、 助収大奚冠、 加封福順

「助順」の次に、宋会要の禮二○「順濟廟」の項に

〔寧海鎮神女〕……嘉定元年八月加封霊恵•助順•顕恵衛妃。

と記してゐる。すでに述べたやうに、 顕恵衛の「恵」は衍字で、 実は 「顕衛」 を封ぜられたのである。

これが丁伯桂

開 禧丙寅(211) 金冦淮甸。 郡遣戍兵、

順濟聖妃廟記のいはゆる

著旗幟。 軍士勇張、 凱奏以還 載神香火以行。 一戦花靨鎮、 再戦紫金山、三戦解合肥之圍。 神以身現雲中、

神像、 田比事に「宣和五年……特賜廟號順濟。累封夫人。今封霊恵・助順・顕衛妃。」 と顕衛まで書いてゐるので、これも に 准西が失守したのは、正しく丁記の記す開禧二年に当るので、程記がそれを嘉定元年にしたのは、加封の年を效霊の年 白湖の廟に対して封ぜられたものと推察せられる。 るから、 程端学:霊慈廟記にも「嘉定元年金人寇淮甸。宋兵載神主戦於花曆鎮、 といふのに相当することは、丁記の末尾に「嘉定元年加顕衛之號」といふ記録と繋がるによって知り得られる。 誤ったものと思はれる。諸資料は一致して嘉定元年の加封を示してをり、嘉定元年は金との和議が成立つた年であ 又捷。三戦遂解合肥之圍。封霊恵•助順•顕衛妃。」とあって、ヨリ細かく書いてゐる。 たゞ金軍が大挙入冠して 封号「顕衛」の意味から見ても、その時になされたものと考へられよう。そして、白湖廟碑を引いたらしい莆 仰見雲間皆神兵旗幟、大捷。及、戦紫金山復見 また

い。 嘉定朝の加封は丁伯桂:順濟聖妃廟記に、 **斋之水市朔風彌旬、** 南舟不至。神為反風、 人免艱食。海冦入境将掠郷井、 神為膠舟悉就擒獲。 **積此厚貺、** 郡部使

それ以後のは両書の刊行より後になるので、

勿論どっ

ちに

b

な

定十年亢旱、祷之雨。海冦犯境、幬之獲。封霊恵•助順•顕衛•英烈。」とし、丁記の反風に反して祷雨となってゐるが 海冦の擒獲を助けられた点は同じく、加封も直接にはこの件についてなされたのであろう。 この封號は仙溪志にも「宜和間賜廟額。累封霊恵•顕衛•助順•英烈妃。・・・・」と出てゐる。 とあるのが挙げられる。(「此厚眖を積み」とは慶元以後のを指し、「陸續奏聞」以下には助順・顕衛と英烈の加封を列挙してある。) 程端学:霊慈廟記には「嘉

## 江•浙での顕靈と宋末の累封

丁伯桂:順濟聖妃廟記に載せた媽祖の加封記事は「英烈」を以て終るが、咸淳臨安志の本文では、

····累封至嘉熙三年、 為霊恵•助順•嘉應•英烈。

記を見ると、「嘉熙三年以銭塘潮決。陡至艮山祠、若有限而退。封霊恵•助順•嘉應•英烈妃。」とあって、艮山祠におけ とあるので、 「英烈」の後、嘉熙三年に嘉應を加封されたことがわかる。この加封の経緯について、 程端学の霊慈廟

る霊験を語ってゐる。それは劉後村:風亭新建妃廟〔記〕の一文に見える。

海潮醫院、聲撼行闕。官投璧馬不験。衝決至艮山祠、若為萬弩射囘者。天子驚異、錫妃嘉號

といふのに相当し、加封も従って艮山の祠に対するものに疑ひない。しからば媽祖の霊験が、こゝに始めて莆田から

踏出して外地に及んだのは注意に値しよう。

淳臨安志の記載は全然それに及んでゐない。理宗朝は臨安志の編纂された咸淳の、すぐ前の代に当るだけに聊か不思 議であるが、 かったためであらう。理宗朝からは会要の編纂が中止になったことも参考せられる。 理宗朝は嘉熙以後、媽祖に対して頻繁に加封を行った。しかも殆んどが浙江方面における事跡が多かったのに、咸 時代が近ければ近いほど関係文献が出ないので、 直接その廟に関する事項の外は却て準拠するものがな

宝佑に始まる理宗朝の加封は、上に引いた劉後村:風亭新建妃廟の記に、

特書不一書:令爲霊恵•嘉應•協正•善慶妃。又封妃父曰某侯、母曰某夫人。

とつゞけて書いてゐる、 協正以下がそれである。いま程端学:霊慈廟記から理宗朝のものを摘記すれば、

封助順•嘉應•英烈•協正妃。三年封霊恵•助順•嘉應•慈濟妃。四年封霊恵•協正•嘉

恵・慈

濟

妃。是歳又以浙江隄成築、封霊恵•協正•嘉應•善慶妃。

寶佑二年旱、禱之雨。

と、三年に四囘の加封をされたやうに見え、また、

禱捕海冦。得反風、膠舟就擒。封霊恵•顯濟•嘉應•善慶妃:

分は別として、年代的には「宝佑の封」のときとほど符合する。 も多いけれど、 とあり、そして「寶佑之封、神之父母女兄以及神佑皆有錫命。」 とも書いてゐる。これには劉後村の書いてゐないの 劉後村の書いた封号は宝佑四年最後のに当り、神の父母らに對する加封も後でつけたしたとすべき部

書き方も新封号を必ず旧封号の最後に列べる慣例に従ってゐないのが疑しい上に、仙渓志•風亭妃廟〔記〕以下、いづ ゐるが、八**閩**通志十八 祠廟、仙遊縣の条には、 しかない。) 媽祖の父母に対する加封は、風亭新建妃廟の記にも「□里之諸父爲妃父母求封爵者」とその文末に触れて れの文献にも見えないので、やゝ不確である。(天妃顕聖錄には宝佑四年に「以銭塘堤成有功、加封霊恵・協正・嘉應・善慶妃。」と たゞ程記の宝佑四年の条に、二回も加封されたやうに言ってゐるのは、 封賜の常識に反するばかりでなく、 記事の

記してゐるやうに、主神のを同時に奏請したものらしいが、加封の決ったのは、程記の記す翌二年であったと思はれ たのは、宝佑二年の媽祖加封を天妃顕聖録に「理宗寶佑改元、 としてゐる。この種の封賜は概ね主神に封賜のあった場合、 天妃行祠 ……寶佑元年教授王里請於朝、封其父積慶侯、 一緒に為されるものなので、宝佑元年教授王里が奏請し 母顯慶夫人。妃於湄州、 以濟興泉饑、 加封霊恵•助順•嘉應•英烈•協正妃。」と 而父母封爵自風亭始。

女 は、 る。 記事に「景定五年海冦林長五猖獗。民見神擁旗皷、與脳州神協力擒捕。 を発展せしめたので、そこから神佐のことが出て来たのであらう。 験譚につき、丁記に「神以身現雲中、著旗幟ごとしかなかったのを、 天妃顕聖録に「開慶改元、以火林強寇有功、進封顕衛妃。」 とあるが、八関通志 丹壇境 に発展したので、季女なら姊があるべきだとして考へ出されたものであらう。神佐のことも、 父母と共に錫命に預かった女兄といふのは、 媽祖の伝説が程記に至って、 なほ、 程記では「仰見雲間皆神兵旗幟」と敷衍しての 加封善佑。」とあって、 最後の景定朝の顕鷟を加封されたについて 単なる「林氏女」から「都 湄州神 莆田県の長壽霊應廟話 金軍を撃退した霊 (媽祖) 巡君 と協力 之季

は否定すべくもなからう。

して海冦林長五を擒捕したことを伝へてゐる。加封年代は少し違ってゐるが、景定初に顕霊したのを認められた事実

また、 賜った。かくて媽祖ははじめて世の注目を惹き、 役割と宋廷の媽祖に対する期待がどこにあり、また政治状況の進展につれて、それがどう変化したかを充分看取せられ 媽祖信仰が南宋の短い期間に急速に臨安以南の各地に広まって行ったのは、 媽祖も或は冦盗の拿捕に或は金軍の撃退に顕霊をした。霊験が現はれる毎に朝廷から封賜の沙汰が下ったが、それは 南宋に至り、 たはずである。 とが大きかったのである 以 上が宋代において媽祖の受けた封賜であるが、そのひとつひとつの封賜の事由をとほして、 官民を刺戟して非常に信仰を発達せしめた。 國家の防禦上、 媽祖は莆田の寧海に祀られて後、信者の舟師らによって高麗冊封舟の遭難に現はれたとされ、 関寧の舟師に頼らねばならなかった朝廷が、この神に一層の期待をかけたのは當然で、 民衆の生活に直結する地方の雨旱・疫病に登場するやうになった。 他の時代における場合と比較して見ればもっと明らかになるが、 南宋の内憂外患によって促進せられるこ 媽祖の南宋に果した 廟額を

本稿につゞく「元廷の封祭から見た媽祖の航海神化」の一文は追て御批判を仰ぐつもりである。

### 旧 約 售 て おけ る 漂 泊の 意 義

植 田 重

雄

度から漂泊の意義を把握し、これを深めた。彼らの思惟の動的な特質を如実に示すものとして、 質がきわめて動的行動的であるということはすでに多くの学者によって指摘されている。しかし遊牧民族はヘブライ るとともに、さらにその諸表象から彼らの思惟の特質も認められるのではないかと思われる。ヘブライ人の思惟 人だけではない。世界史上、 つづけてきた結果として、その現実把握の態度に遊牧生活の表象が相当豊富にはいっていることはきわめて自然であ 古代ヘブライ民族は他のセム族と同じように久しい間遊牧民族であったといわれている。彼らが久しい遊牧生活を 無数の遊牧民族が存在していた。その中でもとくにヘブライ人は彼らの独自な精神的態 「漂泊」について彼 この特

らが与えた意義にたいしてこゝで二、三の問題を考えてみたい。

後者への転意はきわめて自然であるが、しかし「旅をすること」が「生きること」の意味をもつのは、 る。この語は人間だけでなく動物その他の場合にも用いることがある。さらに「生きる」意味にも用いる。 行させて用いる場合、 ったヘブライ人にとってとくに興味ぶかい。さて、宗教的情熱が現実の把握の諸表象をそのまゝ宗教の諸表象へと移 ヘブライ人が「旅をする」「漂泊する」「歩む」といった行動を示す語は、一般に「ハーラァク」(hålak)を用い エノクは「神とともに歩み」(創五ノ二二、二四)、ノアは「行い正しく全き人にして、神とと 遊牧民族であ 前者から

ごとく、全き心をもちて正しくわが前に歩み」(列上九ノ四)、命じたことを守るならば、イスラエルの王位を か な もに歩めり」(同六ノ九) らず確保するであろうと語っている。(同書三ノ六も同じ) などの用法となる。ソロモン王が主の宮を建てたとき、神は「なんぢの父ダビデが歩める

ある。ョブ記で「神の目が人の道の上にありて、そのすべての歩みを見給えるなり」(三四ノ二一)とある。 ここで は無論「歩み」は人間の全行動を意味する。「神が上より人間の歩みを見る。」「神の前を歩む」「神とともに歩む」と いったような表現は旧約聖書に無数に見ることができる。 「歩む」ことは人間の行動の全般を指示する意味をもつがゆえに、教えを守り、教えを聞くことと一致する対語で

つぎに「神の道を歩む」(halāk bedärāk yhwh)のごとく、「歩む」行為には当然「道」が示される。

できるということは、その発想の上に多くの興味ある問題を含んでいるといえよう。 せ、彼らに云った『旅の間争い給うな』」(創四五ノ二四)がある。しかし「道」の観念と「漂泊」とが同一語で表現 ーラァク(darak)から派生した語である。そこより「旅」、「漂泊」、 種々なる配慮、行為の仕方、生き方をも意味 道を表わす一般的な語はデェレェク(däräk)である。これは「踏み入る」「はいってゆく」の意味をもつ動詞形 ひじように頻繁にしかも広い範囲の内容をもっている。旅の例としては「こうしてヨセフは兄弟たちを送り去ら

む」といった意味をもつ動詞アーラー('årah) から出た言葉で、この場合もかならずしも現実の実際の道ばかりでな 主の戒めを守り、その道を歩むならば、主が誓い給えるごとく、なんぢを立てて、聖き民となし給わん」(申六ノ九) デェレェク以外に「オーラー」('orah) という言葉もかなり頻繁に用いられている。これは「さまよう」とか、「歩 つぎに神の「道」としての用法がある。この場合、神の企てる道、導きという内容をもつ。「もしなんぢの神たる 想念上の道、 すなわち、生活の「道」(詩一六ノ一一)とか、人間を導くための主の教える「道」(同二五ノ一〇)

のような表現、したがって、「デェレェク」と同じように、神の「道」(イザ二ノ三)などにも無論用いる。さらにこ

ているにすぎなく、本来は故国を離れ、仮に住う人、すわなち旅の者、漂泊者である。 と訳したり、 語 レェアッハ」('oreah) は「旅人」、「漂泊者」の意味に用いる。これと関連して「ゲェル」(ger ) は 異国の住民がイスラエルに仮に住うときには異邦人と呼ぶわけで、いづれにしても同じ性質のものを見方を変え から派生した語に「旅の仲間 ('orehâh)、すなわち「隊商」(創三七ノ二五、イザ二一ノ一三)がある。 「異邦人」と訳されたりするが、イスラエルがエジプトにあったときは、漂泊者、寄留者であるととも 「寄留者」 また「オ

「デェレ 以上、主要な「漂泊する」「歩む」「漂泊」「遍歴」「旅」「道」などの語について簡単にふれてみたにすぎないが ハ」が「漂泊者」、「旅人」を示すように、行為と行為の場乃至は行動過程を一語で一つのものとして表わしてい ク」は 「漂泊」と「道」を表わし、「オーラー」も「道」を表わすとともに、派生語であるが、「オーレ

(-

そらく旧約聖書は今日われわれの手にしている文献以外に他に多くの伝承説話群が存在していたにしても、 うな冒険遍歴の説話をもっていないし、ギリシヤのオデュッセイアーや、またゲルマンの抒事詩の類ない英雄栄光化 られていた。しかし他面旧約聖書のなかにはバビロニヤの抒事詩「ギルガメシュ」のように英雄の功名心をもやすよ ギリシャの場合でも旅の漂泊を快適なものとは考えていない。むしろ、不快な嫌わしい苦痛にみちた行為として考え 個所は見当らない。しかしこの点については旧約聖書だけの特徴とするわけにはゆかない。古代の他の諸民族とくに の漂泊をも知っていない。このことはわれわれが旧約の思惟を考察するうえに注目しなければならない点である。 イスラエル人は漂泊をどのように把握していたであろうか。「旅」が気分を解放し、愉楽を与えるものであるとい 文化に飽満を感ずる近代人においてのみ成り立つ。旧約聖書にはいわゆる旅そのものの楽しさを表現した これは推

る.。 はたとえ個人の体験であれ、共同体であれ、民族的意義をもつものとして、そこに神の現存の体験が きるかもしれないが、それはただ言葉の表現の問題にすぎない。この場合前記の叙事詩とは全然質を異にしているの この彼らの神の現存体験の表白にほかならない。 である。 さきに分析した歩む(旅をする)という言葉は「神とともに」「神の前に」ということゝ結びついているのは、 「漂泊」は旧約聖書のなかでイスラエル民族の歴史体験として表明された。もっと正確にいうならば、 表明 されてい

それゆえわれわれはこの漂泊を通じて神がどのように考えられていたかを知っておかねばならない。

は神の他の人格的な諸性格を排除するものではない。否、むしろそれらと密接に結びついているものである? 漂泊するヘブライ人にとってヤーハヴェはまづ彼らを導く存在者としてあらわれる。(このような神の性格の把握

国に旅人(ger) となり、その人々に仕え、その人々はなんぢの子孫を四百年の間、悩ますことあら ん」(創一五ノ 神の祝福を与える約束の地に旅立つ。しかし彼とその一族のまえには多くの危険と苦難が待ちうけている。 族に別れ、父の家を離れ、わが示す地にさすらいゆけ」(創一二ノ三)。この命にしたがい彼はカルデャのウルを出て、 三)と語る。彼は高齢の身であったにもかかわらず、神の命ずるままに信じ、重い苦しい漂泊をつづけ、 モラの都の滅亡、イサクの犠牲など。暗闇の中で神はアブラハムに「なんぢよく心にとめよ。なんぢの子孫は他の まづわれわれは族長時代の漂泊についてみてみよう。神はアプラハムに次のように命ずる。「なんぢ国を出て、 エジプト ソドム、 親

告知し、彼の前途を祝福する。彼はラバンのもとで多くの辛苦をなめたのち、再び部族のもとに帰ってゆく。 t コブはエサウとの長子相続の問題で、父母のもとを去り、パダンアラムに逃れるための旅をする。神はヤコブに

まで旅を行っている。

カ ナンの饑饉をも救う。部族をあげて移住したヘブライ人はここに寄留することになる。 コブの末子ヨセフは兄弟たちの嫉みからエジプトに漂泊する。 しかし彼の予言はエジプトの饑饉を救い、

あるが漂泊は試錬として把えられている点に注目しなければならぬ。 これら族長の遊牧生活の伝承は、 いわばその後のイスラエル民族の漂泊の萠芽をなすものであり、 素朴な形態では

する。 受け入れたのである。 が をエジプトの国より導き出し、 れ である。このエジプト脱出とシナイの契約はとくに旧約聖書の重要な部分を占めている。 (De Vita Mosis I.1,2) すなわち、肉と汚れの都市を去って全く聖き民となって、はじめて神の律法が与えられたの 族長の伝承の中に準備されていた。モーセにひきいられたイスラエル民族は紅海の奇蹟をうけたのち、 ンはなぜイスラエルの律法が異教徒のように都市で定められず、荒野で授けられたかを自負をもって 語って イスラエルの中に歩みいり、 はなんぢらのうちに歩み、 しかしなんといっても歴史的に決定的な重要な意義をもつものは、 シンの荒野からシナイの荒野に至り神とイスラエルの契約に入る。シナイ山の契約をヘレニズムのプィー なんぢらの神となり、なんぢらはわが民とならん。われはなんぢらの神、 彼らの神となる。そしてこれを終始導いたのは神であり、 奴隷より解放せる者なり」とのべている。全イスラエルの部族の漂泊をとおして、 エジプトよりの脱出である。すでにこのことは イスラエルはこれを心より レビ記二六ノ一二では「わ 主、なんぢら 荒野へと漂泊 る。 神

ŋ 十年の間、 を「抱き」、 にこの漂泊においてはヤーハヴェ自身が「さきに立って」すゝみ、 神の教えを守るや否やを知らんためなり。・・・・人はパンのみによりて生くるにあらず、主の口より出づるみ言葉 わばこの歴史的体験はヤーハヴェが漂泊の導き手となっていることを、一層つよく確認せしめるものである。 昼は雲の柱を、 荒野にてなんぢらを導きしすべての道を心に留めよ。そはなんぢを苦しめ、試み、 夜は火の柱をもって、民族の行くべき道を示したと記している。「なんぢらの神、 イスラエルのために「戦い」、子を抱くように彼ら なんぢの心のうちを知 主が四

実

練し給うことを心に留めよ。なんぢの神、主の教えを守り、その道に歩み、主を恐れよ」(申八ノ二六)、 によりて生くることをなんぢに知らせんためなり。・・・・また人が子を訓練するごとく、 なんぢの神、主もなんぢを訓 われわれは

ここに新約聖書のイエスの四十日の荒野の試錬がどのような意味で把握されたかをうかがうことができる。

だけであるならば、それはたんなる一篇の奇蹟的な説話に終ってしまっていたであろう。しかるに約束の地カナンに れ。 にはさいわいとなさんためなり。なんぢが心のうちに『己が力とわが手の仂きにより、この富を得たり』と誇るなか なんぢのために堅き岩より水を出し、先祖らも知らざるマナを荒野にて与えたり。そはなんぢを苦しめ、 か 底的に試錬と苦難を体験させるためであった。聖なる神との契約に入るためにはこの苦難の道を避けることはできな 直ちに赴かず、 ! った。この「漂泊」こそイスラエルを鍛え上げた一大溶鉱炉であったといえよう。 「・・・・なんぢを導きて、 なんぢはなんぢの神、主を心に留めざるべからず」(同八ノ一五—一八)。もしエジプトにおける圧迫からの解放 四十年荒野をイスラエル民族は漂泊しなければならなかった。この「漂泊」は神がヘブライ民族に徹 かのおそるべき大いなる荒野、すなわち火のへび、さそりのいる水なき乾ける地を過ぎ、 試み、つい

ある。 した。 己の民とし、 た。 うとしたのではない。はじめから終りまで神はイスラエルを導いた、そして、神とは何んであるかを知らしめようと いうことがじつは神と人間の交わりを意味していることを確認する。これは比喩でも転意でもない。 しかしながら荒野の漂泊は目的のない彷徨ではない。そこにはきわめて明確な目的があった。神はイスラエルを自 それは「なんぢ」と「われ」の関係に入ることでもあった。われわれは「神とともに歩む」 出エジプト記、 いいかえるならば、 契約の地に向わせ、民族的な繁栄を与えることであった。それゆえ、 神からはなれることではなく、神との関係に入るもっとも人格的な表現である。 申命記に見られるように、神の命ずるすべての戒めを守り、「その道を歩む」ことを追る神で 荒野における漂泊はイスラエル民族の他をもって置き換えることのできない神体験であっ 無慈悲に漂泊の苦難を体験させよ 「神の前に歩む」と 交わりは神に向

りの表現として用いている。「歩む」こと、「漂泊する」ことは、無意味に、無目的に歩むのではなく、 が顔と顔を合せて知り給える (y°da o panim'äl-panim)人なり」(申三四ノ一○)とあるように、これは人格的交わ された。この点は個人的な宗教意識の濃厚な詩篇やヨブ記においてはさらに一層明瞭である。 「体験する」ことと同義である。宗教的思惟の強烈なヘブライ人においては、 の語は本来「直視する」「感ずる」意味があるが、体験的に「知る」「探究して知る」意味をもち、 かし旧約聖書において神と人間の人格的な交わ りを表わす言葉は、ハーラァクだけではない。イァーダー 漂泊は「神を求める」こととして表象 モー 「探究する」 は

だ第二イザャが帰還を許されて歓喜のあまりに歌った作品について推定し得るのみである。第二イザャや四○章以下 地にあってユダヤの共同体の中で宗教活動が行われていたにちがいない。 つかない。子供、孫たちには祖国のことは話にきく遠い昔の物語のようであったかもしれない。隠れた教団組織が各 それゆえ直接の苦難の惨苦は二代、三代に至ってどの程度に考えられていたかそのことについてはわれわれは想像も と伝えられている。それゆえ捕囚の苦しみを受けた者のうち、帰還したのは大部分その子供、 ネブカドネザル王に攻落されたのち、 れわれはバビロン捕囚の苦役の旅も、 って徹底的にくづされたのであるから、 ンに連れ去られた。しかもこの捕囚後五十年のちにようやくペルシャの王クロスによって故国への帰還を許された ジプトよりの脱出、 きわめて少数の「選ばれた人々」がこの厳然たる事実のまえに民族の運命と神への熱烈な祈りをささげた。 荒野の彷徨にもまさるイスラエルの歴史的体験に「バビロンの捕囚」がある。 また苦役から解放されたのちの帰還の旅についても詳しいことは分らない。た エレミヤの予言のごとく、王や祭司をはじめ、イスラエルの大多数の民がバビ 悲惨なものであった。宗教もまた栄光の座より落ちたことは事実であろう。 とにかく民族共同体の基礎はこの事件によ 孫ということになる。 バビロニヤ の

「慰めよ、

わが民を慰めよ」の言葉にはじまる、いわゆる「慰めの予言」には「呼ばわる者の声、『荒野に主の道を

備え、砂漠に、われらの神のために、大路を直くせよ』(四○ノ三)とあるように、伝令使がつぎつぎと帰還のよろ る。かく主の栄光はあらわれ、人は皆ともにこれを見る」(四〇ノ四、五)。ここで万人がひとしく「こ れ 漠の中に坦々とした真直な道は作者の心に帰還をゆるされた喜びの歴史的体験の実感として閃めいた表象であろう。 過を申込んでいる(二〇ノ一七)。それゆえこのような王の造った公けの道はそのまゝ神の大路にも用いている。) こびを報せてゆくような形式で自己の感動をえがいてゆく。大路(däräk)は神の栄光の道である。(民数紀略にモ て現実へ食い入った言葉である。 セがエドムを通過するとき、エドムの王に使者を派遣して、イスラエルの民を「王 の大 路」 (dārāk hamālāk)の通 「もろもろの谷は高くせられ、もろもろの山と丘とは低くせられ、高低の地は平らけくなり、険しき所は 神の栄光を現実に体験的に確認するという意味である。あるいは今この目で見たというようなきわめ 平地とな 砂

ような言葉から、作者が天地草木にまで呼びかけながらエルサレムへの道を帰ってゆく解放の喜びの旅を想い浮べて 同じように、 四一ノ一八、一九)。 これは四三章の荒野に道を設け水をいだし、砂漠に川を流れさせ、イスラエルに飲ませるのと 水の源とする。 ベ」とする時が来たことを歌う。 ネの地より来る。天よ歌え、地よ、喜べ。もろもろの山よ、声を放って歌え。」(四九ノ一一—一三)。 わがもろもろの山を道とし、 を選びて捨てざりき』と」(同四一ノ五)。 われ地の果よりなんぢを連れ来り、地のすみずみよりなんぢを召して云う、『なんぢはわがしもべ、 限りない感謝と喜びの中に自然も神の栄光に参与する。このような喜びは幾度も繰返される。「われは、 われは荒野に香柏、アカシヤ、ミルトスまたオリプの木を植え、砂漠に糸杉、 わが大路を高くす。見よ、人々は遠くより来る。見よ、人々は北より西より、またスエ 「われは裸の山に川を開き、谷の中に泉をいだし、荒野を池となし、 捕囚の苦役のもとにある異郷のイスラエル人を各地より集め、 鈴懸、 われわれはこの 唐松を置く」(同 かわける地を われなんぢ 「神のしも

まず、

このバビロンの捕囚よりの解放を行ったのは、

ほかならぬイスラエ

ルの神ヤー

ハヴェであること。

奇蹟が記録や伝承としてではなく、現実の体験として想起されている。(同六三ノ一一―一三参照のこと)。 いるのを知ることができる。 しかしこのエ ルサレム帰還の旅においても、 モーセに導かれた荒野の漂泊のときの神

木は、 山と丘とはなんぢの前に声を放ちて喜び歌い、野にある木はみな手を打つ。糸杉はいばらに代りて生え、 がシオンに帰り給うを見たればなり」(五二ノ七八)、「なんぢらは喜びをたづさえて出てきて、安らかに導かれてゆく。 は山の上にありていかに麗しきことぞ。聞け、なんぢの見張びとは声をあげ、共に喜び歌う。彼ら目と目を合せ、主 え べ。栄光を主に帰し、その誉を海沿いの国々にて語り告げよ」(四二ノ一〇—一二) 五二章では 地の果より主をほめたたえよ。海とその中に満ちるもの、海沿いの国々とそこに住む者は鳴りどよめ。 けるが、ここで必要とおもわれる範囲のことがらを若干のべておきたい。 学的内容が飛翔しているのに気づく。 たたびエルサレムまでの解放の旅をえがいている個所を引用してみた。えがくといっても無論旅の叙述でも記録でも のもろもろの町と、 「よきおとづれをシオンに伝える者よ、高き山にのほれ」(四〇ノ九)と叫び、「主にむかいて新しき歌をうたえ。 最後は帰還してエルサレムに入り、歓喜の想いで荒廃した都を見る。以上いささか煩雑にすぎたが、 自然にもこの栄光の帰還の旅を讃美させている。この体験はさらに昂って第二の創造へと作者の心がひろがって 平和を告げ、 作者の想念において語られた帰還の喜びの表白である。われわれはこの解放の旅の想念の中に、 おどろに代りて生ゆる。こは主の記念となり、とこしえのしるしとなりて絶ゆることなし」(五五ノ一二、一 「第二の創造」の問題、 よきおとづれを伝え、救いを告げ、シオンにむかって「なんぢの神は主となり給えり」と云う者の足 ケダルびとの住むもろもろの村里は声をあげよ。セラの民は喜びらたえ。 「主のしもべ」の問題については本稿の主題ではないので立ち入って論ずることは避 作者はその当時知られた世界の涯の国々までも神の栄光の前によび集めるのみ 山の頂から呼びわり叫 「よきおとづれを伝 実に多くの神 荒野とその中 ミルトスの 異国よりふ

その

愛に満ちた牧者としても表わしている。それゆえペルシャ王クロスを起して、イスラエルを捕囚より解放したのはヤ ころに入れて携えゆき、 ルを導く神として表わしている。さらに「主は牧者のごとくその群れを養い、そのかいなに小羊をいだき、そのふと の神はなんじらのしんがりとなり給えばなり」(同五二ノ一二)とあるように、 め 点ではエジプト脱出、 まだ知らざる道に導く」(同四二ノ一六)神である。 荒野の漂泊と同じようにこの主役は神であり、 乳を飲ませいるものをやさしく導き給う」(同四〇ノ二二)、すなわち、きびしい神ではなく イスラエルを導く「主はなんじらの前に行き、 「われは目しいをまだ知らざる大路 に 行 モーセのときと同じようにイスラエ イスラエ か

が唯一の救いの神であるという表白と神の創造の行為を一つのものとしてみる。これはくり返えし第二イザヤのなか で語られている。 五十年の空白後におこったこの解放、 □、パビロニヤの捕囚は、さきにものべたごとく、ヤーハヴェ信仰の根絶、民族共同体の壊滅にあったのであり、 帰還と神殿再興はまさに「救いの神」としての実感をもった。ヤーハヴェのみ

ラエルの神であるという強く深い確信を示している。

ーハヴェであって、地上の王者でも、他の神々でもないことは明かである。のみならず、世界史を導くものは、イス

両者は不即不離のものとして密着している。このことは自然と歴史を神の現存のなかに把握し、強烈な神の意志の統 ム救いの神、 いの神ャーハヴェであり、帰還はそのまゝ神に「帰える」(šob)ことであった。歴史体験としての帰還の歓喜は、そのま よりつくり、そのしもべとされたる主は云い給う」(同四九ノ五)とあるがごとく、 の道」を真直ぐにせよと叫ぶ。「ヤコブをおのれに帰らせ、イスラエルをおのれのもとに集むるため、 (三) すでに引用したごとく、この帰還は神が導き、「主がシォンに帰る」(同五二ノ八)ことである。 あがないの主に帰えることを意味するまでに、両者の想念は一方から他方へと交互に融け合っている。 捕囚を無償であがなったのは救 それゆえ「主 われを腹中の

のもとにすべてを貫こうとするヘブライ人の宗教的思惟の特質と見てよいであろう。

に至った。 た。 七)と歌われているように、荒野の漂泊はその後の旅の生活の典型となり、しかも内面の精神的漂泊の意味をももつ のうちに主に呼ばわれば、主は悩みより救い出し、住むべき町に至らんまで、直き道に導き給いぬ」(詩一〇七ノ三― 今までのべたところで明らかであるように、ヘブライ人の歴史体験はやがて宗教的思惟の精神内容となっ て 「彼らは人なき荒野にさすらい、住むべき町にいたる道を見出ず。彼ら飢え渇き、 生涯を漂泊と考え、 人生を旅と感ずるのはきわめて自然な思惟方法である。 その魂は衰う。 彼らその悩み

(四)

(創四七ノ九) 「わが旅路の年月は百三十年、わがよわいの日は短かく幸乏しく、わが先祖らのよわいの日と旅路の日には及ばじ」 `ブライ人にとってもやはりこうした方向をたどっている。ヤコブがエジプトの王に年齢をたづねら れ とこたえているように、たとえ遊牧生活の実感より出ている表象であっても、すでに生涯を漂泊と見 とき、

「われはこの地にありては漂泊者(旅人 ger)なり」という告白は、 ただヘブライ人の場合に、とくに次のような点にわれわれは注目することが必要である。詩篇第一一九 ノ 一 人間存在の側からみた漂泊である。「見よ、 九で

(hålak) の意味である。漂泊の表象は人間の移ろい易さ、空しさの実存感情と無数の比喩を生み出している。 時も息にすぎず。まことに人は影のごとくさすらう」(詩三九、五六)「影のごとくさすらう」はまさにハーラ アク

わが生涯はなんぢの前にありて無に等し。まことに、すべての人はその壮んなる

ぢはわが日をつかのまとし給えり。

きた意味をもつ。ヘブライ人は人間存在の漂泊性、空虚性だけの悲嘆に終らず、「主よ、われらは何をか待ち望まん。 わが望みはなんぢにあり」(同三九ノ七)という待望が生れる。「主よ、わが祈りを聞き、 わが叫びに耳を傾け、

われわれは旧約聖書の比喩を無制限に飛躍させてはならない。比喩は実感にもとづいているときにおいてはじめて生

(447)

涙を見て、黙し給うなかれ。われはなんぢに身を寄する旅人('oreah)、わがすべての先祖らのごとく漂 泊 者 (ger) (448)96

ときには神の懲しめであり、「あゝわれ荒野にて旅の宿を得なばよからんものを」(エレ、九ノ二)とのべているよう なり」(同三九ノ一二)と歌っている。ここには悩める漂泊者、敬虔な旅人の個人的な感動をこめた表白がある。 「主はもろもろの君に侮りをそそぎ、道なき荒野をさまよわせ給えり」(詩一○七ノ四○)とあるごとく、 漂泊は

に、事実漂泊は苦難にみちた体験の比喩ともなっている。

詣 サレ 三ノ一四)、「男子はみな、年に三度主なる神の前に出づべし」(二三ノ一七)の規定は云うまでもなく、 と云われる)を一般にこのように呼んでいる。出エジプト記に「なんぢは年に三度、わがために祭を行うべし」(二 詩篇の中に入れられている。八四篇と一二○篇より一二九篇まで(ただし一二九篇はヘレニズム時代の作品ではない 三ノ二三)この最後の聖なる山は「シオンの山」を指す。詩篇編纂の時代には「都まうでの歌」(sir hama'loth) が なんぢの光とまこととを送りてわれを導き、なんぢの聖なる山となんぢの住み給り所へとわれを至らせ給え」(同四 九ノ五九)、「わが歩むべき道を教え給え」(同一四三ノ八)、「なにゆえにわれは敵のしえたげにより悲しみ歩むや。 われに教え給え」)詩二五ノ四)、「われ、なんぢの道を思うとき、足をかえし、なんぢのあかしに向うなり」(同一一 与える道である。この表象は繰返しいく度も用いられている。「主よ、なんぢの大路をわれに知らせ、 旅こそはヘブライ人の目標であった。「主の道」は旧約聖書をつらぬく道であり、これは人間を導き、 心をつくして主を求め、悪を行わず、主の道に歩む者はさいわいなり」(詩一一九ノ一三)、神の教えにもとづく漂泊。 望となる、主の道がある。「おのが道を全くし、主のおきてに歩む者はさいわいなり。主のもろもろのあかしを守り、 でる 巡礼 者(regalim) である。「われらたがいに楽しく語らい、連れ立ちて神の宮へ旅ゆきぬ」(詩五五ノ一四) このように人間を人間だけで思惟せず、ヘブライ人の思惟には人間の道よりほかにさらに、これを超えて人間の希 シオンの山への参詣は各地より巡礼の群となって行われた。これらは敬虔な漂泊者、すなわち神の都 生命に意義を なんぢの道を すでにエル

部族、 'n ノー一五)、あるいは「人々がわれにむかい『われらいざ主の宮に赴かん』と云いしとき、 を守る者はまどろむことなく、眠ることなし。主はなんぢを守る者、主はなんぢの右手をおおう蔭なり」(詩 し主より来る。主はなんぢの足の動かされるをゆるさず。なんぢを守る者はまどろむことなし。見よ、イ てつぎのように歌う。 とこの旅の喜びを歌り。多くの村や町を過ぎ砂漠や荒野を越えて神の都シオンの山を望み見て、 レムよ、われらの足はなんぢの門のうちに立つ。しげくつらなる町のごとく建てられしエルサレムよ、 『エルサレムを愛する者は栄え、その城壁に平安あり、もろもろの殿に安らぎあるごとくに』と」(詩一二二ノ一 主の部族がそこに旅し主のみ名に感謝するは、イスラエルのおきてなり。・・・エルサレムのために 平 「山にむかひてわれ目をあぐ。わが助けはいづこより来る。わが助けは、 われは喜べ 天と地を造 巡礼者たちは歓喜し もろ ŋ ス 安 り給 b ラ ェ を祈 ろ ル

容化し、深い反省をかさねることによってさらに個人個人の信仰が日常生活化してゆく。このような巡礼には神をた はわが旅において、 づね求める者の宗教的情熱と「神とともに歩み」、「神の前に歩む」歓喜とがある。それは聖にして愛と正義の神にた この巡礼はエルサレムを神の都とし、そこへとおもむく敬虔な宗教的漂泊生活となった。こゝには歴史体験を精神内 いする絶対の信頼と感謝の体験をもつことである。さりした思惟の結晶として詩篇一一九ノ五四では「なんぢの定め このように旅や漂泊は、 わが歌となれり」と告白している。 人間存在の反省としては喜びではなかったが神と交わることにおいてのみ喜びとなった。

(五)

ここからヘブライ人が『歩み』というものをどのように思惟し、「道」をいかに把握していたかをほぼ推定すること 以上エジプト脱出、荒野漂泊、 捕囚よりの帰還、 詩篇における巡礼についてその一部分を検討した。われ わ n

ができる。あるいは独断に走るかもしれぬが、人間の動作のうちで、 得る。ヘブライ人の動的な特質は、 とする態度がおのづから「神の前に歩む」「神とともに歩む」という表現をとったとおもわれる。無論 をかえて云うならば彼らの漂泊の体験が苦難であり、その苦難をとうしての歴史的事実から重大な意義をつかみとっ ことがらではない。おそらく、他の諸民族においてもこれと同じ程度の苦難が存在したにちがいない。それゆえ観点 体験として民族の歴史に深い意義をあたえた。しかしこのような漂泊の体験の事実はイスラエル民族だけが味わった 冒険ではなかった。しかも漂泊の体験は受難の体験として把握された。エジプト脱出も、 のように漂泊 人間の全ての行為を集約する比喩は漂泊、 に置きかえる内容を豊富にもっている。それゆえ「神と交わる」意味にも、 の無数の総括概念としてこの語がもっともよく表現し得る内容を帯びていた。それゆえ「歩む」という語は他 うことだけが、 である。こうした行為によって、彼らの宗教がたんに思念のなかに留まるだけにおわらずに、行為の中に表白しよう つくす」神への帰依感を表現しようとした。「歩む」ことのもっとも人間生活の具体的な体験に則しながら、しかも (旅)を感じ、把握していたかがほぼ推定できそうにおもわれる。ヘブライ人にとって漂泊は英雄的な 行動的であるという意味ではなく、 「歩む」という全身的な行為を表わす表象によって、彼らの「心をつくし思いを 旅、である。われわれは今までに一瞥したことからでも、ヘブライ人がど ヘブライ人の用いる「愛する」「見る」「たづねる」「求める」等 「歩むこと」はもっとも持続的な活動的な行為 「神のもとに帰る」という意味にもなり 捕囚もいづれもその苦難の 「歩む」とい 心の言葉

れた。われわれはこのなかのいづれを見ても、ヘブライ人が漂泊をとおして目ざしているもの、 める主のしもべの意識を確信した。詩篇作者にとって漂泊(巡礼)は「敬虔な歩み(旅)」 ル の神となるための試練として把握された。パビロンにおける異国の惨苦ののちに、故国帰還の喜びが与えられ、悩 族長アブラハムにおいて神の召命はただちに漂泊の旅にでることであった。モーセにおいては漂泊は神がイスラエ (tamaim hålak) 向い合っているもの、 として反省さ

た彼らの深い宗教意識の態度が問題になる。

は事実上の意味であれ、想念上の意味であれ、神を「尋ね求める」漂泊として把握、あるいは神と全人格をもって交 すなわち「主の道」「神の導き」の意識を感取する。いいかえるならば、 わる漂泊として思惟されている。あるいは「神とともに歩み」「神に帰える」行為として他に類を見ないまでに純化 人間の現象体験においてとくに漂泊の体験

されているのである。

多いけれど、それについてはまた別の機会にゆづりたい。 こうした漂泊の「歩み」「道」の問題は当然他の諸文献についてもふれなければならないし、残されている問題が

### 参考文献

Th. Boman; Das hebräische Denken im Vergleich mit dem Griechischen. I. Benzinger; Hebräische Archäologie

M. Buber; Der Glauben der Propheten

Mary Ellen Chase; Life and Language in the Old Testament

Buber; Die Schriften über das Dialogische Prinzip

### 〇理事会議事報告

(五月九日東大宗教学研究室に於いて開催)

1、石津会長より昨年十一月の総会における警職法動議 号彙報参照)の処置に関する補足説明、国際宗教学宗教史 会議の経理報告は上紀要編集の経過報告がなされた。

2、小口理事より本年度九学会連合大会に関し、、五月二十 三、二十四日両日学本会より「学界最近の動向」について ることとなった旨報告。 石津照璽氏、「山」について池上広正氏がそれぞれ 発 表す

1、本年度学術大会に関し当番校関西学院大学の片山理事よ り説明があり、期日を十月十六(金)・十七(土)・ 十八 (日)とすることが承認された

2、日本学術会議第五期会員候補者推薦に関し、本学会から することとなった。 ら立候補ある場合は書きそえて会員に通知すること。 石津照璽氏を推薦することに決定した。なお他に役員中か 般会員への右の報告は七月二十五日の立候補届締切後に

3、国際宗教学宗教史会議アジア、アフリカ部会設立準備委 組織委員会委員を中心に左の三十五氏を委員に推薦するこ 員推薦の件、会長より原案が出され国際宗教学宗教史会議

とが承認された。

池上広正、石原謙、右津照璽、菅門吉、金倉門照、岸本 正善、仁声田木王郎、西義雄、西谷啓治、西角井正慶、 宮崇仁、寓本正尊、諸戸素純、喪尾雅八、中村元、中山 **夷夫、桑田秀延、丸川仁夫、增永霊鳳、増谷対雄、三笠** 有強銖太郎、 福井康順、 | 古野青人、 東田敏明、 - 郷一郎

直四郎、上田義文、山田霊林、 山口益 、山崎亨 (敬称略)

小口偉一、大畠清、坂本幸男、鷹谷俊之、棚瀬囊爾、辻

4、本年度姉崎記念賞審査委員委嘱に関し、会長指名により (なお、委員委嘱に関しては、後日上記全氏の応諾を得た) 左の七理亊に右委員を委嘱することが承認された。

**菅、棚瀬、中村、長尾、仁戸田、堀、増谷各理亊** 

### 〇常務理事会議事報告

(六月二十六日東大宗教学研究室に於いて)

0

協

(1) されることとなった。 文科系学会連合編集、研究論文集第十一巻掲載論文推薦 名誉会員推薦の件-―これは更に理亊会にはかって決定

一、竹中信常氏「火の宗教学的研究」(大正大学「日 本 文

の件――左の二篇が推薦された。

一、武藤一雄氏「時と永遠―聖書的時間論についての一考 祭—」(「哲学研究」第四十卷第一册—四五九号—所収) 化」十三号所収)

(註、はじめ、桜井徳太郞氏「日本民間信仰論」が推薦 されたが、すでに民俗学会より推薦準備のことが判明 したので前記二篇となった。)

(3)

イ、「ヌーメン」の日本のコレスポンデントとして石津 照 及び論文の推薦を依頼されている旨の報告があり、その 璽氏が宗教学関係の一九五七年における著作リスト作成 ことが諮られ、会長一任に決定した。

ロ、"Religious Studies in Japan"出版遅延に関し会長 よりその経過報告があり諒承された。

## 国際宗教学宗教史会議アジア・アフリカ 部会会議設立準備委員会(第一回)議事報告

O

(六月八日、本鄕学士会館にて開催)

学者に通信を出した旨報告。 れに関する処理を報告。又同上組織委員会及び日本宗教学会の り同会議本部及びユネスコ本部に対する勧告決議内容並びにこ 会議終了後暫定的な亊務処理を行い、アジア各地域の機関及び 議を経て本委員会成立に至る亊情を報告。岸本委員より同国際 石津会長より、昨年夏開催の第九回国際宗教学宗教史会議よ

ついで本委員会の亊業並びに運営に関する協議に入る。 本委員会委員長選任については協議の結果岸本委員を推 同氏の応諾を得た。

(岸本委員長座長となる)

2、本委員会に幹亊をおくこととし協議の結果石津、 菅、中村の各委員を委嘱することに決定。

3、アジア、アフリカ地域の各国に、できれば統一的な宗教 望ましい。 回国際宗教学宗教史会議開催の時期までにまとまることが の事業内容とすること。右設立準備は、マルブルクの第十 設立となることを目標とし、これをさし当っての本委員会 学宗教史研究の学会を設立することを慫慂すること。この 組織ができれば、各国の組織体と連合協議して標記部会の

4、本委員会事務局を東京大学宗教学研究室におき、分室を 国学院大学日本文化研究所におくこと。

5 右の事務遂行に関し、委員長のもとに若干の委員をおく

6、委員からの提案を審議した結果左の三氏を委員に追加す ることを決定の

り、後日会長より委嘱し、三氏の応諾を得た。 浜田本悠氏、武内義範氏、田島信之氏' (右三氏に対しては会長より委嘱の手続きをとることとな

### 〇 お 知 ら 世

は推薦書を添えて御申込み下さるよう御知らせ致します。 各位に周知方と推薦方とを依頼してきていますので、希望者 本学会あてに、左記の学術奨励金につきまして学会研究者 締切期日は何れも七月三十一日までとなっております。

財団法人偕成会「偕成学術奨励金係」 東京都千代田区丸ノ内一丁目四番地

每日新聞社「每日学術奨励金係」 日興証券株式会社内

東京都千代田区有楽町一ノ十一

記

後

年度分会費も早目に御納入下さいますようお願いいたします。 とおりです)。出版費の支払いも滞りがちの状態ですから、 位は是非この際御納入下さい(御請求額は前号挿入の請求書の 年度分となります。五八年(昭和三十三年)度分会費未納の各 本号で一九五八年度分の会誌発行を終り、次号から一九五九 (なお御支払いの有無に拘らず振替用紙を本号に挿入しまし

> 紹 介

北 竹

楯 献 璋

植 李 髙

田

重

雄

蜸

園 Ш

賢  $\equiv$ 

了 夫

陳

尾道短期大学教授

大阪学芸大学教授 カゴ大学教授

シ

早稲田大学助教授 京 在 生

(東

(454) 102

### A View on the Science of Religion in America

### J. Mitsuo KITAGAWA

### The Syncretism of Hachiman-god and Buddhism

### Kenryo TAKEZONO

In the Nara period, the eighth century, Hachiman-god, the most noted. Shinto god in Kyushu district, took the lead in syncretizing with Buddhism on account of erecting Jinguji temple to hold the Buddhist ceremony before god, going up to Nara, the capital, and staying there to guard Todaiji, the central cathedral, and being called Bodhisattva to spread his dignity. Then he became a Buddhist-Shinto deity and played a great part in the later history of the nation, being regarded as next importance to the Sungoddess.

In the beginning of the Heian period, he was welcomed at Iwashimizu near Kyoto, the new capital, by a Buddhist monk and the Buddhist temple for Hachiman god was erected in which Buddhist ceremony was served. Thus he was worshipped all the more as a Buddhist-Shinto deity by the court and Iwashimizu Hachiman Gū was flourished as a Buddhist-Shinto temple to the nineteenth century.

Further in the twelfth century, when the military government of Minamoto was established at Kamakura, he was worshipped as the tutelary god of their clan. Since then the god has become the chief patron of military men and been received by the feudal lord in every prefecture. Therefore the spread of Hachiman worship developed the syncretism of Shinto and Buddhism, and men regarded other gods as Buddhist-Shinto ones and Buddhist temple was erected at almost every shrine.

At last the relation of Buddhas and gods was interpreted in the term of the Tendai and Shingon doctrines, Buddhas were called "Honji" or the eternal beings and gods "Suijaku" or his manifestations. The theory of this relation is called Honji-Suijaku theory which completed the syncretism of two religions, and still remains in the heart of the Japanese people notwithstanding the separation of the Meiji Government. Thus we may say that Hachiman god got the start of the syncretism of both religions.

### Dogen's Theory of Time and its Significance

### Masanobu TAKAHASHI

This study treats of Dogen's theory of time. The central thesis is that discontinuity and presence form the fundamental characteristics of Dogen's theory of time and that they afford an theoretical foundation to the psychological freedom and the practical freedom.

### The Development of "Ma-tsu" worship (媽祖信仰) of Sung age in China

### LI HSIEN-CHANG

This paper describes the first part of the auther's thesis—The development and decay of "ma-tsu" worship in China by analizing the dynastic pseudonyms and feuds bestowed by His Majesty—. In the first year of Yüan-yu, Goddess "ma-tsu" originated "ma-tsu" belief in Ning-hai districts of Pcu-tcien. And in the fifth year of Hsüan-hê, when the ship of Kao-li messengers of Lu Yün-ti met with a disaster on a voyage, the seamen of Pcu-tcien offered prayers to Goddess "ma-tsu" whom they had usually believed in. And that seamen were saved from the disaster by Goddess "ma-tsu". For this deeds Goddess "ma-tsu" was given the tablet "Shun-Chi" of mausoleum by the imperial court. This was the first occasion that "ma-tsu" began to be recognized in public. I dealt with the problems of the dynastic pseudonyms and feuds bestowed by His Majesty in South Sung age, by using chiefly many materials about "ma-tsu" and criticizing these materials—"Sung-hue-yao", "Lou-yao's", "Hung Ling-hui-fei", "Pcu-tcien pi-shih", "Ting po-kueics", "Sheng-fei miao chi", "Hsien-chci chih", "Chceng Tuan-hsüehcs" and "Ling-tzū

miao-chi". According to these documents, after the Hsüan-hê age this worship was not diffused widely because of government prohibition on the sea, but in the twenty-sixth year of Siao-hsing Goddess "ma-tsu" was set up at last her honorable pseudonym "Lin-hui fu-jên" by the imperial court. this Goddess "ma-tsu" worked many kinds of miracles in the naval battle of Chiao-hsi and in the battle of defence at Tscai-shih, and in Pcu-tcien districts many new shrines of "ma-tsu" worship were built one after another. Moreover the imperial court of Sung was in need of seamen's cooperation for the sake of the defence against the Chin army, so to this guardian Deity "ma-tsu" of seamen the imperial court gave a feud and added the other honorable pseudonyms-"Chao-ying", "Tsung-fu", "Shan-li". Thus in the beginning of Shao-hsi many small shrines of "ma-tsu" worship were built also in Chiang-ssu. Chie-chiang districts of China. In the fourth year of Shao-hsi Goddess "ma-tsu" was set up the great honorable pseudonym "Ling-hui-fei" and successively was added the other honorable pseudonyms "Tsu-shun", "Hsian-wei", "Ying-lie" and "Chia-ying" by the age of Chia-hsi. Especially in these pseudonyms it is significant that "Hsian-wei" was given to "ma-tsu" in recognition of Goddess' services which had helped the Sung army, when the Chin army invaded Hê-fei in An-hui in the age of Kai-hsi. After the age of Shao-hsi Goddess "ma-tsu" was given frequently many honorable pseudonyms by the imperial court for the sacred miracles in this worship, and it seems that these matters were reflecting the unstability of Chinese political conditions at that times.

I analized these objective and historical backgrounds of real matters in "ma-tsu" worship regarding each dynastic pseudonym and feud bestowed by His Majesty, by using many kinds of materials and also tried to make the reciprocal relationship clear, between the dynastic pseudonyms and feuds and the development of "ma-tsu" worship in China.

### On the Meaning of the Wandering in the Old Testament

### Shigeo UEDA

The ancient Hebrews were normaden as other Semites. It is natural that they had many normadic ideas. In this article I have treated to analyse ancient Hebrew mind according to the Old Testament as follows: 1) especially Hebrew language-Analisis, hålak, däräk, 'Oreh, and ger etc., 2) patriarcal age, Wandering-type, Abraham, Jacob, Joseph, 3) Exodus, Deuteronomy, 4) abylonian Captivity, 5) the song of priglimage in psalms.

And thus ancient Hebrew Wandering was an Experience of suffering in search for God and also of going with God.

### JOURNAL

### 0 F

### RELIGIOUS STUDIES

### Vol. 32 (4) • No. 159 • July. 1959

### EDITORIAL COMMITTEE

T. Ariga, K. Furuno, S. Hanayama, T. Ishizu, E. Kan,
Y. Kanakura, H. Kishimoto, R. Masunaga,
F. Masutani, H. Nakagawa, H. Nakamura,
H. Nishitani, I. Oguchi, K. Ôhata

### CONTENTS

### THE JAPANESE ASSOCIATION FOR RELIGIOUS STUDIES

OFFICE: THE UNIVERSITY OF TOKYO, TOKYO, JAPAN EDITORIAL BOARD: TOHOKU UNIVERSITY, SENDAI, JAPAN